中央区男女共同参画推進委員会	
令和４年８月５日	資料２

中央区男女共同参画行動計画 2023（仮称）
素案

令和５（2023）年３月

中　央　区

目　次

Ⅰ　計画の枠組み …… 1

１　計画策定の目的 …… 3
２　計画策定の背景 …… 3
３　中央区の人口・世帯等の現状 …… 8
４　「中央区男女共同参画行動計画 2018」の取組 …… 14
５　計画の位置付け …… 17
６　計画の期間 …… 17

Ⅱ　計画の基本的な考え方 …… 19

１　基本理念と目指す方向 …… 21
２　基本目標 …… 21
３　計画の体系 …… 22
４　計画の指標 …… 24

Ⅲ　取り組むべき課題と施策 …… 27

基本目標１　人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成 …… 29
１－１　男女平等の意識づくり …… 30
１－２　子どもの個性や能力を育む学校教育の充実 …… 35
１－３　男女の生涯にわたる健康支援 …… 38
１－４　ひとり親家庭や単身世帯などへの支援 …… 45
１－５　多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援 …… 50
基本目標２　女性の活躍の推進（中央区女性活躍推進計画） …… 54
２－１　働く場における女性の活躍推進 …… 55
２－２　女性の就労支援 …… 58
２－３　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援 …… 63
２－４　子育てや介護に対する支援の充実 …… 67
２－５　生活の場への男性の参画促進 …… 74
基本目標３　あらゆる暴力の根絶（中央区配偶者暴力対策基本計画） …… 78
３－１　セクシュアル・ハラスメントなどの防止 …… 79
３－２　配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 …… 86
３－３　性犯罪・性暴力の防止と被害者支援 …… 89

基本目標４　さまざまな場への男女共同参画の促進……93
４－１　政策・方針決定過程における女性の参画促進……94
４－２　地域活動における男女共同参画の促進……99
４－３　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進……104
基本目標５　男女共同参画の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用……108
５－１　地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成……109
５－２　誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用……113

Ⅳ　計画の推進に向けて……

１　計画推進体制の充実……
２　区民、NPO などや事業所との協働による計画の推進……
３　区職員に対する男女共同参画の理解徹底……
４　国、東京都との連携……

資料編……

１　中央区男女共同参画推進委員会……
２　中央区男女共同参画に関するアンケート調査概要……
３　事業一覧……
４　用語集……

Ⅰ　計画の枠組み

Ⅰ　計画の枠組み

１　計画策定の目的

本区では、昭和62年に最初の行動計画を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を上げて取り組み、平成30（2018）年３月に「中央区男女共同参画行動計画2018」（以下、「現計画」という。）を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。

男女共同参画が目指すところは、「人権が尊重され、男女の区別なく、一人一人が持てる能力を思う存分に発揮し、仕事、家庭、地域などで自らの意思に基づき多様な生き方を選択でき、誰もが豊かな人生を送ることができる社会をつくることにあります。男女共同参画社会の実現は、本区に住み、働き、集うすべての方々との連携・協働が不可欠です。

現計画の策定から５年がたち、社会情勢の変化、男女共同参画に関連する法律の改正、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした生活や働き方への影響など、新たな課題への取組が求められています。

そこで、令和４（2022）年度末をもって計画満了となる現計画を改定し、本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後５年間の取り組むべき課題の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画2023」（以下、「本計画」という。）を策定します。

２　計画策定の背景

（１）国際的な動き

平成27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。ジェンダーに関しては、「５　ジェンダー平等を実現しよう」で“男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう”と掲げられています。

男女共同参画に関する国際的な指標は、国連開発計画（UNDP）が公表しているGDI（ジェンダー開発指数）とGII（ジェンダー不平等指数）、世界経済フォーラムが公表しているGGI（ジェンダーギャップ指数）の３つが知られています。

GDIは、健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー・ギャップを表す指標で、日本は146か国中116位となっています（令和４（2022）年７月13日発表）。「教育」と「健康」は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低く、先進国の中では最下位となって

います。GII は、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における達成度の女性と男性の間の不平等を映し出す指標で、日本は162か国中24位となっています（令和２（2020）年12月15日発表）。GGI は、経済、教育、保健、政治の分野毎にデータをウェイト付けしてジェンダー・ギャップを算出する指数で、日本の順位は156か国中120位となっています（令和３（2021）年3月1日発表）。

これらの指標からみると、日本は教育分野や健康分野のレベルは比較的高く、経済分野や政治分野のレベルは依然として低いレベルにとどまっています。日本が各国のジェンダー平等化のスピードに追いつくには、経済分野と政治分野における男女格差の早急な解消が課題となっています。

（2）国の動き

男女共同参画社会の実現は日本の社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和2（2020）年12月、「第５次男女共同参画基本計画」（以下、「第５次基本計画」という。）が策定されました。

「第5次基本計画」の基本的な方針の中では、男女共同参画の取組の進展が十分でない要因として、政治分野や経済分野における女性活躍推進の課題、社会全体における性別役割分担意識や無意識の思い込みの存在などをあげ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の加速が必要としています。そして、取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関することも含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるとしています。また、第6分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」では、大人に変わって家事や家族の介護等を行う「ヤングケアラー」の問題にも取り組む必要があるとしています。

男女共同参画に関連する法改正の動きとして、現計画の策定以降、労働、女性活躍推進、DV 防止と被害者支援、性犯罪・性暴力対策、困難な問題を抱える女性に対する支援など、さまざまな分野の法改正が進みました。

労働の分野では、誰もが働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）の法改正が進みました。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）の改正により、一般事業主行動計画の策定義務・届出義務の対象の拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度が創設されました。

女性に対する暴力に関する分野では、配偶者等からの暴力の被害者と同伴家族を保護の適用対象に含むことが配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）と児童福祉法において明文化されました。性犯罪に関する刑法の改正があり、令和２（2020）年度から令和４（2022）年

度までの３年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が示されました。また、学校においても教育職員等による児童生徒性暴力等を禁止し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とした「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

困難な問題を抱える女性の意思が尊重され、最適な支援を受けられるように、令和４（2022）年5月19日、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が可決・成立しました。

また、政治の分野では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正されました。地方公共団体にも、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等の施策の強化が求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、あらためて男女共同参画の取組の重要性を浮き彫りにしました。感染拡大防止の観点から外出の自粛やテレワークが推奨され、災害時における事業継続においても、その必要性や有効性が認識されましたが、その一方で、長引く自粛生活や休業等による生活不安やストレスから配偶者等からの暴力や性暴力が増加・深刻化し、経済・生活面においても、非正規雇用労働者が多い女性の雇用不安や経済的困窮などの課題も顕在化しています。

国は、新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの「新しい日常」を見据えて「第5次基本計画」を策定しています。

さらに、トランスジェンダー等への配慮を理由として、性別欄を廃止するという動きが見られますが、ジェンダー統計の観点からは、男女別データが取得できなくなることへの懸念が生じています。このため、令和４年（2022）年には、国は専門調査会のジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループを立上げ、検討を進めています。

（３）東京都の動き

東京都は、令和４（2022）年４月、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV 防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成される「東京都男女平等推進総合計画」を改定しました。目指すべき男女平等参画社会のあり方として「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を掲げています。

多様な性のあり方については、平成30（2018）年に性自認や性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を含む、多様な性の理解の推進を盛り込んだ「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、同条例の目的を達成するために、令和元（2019）年に「東京都性自認及び性

的指向に関する基本計画」を定めました。「東京都男女平等推進総合計画」においても、性的少数者（セクシュアルマイノリティ・LGBT 等）（以下、「LGBT 等」という。）であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発に取り組む必要があるとしています。また令和４（2022）年5月には、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度（案）」を公表しました。

政策・方針決定過程への取組としては、令和４（2022）年６月22日、東京都男女平等参画基本条例を一部改正し、都の政策・方針決定過程に女性の参画を拡充し、さまざまな意見を反映することを目的として、審議会等の委員構成にクオータ制を導入しました。いずれか一方の性の委員のみで構成することを禁じ（義務規定）、男女いずれの性も40%以上（努力規定）として、女性の任用を促進するとともに、多様な性の委員に配慮することを求めています。

（４）本区の動き

本区では、令和４（2022）年１月１日の時点で定住人口が17万人を突破しました。男女ともに突出して30歳から54歳の人口が多く、一時は500人台だった年間出生数は2,000人を超えるなど、本区は一層活気にあふれたまちとなりました。

東京2020大会の選手村跡地では、都心から近く海に開かれた立地特性を生かして、子育てファミリー、高齢者、外国人など多様な人々が交流し、生き生きと生活できる、東京2020大会のレガシーとなるまちづくりを進めており、今後もさらに人口が増えていくと予測されています。

男女共同参画に関する動きとしては、平成13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けています。

「中央区男女共同参画行動計画」は、社会環境や区政を取り巻く状況の変化に対応して改定を重ねています。国や東京都の計画との整合性を踏まえるとともに、同委員会へ諮問し、その答申を踏まえて、平成20（2008）年、平成25（2013）年、平成30（2018）年と改定を重ね、さまざまな施策を展開しています。

また、平成５（1993）年に、女性の地位向上と社会参加を促進することにより男女平等社会の実現を図ることを目的に、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点として「ブーケ21」を開設し、女性団体の育成や活動を支援するとともに、女性団体などと連携しながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。開設から約30年が経過し、施設の認知層は半数を超えていますが、女性50代以上の利用が活発である一方、中央区の人口構造の中心となっている若い世代や、

男性の利用は少ない状況にあります。

そのため、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた拠点として、生きづらさを抱えた男性、LGBT 等の支援なども含め、すべての区民に利用される施設としていく必要があります。

さらに、本区は、男女共同参画社会づくりや人権・多様性の尊重に対する社会的気運の高まりを受け、現計画の改定と併せ、男女共同参画社会のさらなる推進に向けた区としての意思と姿勢を示し、各施策や取組の土台、基本指針となるべき条例を制定しました。

３　中央区の人口・世帯等の現状

（１）人口の推移・構造

総人口は増加傾向にあり、令和４（2022）年１月１日時点171,419人となっています。

平成28（2016）年時点と比較すると28,424人増の1.20倍となっています。特に「０～14歳」は1.34倍と総人口の増加率を上回っています。

また、人口構造を見ると、男女ともに突出して30歳から54歳の人口が多くなっています。

図表　人口の推移（中央区）

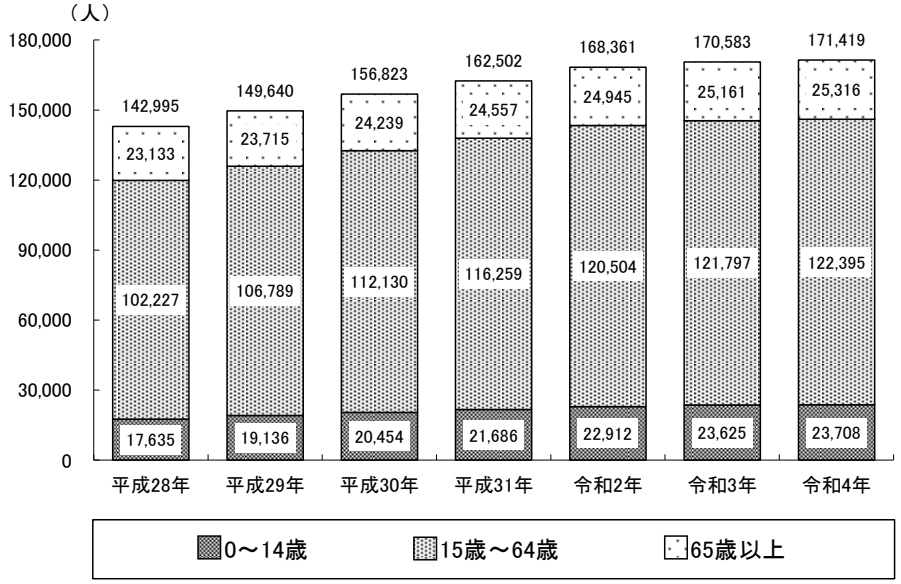

資料：住民基本台帳（各年１月１日時点）

図表　人口構造（中央区）

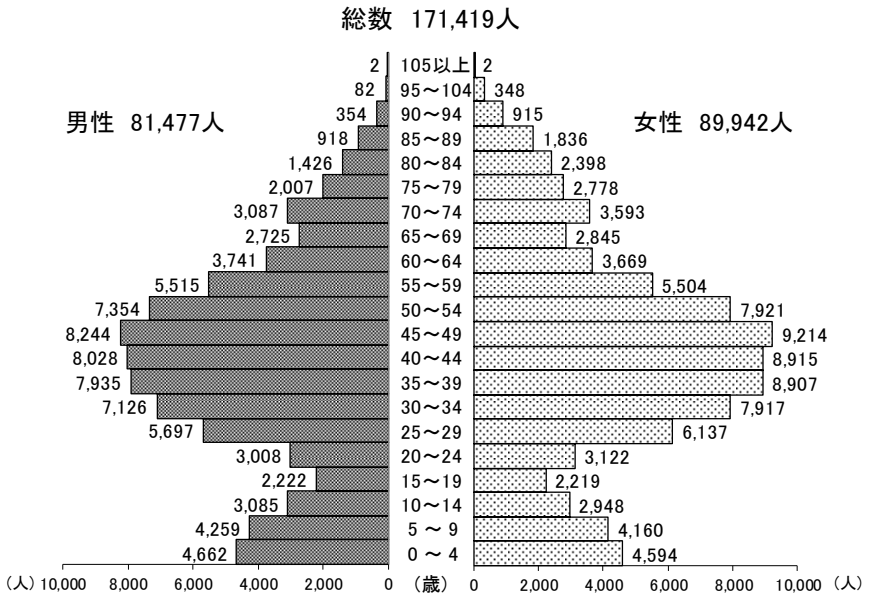

資料：住民基本台帳（令和４（2022）年１月１日時点）

（２）人口推計

令和４（2022）年１月推計の将来人口推計では、総人口は今後も増加を続け、令和９（2027）年には20万人を超えることが見込まれます。

図表　人口推計（中央区）

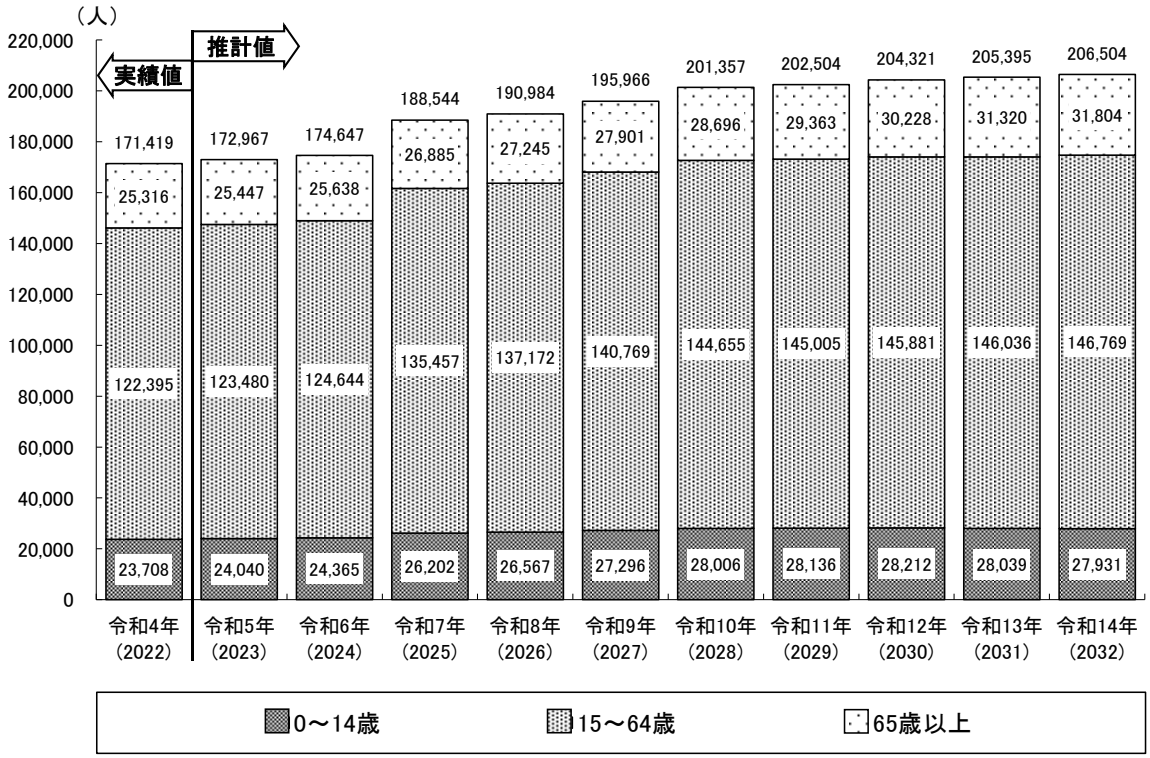

資料：中央区将来人口の見通しについて 令和４（2022）年１月推計

（３）世帯数・世帯構造

世帯数は増加傾向にあり、令和４（2022）年１月１日現在の世帯数は、96,535世帯となっており、１世帯あたりの人員は1.78人となっています。平成28（2016）年時点と比較すると、14,478世帯増の1.18倍となっています。

世帯構造は平成17（2005）年から令和２（2020）年の15年間で核家族世帯は、19,750世帯増の1.93倍となっています。また、単独世帯は５割台で推移しています。

図表　世帯数・１世帯あたりの人員の推移（中央区）

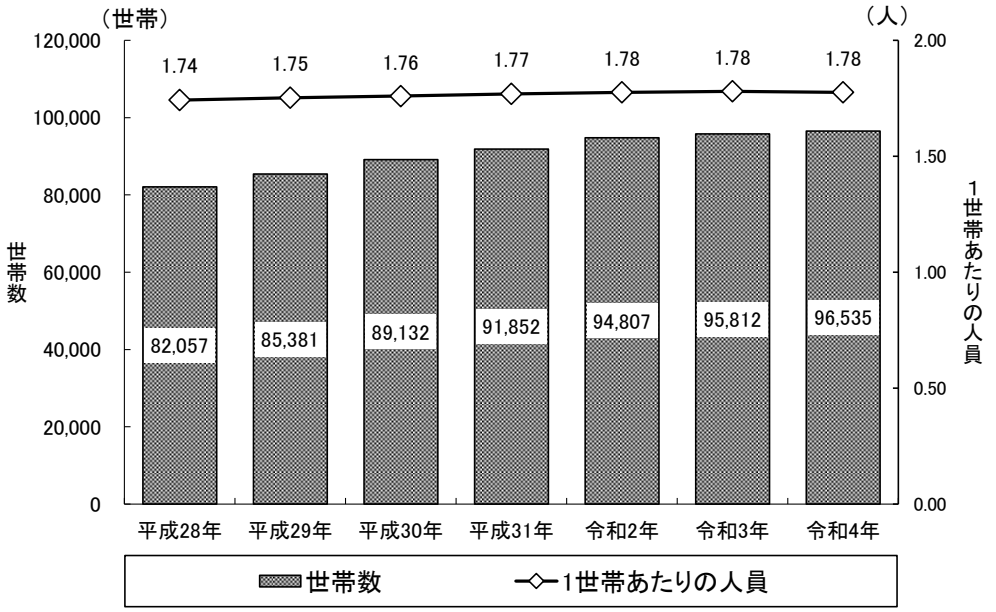

資料：住民基本台帳（各年１月１日時点）

図表　世帯構造の推移（中央区）

（単位：世帯）

	平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	一般世帯数	構成比（%）	一般世帯数	構成比（%）	一般世帯数	構成比（%）	一般世帯数	構成比（%）
総数（家族類型）	55,592	100.0%	67,883	100.0%	79,256	100.0%	92,487	100.0%
親族世帯	22,982	41.3%	31,396	46.3%	35,024	44.2%	42,648	46.1%
核家族世帯	21,266	38.3%	29,204	43.0%	33,235	41.9%	41,016	44.3%
夫婦のみ	8,904	16.0%	13,004	19.2%	14,123	17.8%	16,829	18.2%
夫婦と子ども	9,005	16.2%	11,833	17.4%	14,453	18.2%	18,891	20.4%
男親と子ども	548	1.0%	703	1.0%	627	0.8%	711	0.8%
女親と子ども	2,809	5.1%	3,664	5.4%	4,032	5.1%	4,585	5.0%
核家族以外の世帯	1,716	3.1%	2,192	3.2%	1,789	2.3%	1,632	1.8%
非親族世帯	517	0.9%	650	1.0%	840	1.1%	1,182	1.3%
単独世帯	31,601	56.8%	35,837	52.8%	43,377	54.7%	48,646	52.6%

※一般世帯数の「総数」は、世帯の家族類型「不詳」を含むため、「親族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」を足した数と一致しないところもある。

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

（４）区内の子どもと高齢者の状況

①出生数

出生数は各年2,000人台で推移しており、横ばいとなっています。

図表　出生数の推移（中央区）

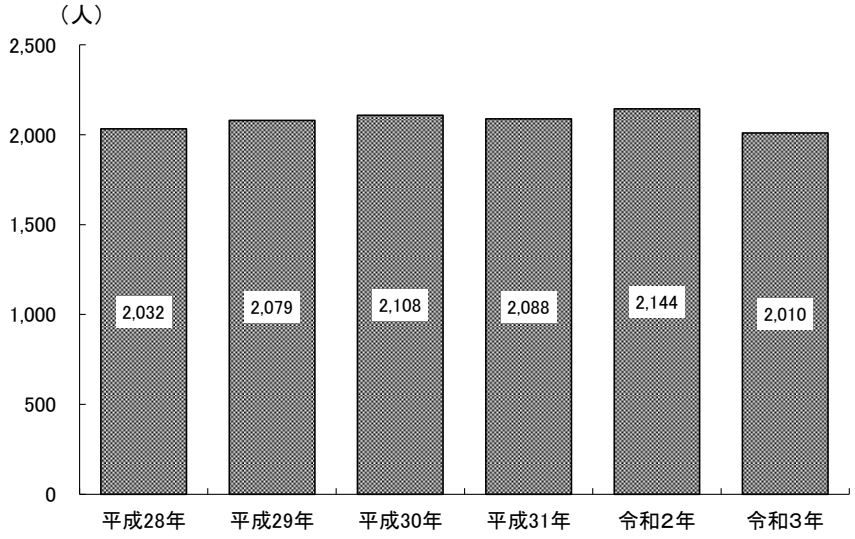

※出生数は、外国人の日本での出産と日本人の国外での出産を除く。

資料：中央区ポケット案内

②合計特殊出生率

合計特殊出生率は、東京都、東京都区部平均よりは高く、平成31（2019）年まで全国と同程度で推移しています。令和２（2020）年は、全国よりも高く、東京都23区内で最も高くなっています。

図表　合計特殊出生率の推移（中央区、東京都区部、東京都、国）

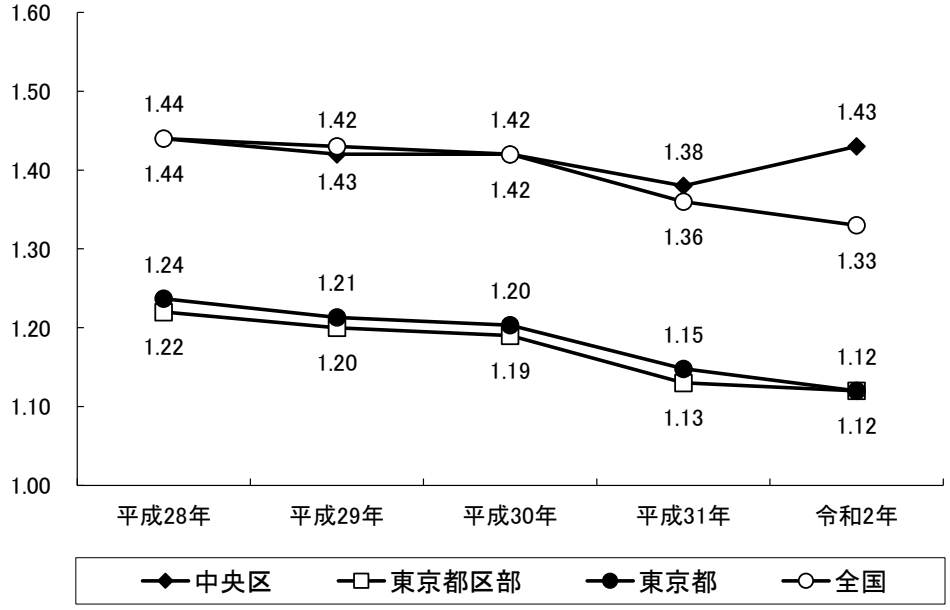

資料：人口動態統計、人口動態統計年報（東京都）

③乳幼児人口と保育ニーズ

乳幼児人口は、平成29（2017）年から令和２（2020）年にかけて増加しており、乳幼児人口増加に伴って区内の保育ニーズも増加しています。

保育ニーズ率は、平成30（2018）年以降、上昇傾向にあり、令和４（2022）年は50.9%となっています。

図表　乳幼児人口と保育ニーズの推移（中央区）

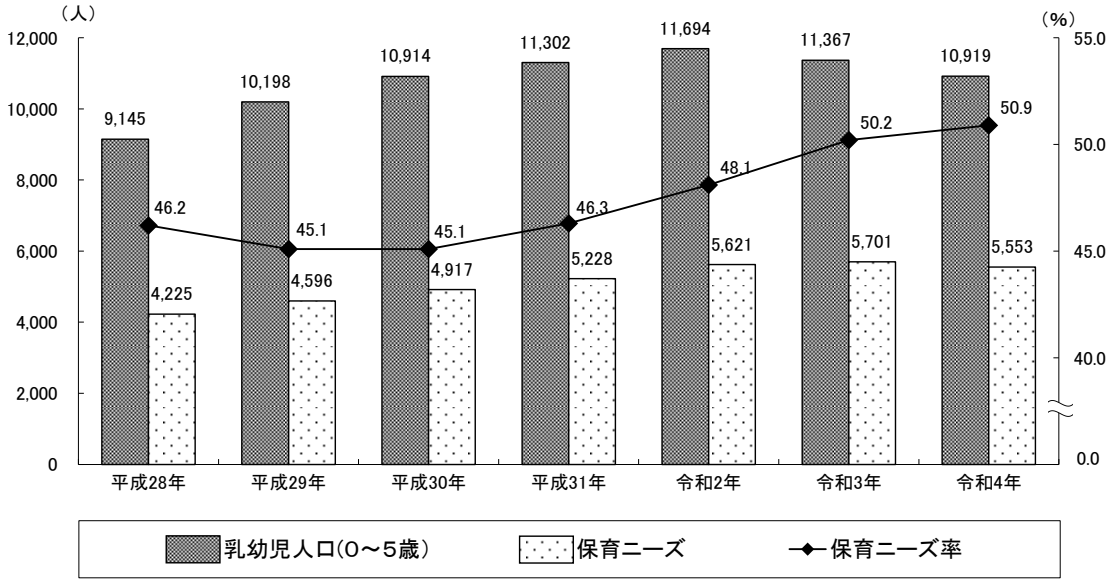

※各年4月1日現在

資料：中央区子ども・子育て会議資料

④小学校児童数・中学校生徒数

区内の小学校児童数、中学校生徒数はともに増加傾向にあります。令和４（2022）年４月7日時点の小学校児童数は8,489人、中学校生徒数は1,657人となっています。

小学校児童数・中学校生徒数の推移（中央区）

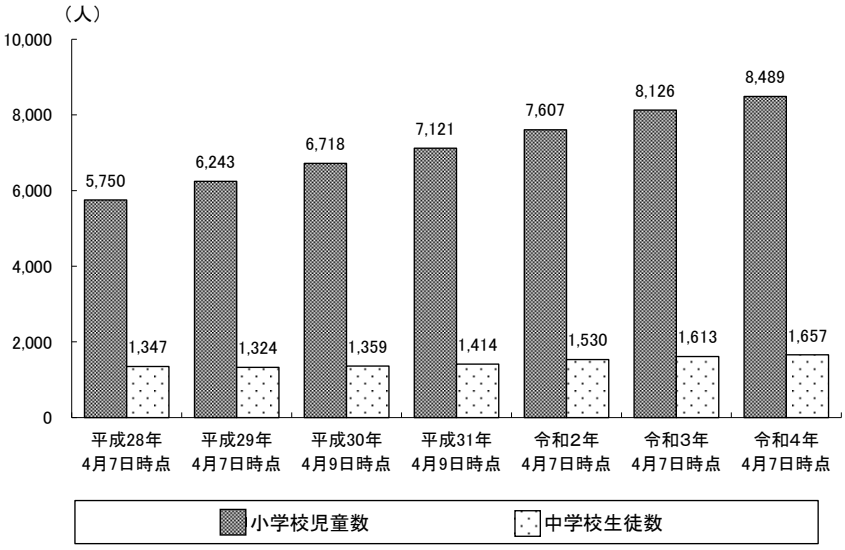

資料：中央区ポケット案内

⑤高齢者人口・高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和４（2022）年１月1日時点は25,316人となっています。そのうち65歳から74歳までの前期高齢者数は12,250人、75歳以上の後期高齢者数は13,066人となっています。本区では、平成31（2019）年以降、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、推移しています。

男女別の高齢者の状況では、男性は前期高齢者数多く、女性は後期高齢者数が多くなっています。

高齢化率は、転入による64歳以下の人口の増加により、令和２（2020）年まで下がっており、令和４（2022）年は14.8%となっています。

図表　高齢者数・高齢化率の推移（中央区）

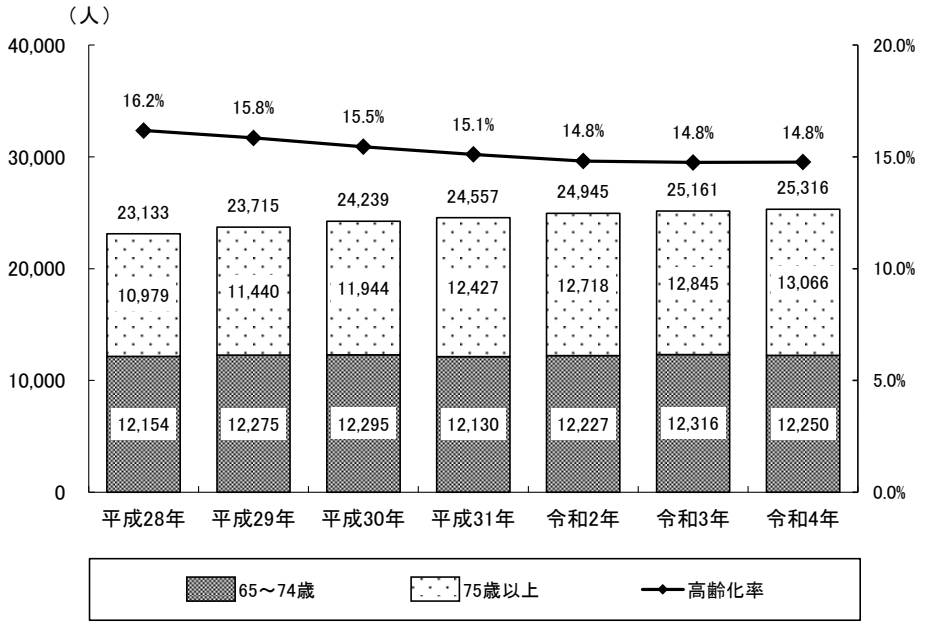

資料：住民基本台帳（各年１月１日時点）

図表　男女別の高齢者数の推移（中央区）

（単位:人）

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総人口	142,995		149,640		156,823		162,502		168,361		170,583		171,419	
65歳以上	9,489	13,644	9,767	13,948	10,004	14,235	10,140	14,417	10,347	14,598	10,452	14,709	10,601	14,715
65～74歳	5,588	6,566	5,695	6,580	5,722	6,573	5,654	6,476	5,727	6,500	5,795	6,521	5,812	6,438
75歳以上	3,901	7,078	4,072	7,368	4,282	7,662	4,486	7,941	4,620	8,098	4,657	8,188	4,789	8,277

資料：住民基本台帳（各年１月１日時点）

４　「中央区男女共同参画行動計画2018」の取組

中央区では、「中央区男女共同参画行動計画2018」の４つの基本目標と17の取り組むべき課題について、さまざまな取組をしてきました。

（１）基本目標Ⅰ　女性の活躍の推進（中央区女性活躍推進計画）

これまで、「働く場における女性の活躍推進」、「女性の就労支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」、「子育てや介護に対する支援の充実」、「生活の場への男性の参画促進」に取り組んできました。

女性の活躍推進や女性の就労支援、ワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護に関して、働き方改革、ハラスメント対策やコロナ禍での働き方などさまざまなテーマの講座や育児中の男性向け講座等の開催、パンフレットの配布等による意識啓発や情報提供などに努めてきました。講座等の開催については、東京都労働相談情報センターや東京商工会議所中央支部と、就業相談関係では、ハローワークとの連携を図りました。また、ワーク・ライフ・バランス認定企業の区外転出など減少要因もある中で、着実に認定企業数を増やせました。

子育てや介護に対する支援としては、息抜きや保護者同士の交流、再就職に向けた動機付けなど、さまざまな方向から育児中の保護者への支援や各種保育サービスの充実を図るとともに、放課後における児童が安心して過ごせる場所の確保をし、家庭や児童のセーフティーネットとして一定の役割を果たしてきました。また、介護をしている人への支援としては、各種サービスの充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手紙や電話などで介護の現状把握に努め、介護者の負担の軽減につなげることができました。

（２）基本目標Ⅱ　男女平等を阻む暴力の根絶（中央区配偶者暴力対策基本計画）

これまで、「セクシュアル・ハラスメントなどの防止」、「配偶者等からの暴力の防止」、「配偶者等からの暴力被害者の支援」に取り組んできました。

ハラスメント行為や配偶者等からの暴力の防止のため、講座等の開催、女性に対する暴力をなくす運動の期間における多様なツールを活用した啓発活動、パネル展示を通した情報発信などを行いました。パネル展示では、区民の方に関心を持ってもらえるよう努め、運動に賛同してくれる人を見える化することで、区民の関心度を把握する第一歩とすることができました。

また、ハラスメント行為や配偶者等からの暴力の被害者支援としては、相談窓口の周知及び相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関との連携を図ってきました。特に、相談しやすい環境づくりについては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発出に伴い女性センター施設が休館となった際にも相談事業を継続することで、コロナ禍でも多くのニーズに応えることができました。また、子育て支援課ではオンライン相談を開設するなど、相談方法の拡充を図り、さまざまな対応をすることで、相談機能の充実を図りました。

今後は、より円滑な配偶者等からの暴力の被害者支援として、配偶者暴力防止センター機能の整備について、具体的に検討及び整備をしていく必要があります。

（3）基本目標Ⅲ　人権が尊重され多様な生き方を認め合う社会の形成

これまで、「男女平等の意識づくり」、「子どもの個性や能力を育む学校教育の充実」、「男女の生涯にわたる健康支援」、「ひとり親家庭や単身世帯などへの支援」に取り組んできました。

区民や事業所など幅広い層を対象に、男女共同参画の意識啓発を図るため、パンフレットの配布、講座等を開催するとともに、学校では、男女平等教育及び人権の尊重や社会・文化の多様性に対する理解を深める教育を推進してきました。

また、生涯にわたる健康支援として、女性のみならず男性の相談事業を始めるとともに、各種健康診査やがん検診、歯科健診等は、新型コロナウイルス感染症による受診控えに対応しながら実施してきました。妊娠・出産期における女性と子どもの支援として、妊娠期は健康診査、出産後は訪問指導や乳児健康診査、相談などを通し、乳幼児の健康状態の把握や疾病の早期発見及び母親の健康状態の把握や支援をしてきました。さらに、学齢期の子どもが心身ともに健やかに発達することを支援するため、子ども本人や保護者を対象とした相談の実施、児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」の周知・啓発などにも取り組みました。

ひとり親家庭等への支援としては、相談事業の充実や家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援をしてきました。特に、子どもの学習支援は、小学校から切れ目のない支援を目指し、高校生世代まで対象者を拡充させて貧困の連鎖を防止する体制とするとともに、オンライン学習会を併用しながら事業を行ってきました。

（4）基本目標Ⅳ　さまざまな場への男女共同参画の促進

これまで、「政策・方針決定過程における女性の参画促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進」に取り組んできました。

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進のために、女性の防災拠点運営委員数を増やし、避難所運営においては女性リーダーを配置するなどの見直しを進め、令和３（2021）年２月の地域防災計画の修正時には、防災拠点運営委員会における女性リーダーの育成及び防災拠点での女性の視点に配慮した防災拠点活動マニュアルの見直しを明記しました。さらに、女性専用スペースや乳幼児・妊産婦世帯優先居室の効果的な配置など、安心して避難生活が送れるような内容の防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備にも努め、取組を進められました。

また、政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けて、庁内における管理監督職への女性の登用は進んでいますが、審議会などにおいては、女性比率が横ばいであるため、今後は、さらなる工夫をする必要があります。

そして、地域活動における男女共同参画の促進に向けて、講座等の実施をはじめ、活動の場の提供や活動への助成、自主的な学習活動の支援に加え、地域活動のきっかけづくりのための情報提供や研修の充実を図りました。今後は、助成制度の利用団体の固定化の解消に向けた取組や幅広い方法での団体支援のためのオンラインを活用した各種講座等の実施、新規登録団体の拡大や男性高齢者の参加促進のための取組など、それぞれの課題に応じた対応をしていく必要があります。

（５）基本目標Ⅴ　男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

これまで、「地域活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成」、「「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携」に取り組んできました。

地域活動における女性リーダーの育成や「ブーケ21」利用団体に対する支援として、「ブーケ21」を拠点に、男女共同参画リーダー研修の実施や集会施設利用時の託児室の利用、団体活動紹介ブースの設置や男女共同参画団体の活動への助成、交流・発表の場の提供を通し、地域で活動する団体を支援してきました。

「ブーケ21」のさらなる活用に向けては、男女ともに利用される「ブーケ21」を目指し、女性相談の充実のみならず、男性電話相談の実施、育児中の男性向け講座を含めた男性に対する講座の実施をしてきました。また、毎年開催している中央区ブーケ祭りは、実行委員会との協議を重ねるとともに、実行委員会や近隣施設、関係機関との連携強化に努め、ブーケ祭りの内容の充実を図りました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２（2020）年、令和３（2021）年と中央区ブーケ祭りは開催ができませんでしたが、令和４（2022）年は実施方法を検討して開催できました。

今後は、本の森ちゅうおうなど新たに整備される施設との事業連携について、関係者と協議していく必要があります。

5　計画の位置付け

（１）男女共同参画社会の実現に向けた本区の取組を示す総合的指針です。
　　☆本区の特性を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策の基本方針と進捗を管理する事業を示します。
　　☆行政だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。
　　☆社会経済情勢の変化に伴い適宜見直しを行い、改善を図ります。
（２）本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に基づく計画です。
（３）本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に基づく「区市町村推進計画」を包含します。
（４）本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第２条の３第３項に基づく計画を包含します。

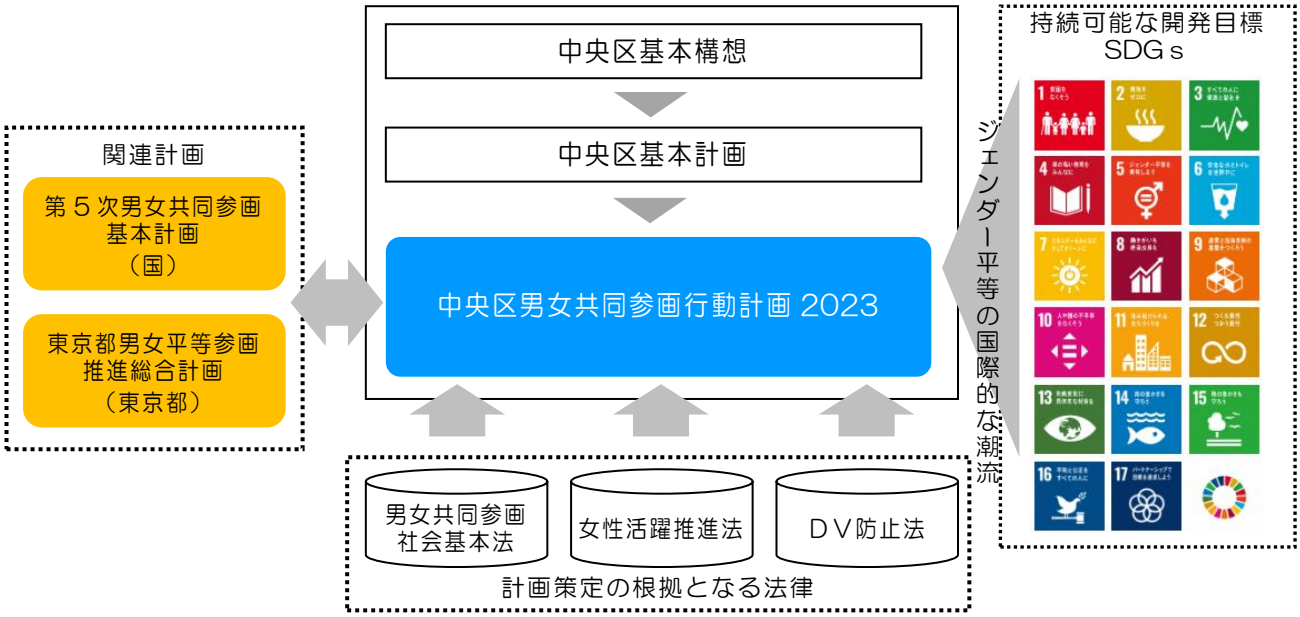

6　計画の期間

令和５年４月１日（令和５年度）から令和 10 年３月 31 日（令和９年度）年度までの５カ年とします。

本計画は、令和８年度に実施する区民への意識・実態調査の結果を踏まえて、令和９年度に見直しを行います。

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
男女共同参画行動計画 2023									
			見直し※		次期計画				

※令和８年度に区民への意識・実態調査を実施

Ⅱ　計画の基本的な考え方

Ⅱ　計画の基本的な考え方

１　基本理念

男女共同参画社会を実現するには、すべての人が男女平等意識を高め、人権と個性を尊重し合い、多様な生き方を認め合うことが重要です。一人一人が固定的な性別役割意識にとらわれず、誰もが自分の意思で生き方を選択し、あらゆる暴力を受けることなく、さまざまな場で活躍できるようにすることが必要です。

本区においても、男女共同参画を推進するための人材を育成し、拠点施設を活用して地域から男女共同参画社会の実現をめざします。

このため、本計画の基本理念を次の通りとします。

一人一人の人権と個性が尊重され、
みんなが能力を発揮し、活躍できる地域社会の実現

２　基本目標

本計画では、基本理念を実現していくため、次に示す５つの基本目標を設定します。

基本目標１　人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成
基本目標２　女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕
基本目標３　あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕
基本目標４　さまざまな場への男女共同参画の促進
基本目標５　男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

３　計画の体系

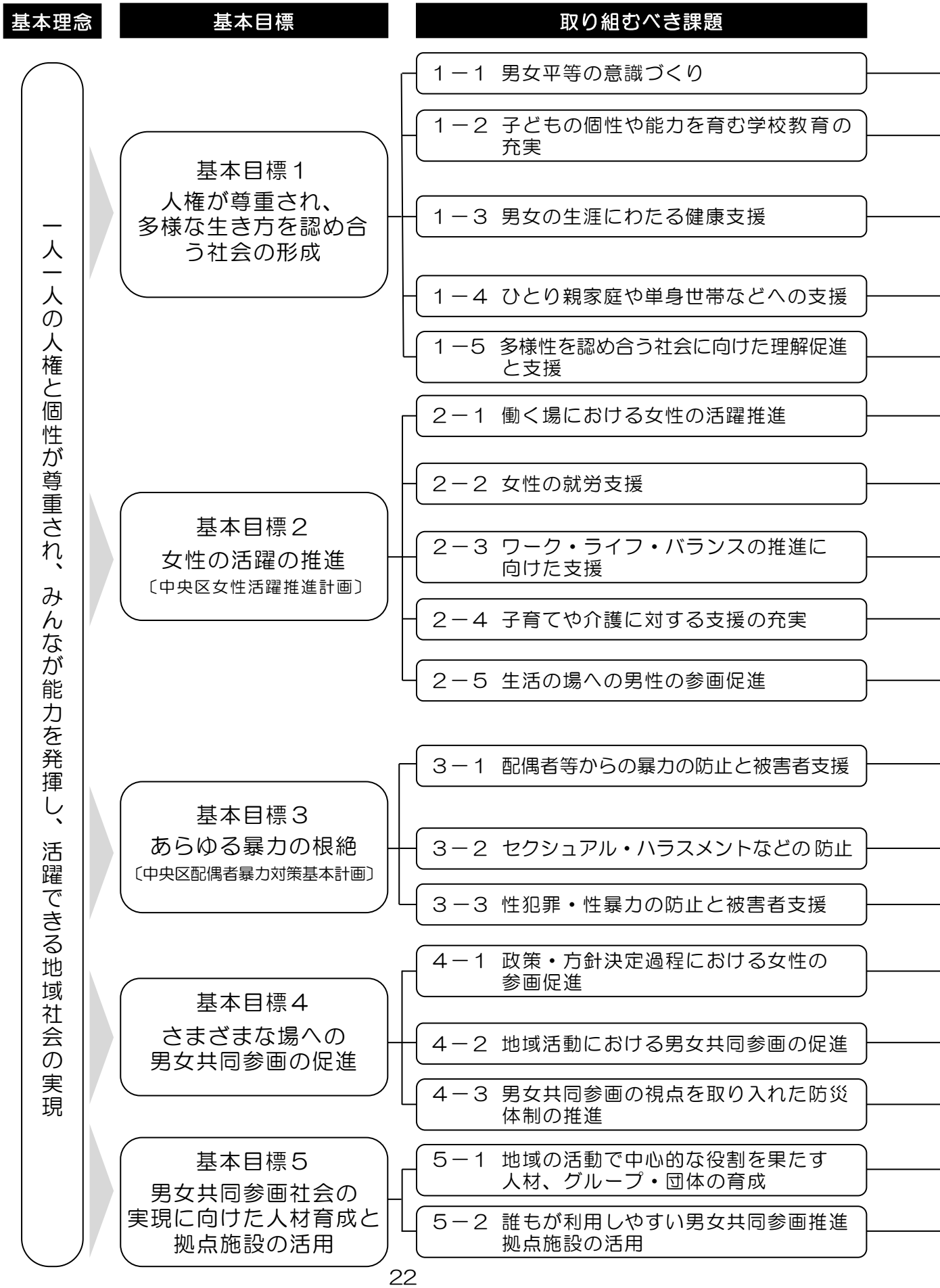
基本理念
基本目標
取り組むべき課題
一人一人の人権と個性が尊重され、みんなが能力を発揮し、活躍できる地域社会の実現
基本目標１
人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成
１－１　男女平等の意識づくり
１－２　子どもの個性や能力を育む学校教育の充実
１－３　男女の生涯にわたる健康支援
１－４　ひとり親家庭や単身世帯などへの支援
１－５　多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援
基本目標２
女性の活躍の推進
〔中央区女性活躍推進計画〕
２－１　働く場における女性の活躍推進
２－２　女性の就労支援
２－３　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援
２－４　子育てや介護に対する支援の充実
２－５　生活の場への男性の参画促進
基本目標３
あらゆる暴力の根絶
〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕
３－１　配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
３－２　セクシュアル・ハラスメントなどの 防止
３－３　性犯罪・性暴力の防止と被害者支援
基本目標４
さまざまな場への男女共同参画の促進
４－１　政策・方針決定過程における女性の参画促進
４－２　地域活動における男女共同参画の促進
４－３　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進
基本目標５
男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用
５－１　地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成
５－２　誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用

施策
1－1－(1) 男女共同参画の意識啓発 1－1－(2) 男女共同参画に関する情報提供
1－2－(1) 学校における男女平等教育の推進 1－2－(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進
1－3－(1) 生涯にわたる女性・男性の健康支援 1－3－(2) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援 1－3－(3) 子どもの相談体制の充実 1－3－(4) 女性・男性の相談体制の充実
1－4－(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援 1－4－(2) 経済的自立に向けた就労支援
1－5－(1) 多様な性のあり方に対する理解促進と支援
2－1－(1) 女性の活躍推進に向けた意識啓発 2－1－(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援
2－2－(1) 女性の就労継続に向けた支援 2－2－(2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援 2－2－(3) 女性の能力発揮に向けた支援
2—3－(1) ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発 2－3－(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援
2－4－(1) 子育てをしている人への支援 2－4－(2) 家族の介護をしている人への支援
2－5－(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発 2－5－(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進
3－1－(1) 配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発 3－1－(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進 3－1－(3) 相談・保護から自立までの切れ目のない支援 3－1－(4) 配偶者暴力相談支援センターの機能整備
3－2－(1) セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発 3－2－(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援
3－3－(1) 性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援
4－1－(1) 審議会など委員への女性の参画拡大 4－1－(2) 区民の意見反映の機会の充実 4－1－(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進
4－2－(1) 地域活動の場の提供と活動支援 4－2－(2) 地域活動のきっかけづくり
4－3－(1) 防災対策における女性の参画拡大 4－3－(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
5－1－(1) 地域活動における女性リーダーの育成 5－1－(2)「ブーケ 21」利用団体に対する支援
5－2－(1)「ブーケ 21」のさらなる活用の推進 5－2－(2) 近隣施設との連携

４　計画の指標

本計画では、取り組むべき課題ごとに以下の指標を設け、取組を進めていきます。

	指標	現状値（時点）	目標値（期限）
基本目標１　人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成			
課題１	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に《反対（反対である、どちらかといえば反対である）》と答えた人の割合（区民調査）※1	57.9%（令和３年）	●●% or 増加（令和８年）
	「社会全体における男女の地位の平等感」で「平等」と答えた人の割合（区民調査）	34.8%（令和３年）	
課題２	「教育の場における男女の地位の平等感」における「平等になっている」と答えた人の割合（区民調査）	58.2%（令和３年）	全国平均を上回る（令和８年）
課題３	がん検診の受診率	（令和３年度）	（令和９年度）
	子宮がん※2	24.1%	
	乳がん※3	23.2%	
	肺がん※4	17.7%	
	65 歳健康寿命		
課題４	ひとり親家庭・女性・家庭相談の件数	600件（令和２年度）	
課題５	「SOGI（性的指向／性自認）」の言葉の認知度で「言葉の意味まで知っていた」の割合（区民調査）	15.5%（令和３年）	
基本目標２　女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕			
課題１	「職場における男女の地位の平等感」で「平等になっている」の割合（区民調査）	27.4%（令和３年）	
	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所※6	933件	
課題２	女性が働くことに対する考えで、「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」の割合（区民調査）	56.0%（令和３年）	
	就労支援講座の参加延人数		

指標		現状値（時点）	目標値（期限）
課題３	「仕事とそれ以外の生活を同じように両立している」人の割合（区民調査）	21.1%（令和３年）	
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数	25 事業所（令和４年４月）	
課題４	子育て交流サロン「あかちゃん天国」の利用延人数		
	（調整中）		
課題５	男性の家事・育児・介護に携わる１日当たりの時間（平日・休日）（区民調査）	平日　98.5 分 休日 164.2分（令和３年）	
	区男性職員の育児休業取得率	25.0%（令和３年度）	50.0%（令和７年度まで）
基本目標３　あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕			
課題１	配偶者暴力防止法の認知度で「法律があることも、その内容も知っている」割合（区民調査）	23.7%（令和３年）	
	ＤＶ被害について誰にも相談していない人の割合（区民調査）	50.6%（令和３年）	
	デート DV の言葉の認知度で「意味を知っている」と答えた人の割合（若年層調査）※6	24.0%（令和３年）	
課題２	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーなどの参加延人数		
課題３	性暴力等の防止に向けたセミナーなどの参加延人数		
基本目標４　さまざまな場への男女共同参画の促進			
課題１	審議会などにおける女性委員の割合		
	庁内の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合		
課題２	地域活動へ参加している人の割合（区民調査）	48.8%（令和３年）	

指標		現状値 （時点）	目標値 （期限）
課題3	(調整中)		
基本目標５　男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用			
課題1	男女共同参画リーダー研修の参加延人数	24人 （令和３年度）	
課題2	「ブーケ 21」の認知度　（区民調査）	52.4%※7 （令和３年）	
	「ブーケ21」登録団体数	64団体 （令和３年12月）	
	「ブーケ21」の利用率	27.7% （令和３年度）	

※１　区民調査とは、中央区男女共同参画に関するアンケート調査（令和３年実施）の区民向け調査のことである
※２　20 歳以上の偶数歳の女性及び 21 歳以上の前年度未受診の奇数歳の女性
※３　36 歳以上の偶数歳の女性及び 37 歳以上の前年度未受診の奇数年の女性
※４　40 歳以上の方
※５　厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数
※６　若年層調査とは、中央区男女共同参画に関するアンケート調査（令和３年実施）の若年層向け調査のことである
※７　＜利用層＞と＜認知・非利用層＞の合計

Ⅲ　取り組むべき課題と施策

Ⅲ　取り組むべき課題と施策

本計画では、基本理念と５つの基本目標に基づいて、取り組むべき課題を設定し、これに沿って具体的な施策・事業を実施していきます。

基本目標１　人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

男女共同参画の目指すところは、すべての区民の人権が尊重され、男女の区別なく、一人一人が持てる能力を思う存分発揮し、仕事、家庭、地域などで自らの意思に基づき多様な生き方を選択でき、誰もが自己実現を通じて豊かな人生を送ることができる社会をつくることにあります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、年齢、性自認・性的指向、国籍、文化、障害の有無などに関し、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながるものです。

そのためには、男女平等意識を育み、それぞれの価値観やライフスタイルを認め合うとともに、互いに支え合いながら生涯にわたって健康に暮らすことができるよう支援することが重要です。

さらに、ひとり親家庭や単身世帯など経済的に困難な状況に陥りやすい人への支援なども求められています。

そのため、「男女平等の意識づくり」、「子どもの個性や能力を育む学校教育の充実」、「男女の生涯にわたる健康支援」、「ひとり親家庭や単身世帯などへの支援」、「多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題１－１　男女平等の意識づくり

誰もが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、男女平等の観点から極めて重要です。男女共同参画社会を実現する上で、「男性は仕事、女性は家庭」など性別によって役割を固定する考え方である固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（以下、「無意識の思い込み」という。）は、大きな阻害要因となっているため、解消に向けた取組が求められています。

■現状

男女の地位の平等感について、さまざまな分野で＜男性優遇＞と感じる人の割合が高く、特にしきたりや習慣、政治の場において高くなっています。女性は男性よりすべての項目において「平等になっている」と感じる人の割合が低く、特に家庭や社会活動の場において低くなっています（図表１）。また、本区では男女共同参画の意識啓発に努めてきましたが、５年前よりも「平等になっている」と感じる人の割合は、職場以外の項目において低くなっています（図表２）。

一方で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担について、＜反対＞と答えた人は約６割になりました（図表３）。

また、男女共同参画に関する言葉について、『ジェンダー平等』は７割台、『男女共同参画』は５割台が言葉の意味まで知っていますが、『アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）』は２割台と認知度が低くなっています（図表４）。

■取組の方向性

固定的な性別役割分担意識は変わりつつあるものの、いまだ解消されておらず、男女の地位の平等感は後退しているため、男女共同参画の視点から、誰もが性別に関わりなく多様な生き方、ライフスタイルを柔軟に選択し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、さまざまな場における不平等感の改善や社会制度や慣行のさらなる見直しが求められています。こうしたことから、男女共同参画への区民の理解を深めていくために、意識啓発や情報提供の充実を図る必要があります。

■施策

１－１－(1) 男女共同参画の意識啓発

区民や事業所などに向けて実施する男女共同参画をテーマとした講演会・講座などの拡充を図り、「無意識の思い込み」をはじめ、男女共同参画に関する意識啓発を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
	男女平等意識を醸成する講座などの開催	男女共同参画講座・講演会、水曜イブニングトーク、イクメン講座、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー、講演と映画のつどいなどにより、男女共同参画の意識啓発を行う。	総務課
	男女共同参画啓発パンフレットの配布	男女共同参画の啓発パンフレットを、「ブーケ21」館内に配架するとともに、各種講座開催時に配布することで、講座参加者に情報を提供する。	総務課

１－１－(2) 男女共同参画に関する情報提供

男女共同参画に関する情報を中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」や区のホームページなどを活用し、区民や事業所などに向けて情報提供します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」の発行	男女共同参画に関する情報誌を発行し、広く情報提供を行う。	総務課
	インターネットの活用	区ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、講座開催の案内、登録団体の活動紹介、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の取組紹介など広く情報を発信する。	総務課
	情報資料コーナーの活用	「ブーケ21」１階の情報資料コーナーにおいて、男女共同参画関連の書籍を貸し出すとともに、インターネットに接続する利用者用パソコンを設置する。	総務課

図表１　各分野における男女の地位の平等感

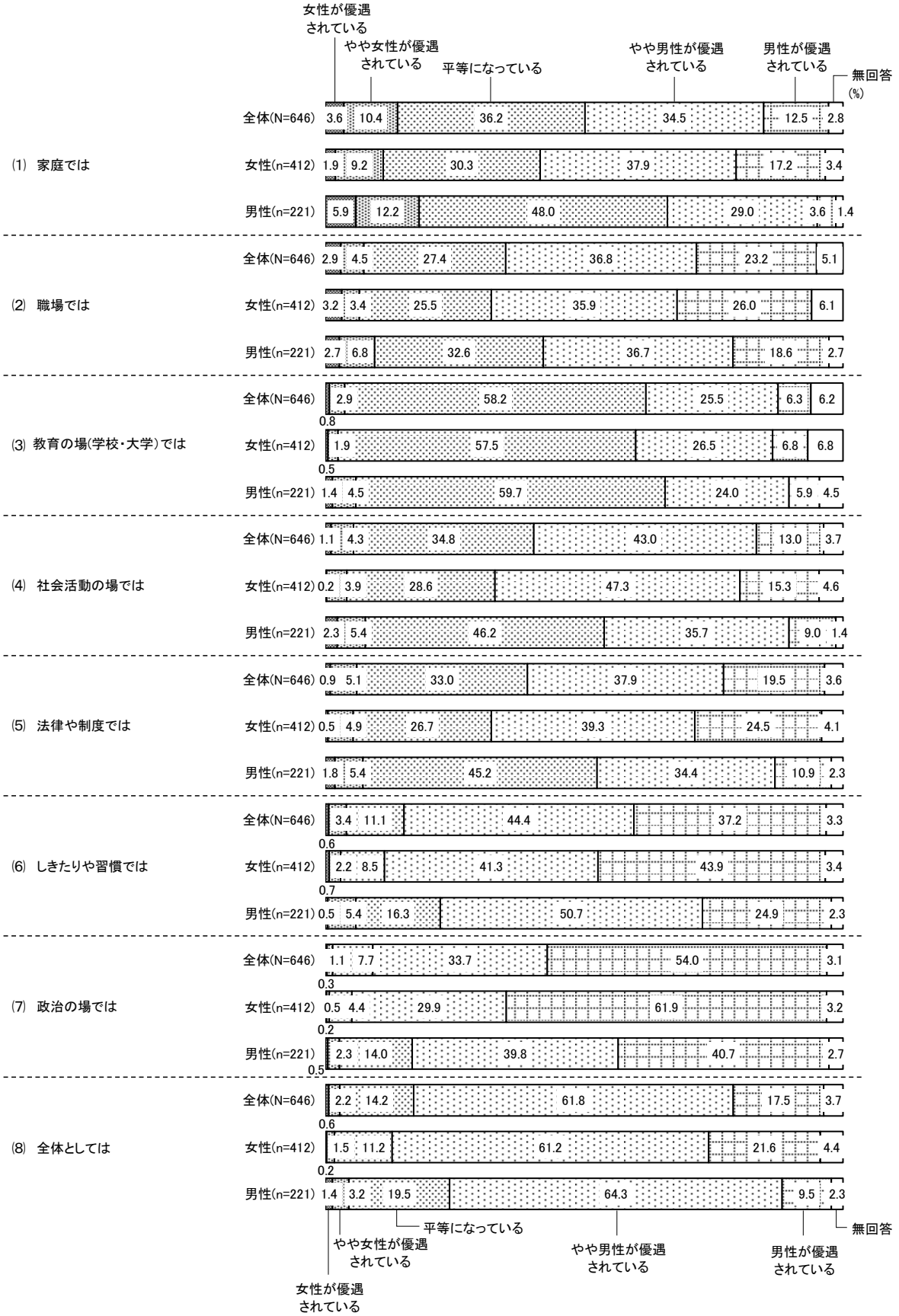

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　各分野における男女の地位の平等感（前回調査との比較）

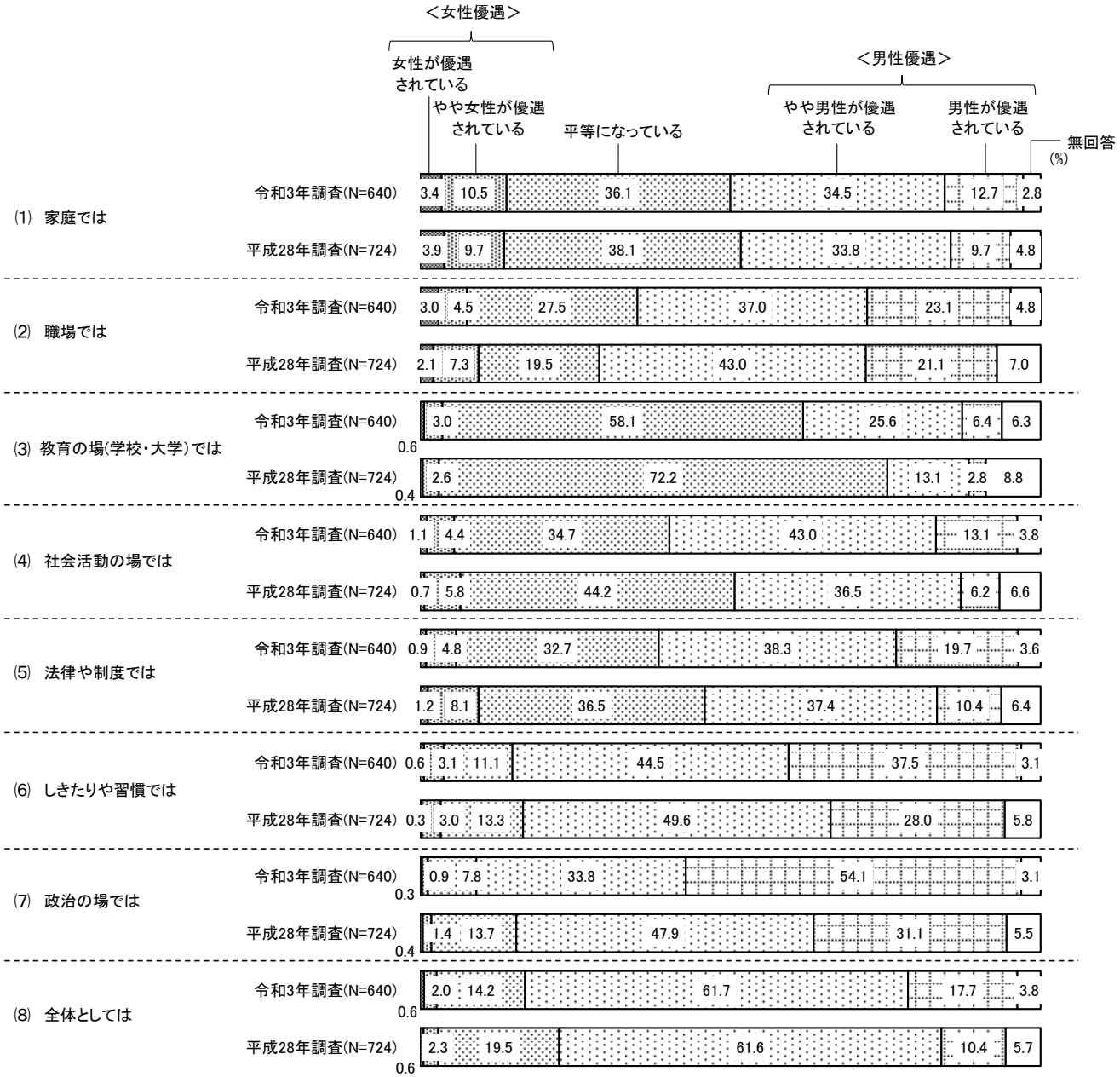

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年、平成 28 年）

図表３　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方（前回調査との比較）

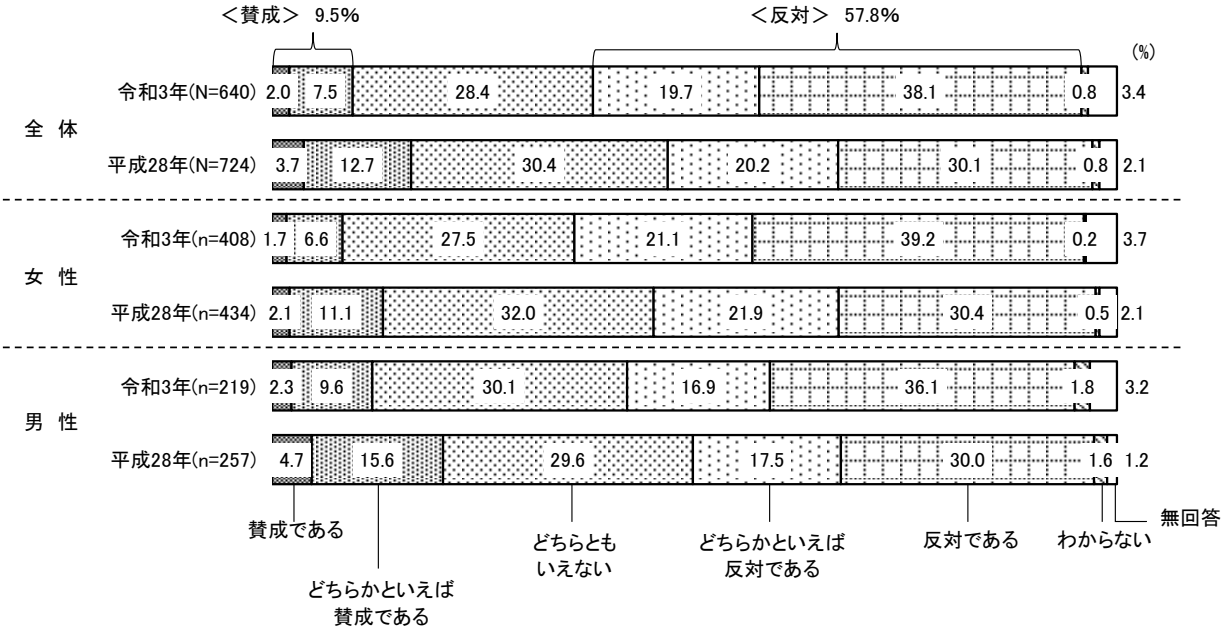

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年、平成28年）

図表４　言葉の認知度

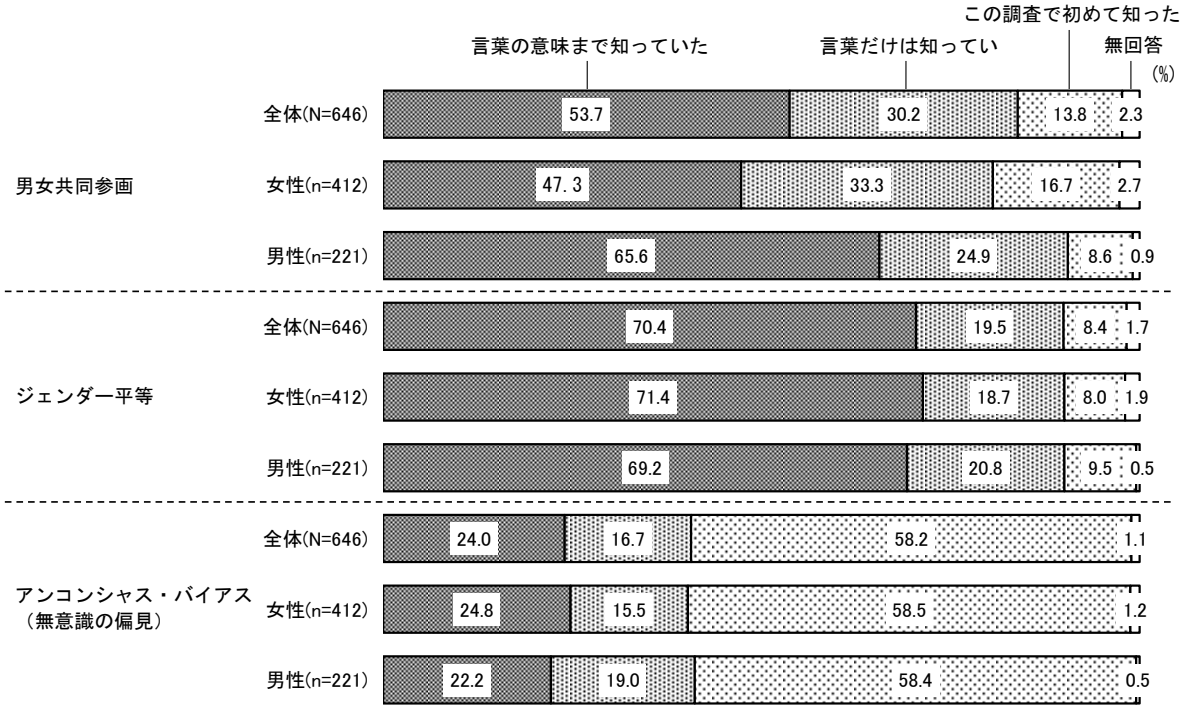

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

取り組むべき課題１－２　子どもの個性や能力を育む学校教育の充実

子どもたちが健やかに、そして個性と能力を発揮できるように育んでいくためには、「男女共同参画は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること」という認識のもとに、子どもの頃から男女共同参画の理解を進めることが大切です。

将来に向けて社会全体の男女共同参画を推進するため、子ども一人一人が理解促進を図れるよう、取り組むことが求められています。

■現状

子育て観について、「男女を問わず、社会で自立できるように育てる」、「男女を問わず、生活に必要な家事ができるように育てる」、「しつけや教育について、男女の区別はしないで育てる」と回答した割合は５年前より高くなっており、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」と回答した割合は低くなっています（図表１）。

また、学校教育の中で行われるとよいと思うことは、「生活指導や進路指導において男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」、「学校生活での児童・生徒の役割分担を性別の区別なく同じにする」、「男女平等の意識を育てる授業をする」と回答した割合は高くなっており、男女の区別のない教育が行われるとよいとされています。さらに、「年代に応じた性教育の授業をする」は、第４位と上位になっており、性教育も学校教育で行われるとよいとされています。（図表２）。

■取組の方向性

子どもたちが固定的な観念や無意識の思い込みにとらわれずに、自らの可能性を伸ばすことができる環境を整えていく必要があります。そのためには、男女平等教育を推進し、さまざまな機会を捉えて男女共同参画への理解を促進するとともに、子どもたちが自ら考え判断し、課題の解決に向けて積極的に立ち向かっていく「生きる力」を育むことが大切です。

また、人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育や情報社会で自他の権利を尊重できるようメディア・リテラシー教育も推進していくことが大切です。

■施策

１－２－(1) 学校における男女平等教育の推進

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みについて、教職員の研修の充実を図るとともに、社会科、家庭科、道徳科、総合的な学習の時間など各教科等の特質に応じて、教育活動全体を通して子どもたちの発達段階に即した男女平等教育を推進します。男女別名簿と５０音順名簿を場面に応じて使い分けています。

No.	事業名	事業内容	所管課
	教職員への研修の充実	若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、指導力アップ講座（人権教育講座）、生活指導主任連絡会等において、様々な人権課題について講義・演習を実施するとともに、学んだ内容を各学校に広める。	指導室
	男女平等教育の推進	社会科、家庭科、道徳科において、学習指導要領及び年間指導計画に基づき学習を実施する。また、全教育活動を通して実施する人権教育においても、人権課題の一つとして教科指導と関連付けて計画的に指導を行う。	指導室

１－２－(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進

実際に経験することを通じて人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育に取り組みます。また、情報社会で、自他の権利を尊重できるよう、メディア・リテラシー教育にも取り組みます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	中学生の海外体験学習の実施	ホームステイや海外の学校生活への参加などの体験学習を通して、国際感覚豊かな視野の広い生徒を育成することを目的として、友好関係にあるオーストラリアに区立中学校生徒を派遣する。	指導室
	外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施	英語によるコミュニケーション能力の総合的な育成を図るとともに、国際理解教育の視点に立った英語授業の展開を図るために、小・中学校において外国人英語指導講師を派遣する。	指導室
	LGBT 等に対する理解を深める教育の推進	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、指導力アップ講座（人権教育講座）等において、人権課題の一つとして取り上げて、東京都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用して講義を行うとともに、学んだ内容を各学校に広める。	指導室
	予防教育（メディア・リテラシー教育など）	情報社会で、自他の権利を尊重し、行動に責任をもつことや情報を正しく利用できることを目的として、各学校での日常の指導のほか、家庭と連携した「ＳＮＳ家庭ルール」の徹底やセーフティ教室等の取組を行う。	指導室

図表１　子育て観（複数回答）（前回調査との比較）

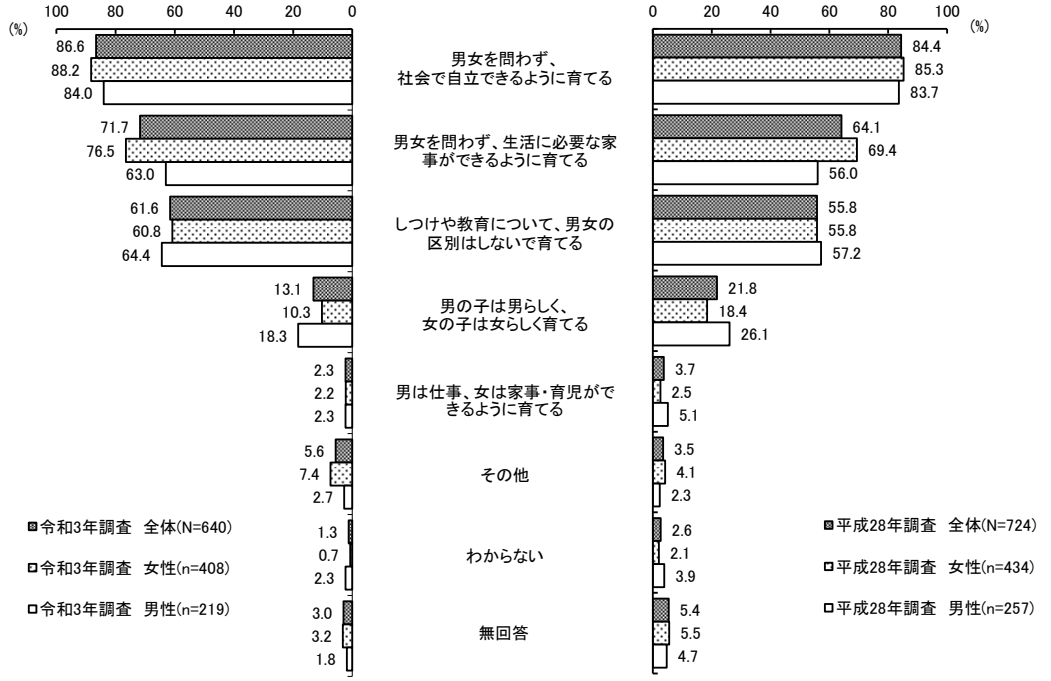

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年、平成28年）

図表２　学校教育の中で行われるとよいと思うこと（複数回答）（前回調査との比較）

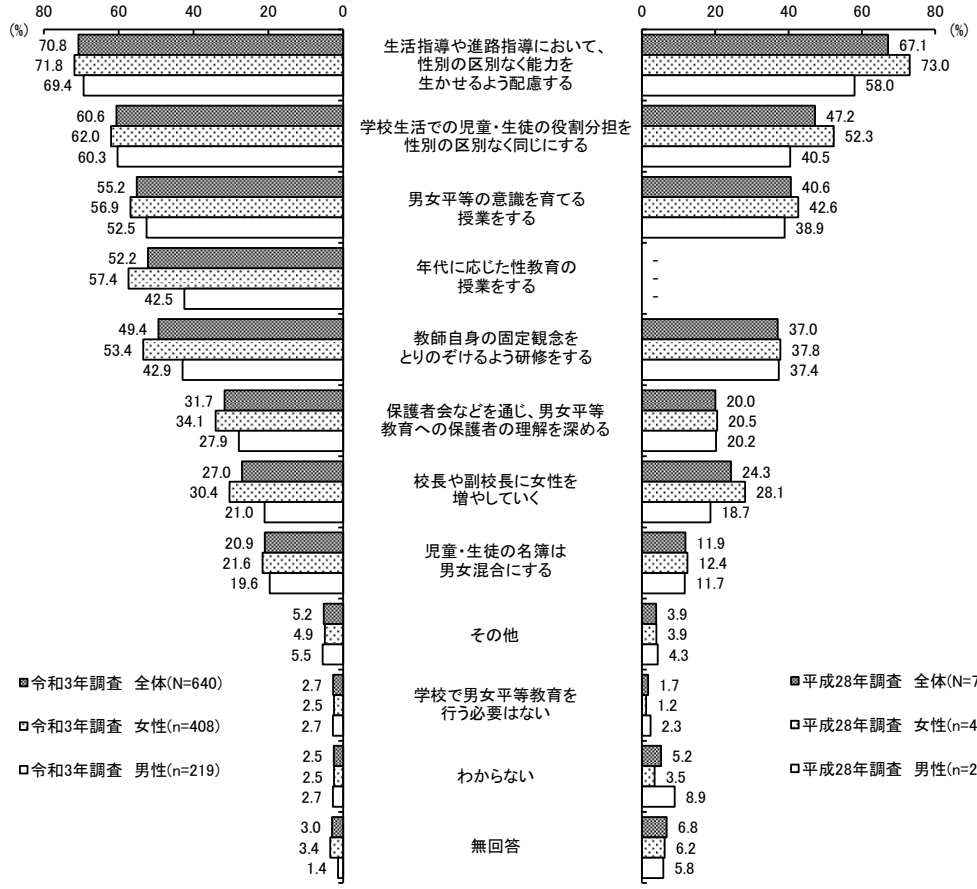

※「年代に応じた性教育の授業をする」は、令和3年調査から追加された。

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年、平成 28 年）

取り組むべき課題１－３　男女の生涯にわたる健康支援

心と身体の健康は、仕事をはじめ、趣味や学習、地域活動などへの参画など、豊かな生活を送り、安心して暮らしていくための基盤です。日本女性の半数以上は90歳以上まで生きるといわれており、「人生100年時代」を迎えた今、改めて健康で暮らし続けることがいっそう重要となっています。また、男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために不可欠です。

■現状

本区の人口構成は、30歳代から40歳代の子育て世代が多く、合計特殊出生率は年々上昇し、令和２（2020）年は東京都区部の1.12に比べて1.43と高くなっています。

本区のがん検診の受診状況をみると、女性特有のがんである子宮がん検診と乳がん検診の受診率は、ともに低下していたものの子宮がん検診は令和２年度から、乳がん検診は令和３年度から上昇しています。また、主な部位別がん死亡数が最も多い肺がん検診についても、受診率は低下していましたが令和３年度に上昇に転じています（図表１）。

健康に関してほしい情報は性別や年代によって異なっており、女性は体力づくりなどや各種健診に関する情報を求める人が最も多く、男性は生活習慣病に関する情報を求める人が最も多くなっています（図表２、図表３）。

中学生・高校生世代の悩みを話す方法は、直接会って話す人が６割を超えて最も多く、ラインなどのアプリや電話も悩み相談のツールとして活用されています（図表４）。

■取組の方向性

男女が生涯にわたって仕事をはじめ、趣味や学習、地域活動などを通じて豊かな充実した生活を送ることができるよう、性別・年代別のニーズに応じた心と身体の健康づくりを支援する必要があります。

特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目となることから、母子の健康支援や子育ての相談にきめ細かく取り組み、地域において安心して子どもを産み、育てることができるよう支援することが必要です。

また、年齢や性別に応じて悩みを相談できる相談体制の充実を図り、支援につなげることが必要です。

■施策

１－３－(1) 生涯にわたる女性・男性の健康支援

区民のライフステージに応じた健康課題に対応するため、生涯にわたる健康づくりを支援するため、スポーツを楽しむ機会を提供する他、生活習慣病の予防、健康診査、がん検診の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	生涯スポーツの推進	各種スポーツ教室および「区民スポーツの日」(マラソン大会、スポーツイベント)など各種スポーツ事業を実施するとともに、スポーツ指導者の養成・登録・派遣を行っている。	スポーツ課
	若年期からの生活習慣病予防事業	特定健康診査等の対象前の30歳、35歳を対象とし、健康診断と健康教育を合わせた30・35健康チェックを実施した。また、産後の母親を対象としたママの健康チェックを実施。	健康推進課
	健康診査	40歳以上の中央区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施している。75歳以上の方には高齢者健康診査を実施している。	福祉保健部管理課
	がん検診	がんの早期発見・早期治療を目的として各種がん検診を実施している。（胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん）	福祉保健部管理課
	成人歯科健康診査、高齢者歯科健康診査	歯周病の早期発見と予防のため、20歳、25歳または30歳以上70歳以下の偶数歳の区民を対象とした成人歯科健康診査を実施している。また、口腔機能予防低下の予防、窒息や誤嚥性肺炎の予防を図るため、72歳または74歳以上の区民を対象とした高齢者歯科健康診査を実施している。	福祉保健部管理課

１－３－(２) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援

妊娠・出産期においては、妊娠期は健康診査やプレママ教室、相談などの充実を図り、出産後は訪問指導や乳児健康診査、相談などの充実を図ることで、妊娠・出産、子育てに関する母親の不安・悩みの解決や女性と子どもの健康を支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	特定不妊治療費助成金	健康保険が適用されない高額な治療費のかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、経済負担の軽減を図るために費用の一部を助成している。	健康推進課
	妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るため、必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施している。そのうち妊娠確定後の検査、超音波検査及び子宮頸がん検査費用の一部を助成している。	健康推進課
	プレママ教室（母親学級）	初妊婦を対象として、出産準備への不安を取り除くため、妊娠・出産・育児に関する情報提供と相談対応を実施している。	健康推進課 保健センター
	産後ケア事業	家族から出産後の支援が受けられず、体調不良、育児不安などが認められる母親とその新生児に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型の産後ケアを実施している。	健康推進課
	母子歯科健康診査	「歯と口の健康づくり」を推進し、「食べる力」を育むため、乳幼児に対して歯科健診および「食」「食べ方」「口の機能発達」などに関する歯科健康相談・支援を行っている。	健康推進課 保健センター
	新生児等訪問指導	生後28日以内の新生児および４カ月までの乳児を対象に、保健師などが訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態を把握している。	健康推進課 保健センター
	乳幼児健康診査	乳幼児の健全な育成を確保するため、乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図るため健康診査を実施している。	健康推進課 保健センター
	乳幼児健康相談・母子保健相談	就学前の子どもを対象に身体計測や乳幼児の成長・発達、育児の不安や子育てに関する相談を、小児科医、保健師、管理栄養士等が個別に実施している。また、２～３か月児の母親を対象に育児や健康に不安を感じる母親のこころの相談と支援を行っている。	健康推進課 保健センター
	ママのこころの相談	子育て中の母親を対象に、ストレスや不安、心の悩みについて精神科専門医等による相談を行っている。	健康推進課

１－３－(3) 子どもの相談体制の整備

子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するため、いじめや不登校、虐待など、さまざまな問題の解決に向けた子ども本人、保護者を対象とした相談の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、育成相談、虐待相談、非行相談など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながらサービスの調整を行い、必要に応じて関係機関への連絡、紹介を行っている。また、子ども家庭支援センターの移転整備に伴い、子ども子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制を強化していくとともに、子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関のネットワークにより、ワンストップで子どもと子育て家庭をサポートする体制を推進していく。	子ども家庭支援センター
	子どもほっとライン	児童虐待についての情報を集約するため、センターに児童虐待情報専用電話（愛称名：子どもほっとライン）を設置している。	子ども家庭支援センター
	こどもの発達相談	お子さんの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて、心理面接、個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行う。	子ども発達支援センター
	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、様々な子どもやその保護者の悩みに寄り添い、改善に資するために、幼稚園、小学校に専任教育相談員を派遣し、小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	指導室
	教育相談の実施	発達や性格、人間関係、就学・就園等のさまざまな子どもに関する悩みに対応するため、中央区立教育センターにて来所相談・電話相談を実施する。	指導室

１－３－(4) 女性・男性の相談体制の充実

配偶者等や交際相手からの暴力をはじめ、仕事や家庭、生き方など、女性のさまざまな悩みに専門相談員が応える女性相談の充実のみならず、生きづらさを抱えている男性が気軽に悩みを相談できるよう、男性を対象とした相談体制の充実にも取り組みます。

また、複雑化・複合化している課題を抱えている人の相談も包括的に受け止め、支援につなげていきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ブーケ21女性相談	自分自身の生き方、夫婦や親子の関係、配偶者や恋人からの暴力（ＤＶ）、近所や職場での人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、女性を対象に専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
	男性電話相談	自分自身の生き方、職場での人間関係や夫婦関係、配偶者や恋人からの暴力（ＤＶ）など、さまざまな不安や悩みについて、男性を対象に専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
	ひとり親家庭・女性・家庭相談	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や恋人からの暴力（DV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
	地域福祉コーディネーターによる相談支援	地域福祉コーディネーターを配置し、複合的な生活課題を抱える人や世帯の相談支援やアウトリーチによる継続支援を行うほか、勝どきデイルームや多世代交流スペース「はまるーむ」を地域活動の拠点として活用し、住民主体の地域活動への支援を行い、地域課題の解決に取り組んでいる。	福祉保健部管理課 社会福祉協議会
	相談支援包括化推進員の配置	相談支援包括化推進員が中心となって、相談支援機関の連携強化を図り、複雑化・複合化した課題に対して適切な支援を行う体制を構築する。	福祉保健部各課

図表１　がん検診の受診率（中央区）

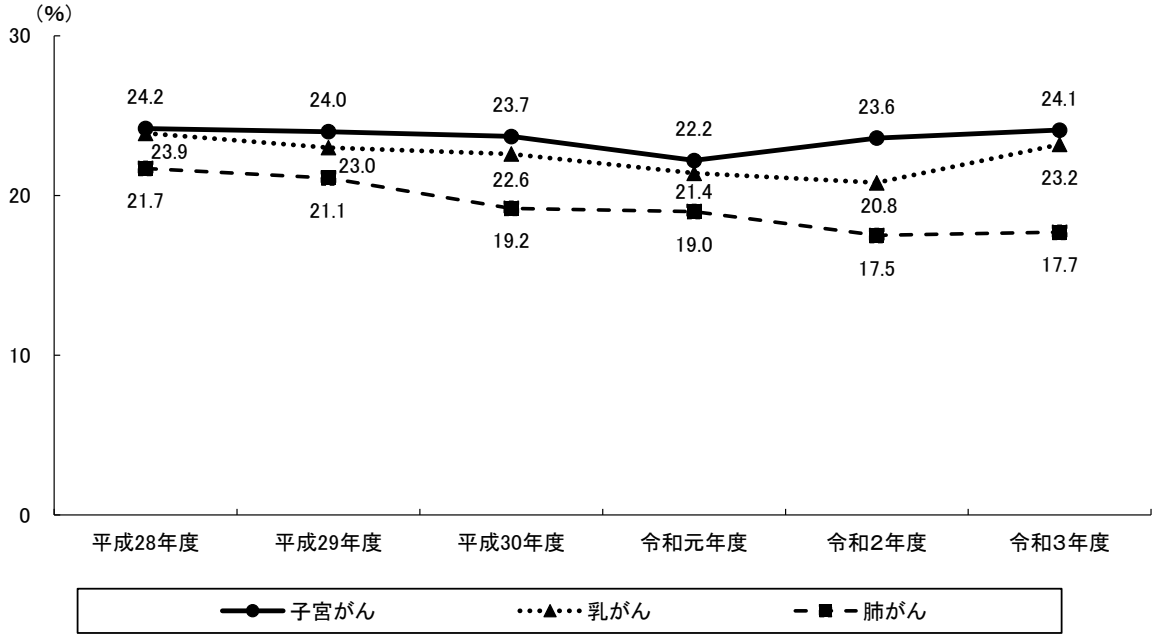

資料：中央区男女共同参画行動計画進捗状況報告書

図表２　健康に関するほしい情報（上位５位）

	女性（n=412）	男性（n=221）
1位	体力づくりなど健康増進に関する情報 健康診断や各種検診に関する情報 39.6%	生活習慣病に関する情報 40.7%
2位	ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 32.0%	体力づくりなど健康増進に関する情報 39.4%
3位	栄養バランスなど食事に関する情報 30.8%	健康診断や各種検診に関する情報 38.0%
4位	生活習慣病に関する情報 27.4%	ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 休養や睡眠などに関する情報 30.3%
5位	休養や睡眠などに関する情報 26.2%	栄養バランスなど食事に関する情報 29.4%

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表３　健康に関するほしい情報（第１位）

	女性		男性	
20代	(n=22)	妊娠・出産に関する情報 45.5%	(n=14)	ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 50.0%
30代	(n=68)	性別特有の疾病（乳がん、子宮がん、前立腺がんなど）に関する情報、 健康診断や各種検診に関する情報 35.3%	(n=33)	休養や睡眠などに関する情報 54.5%
40代	(n=104)	更年期にみられる症状などに関する情報 41.3%	(n=51)	健康診断や各種検診に関する情報 41.2%
50代	(n=93)	体力づくりなど健康増進に関する情報 47.3%	(n=38)	健康診断や各種検診に関する情報、 生活習慣病に関する情報 44.7%
60代	(n=47)	体力づくりなど健康増進に関する情報 61.7%	(n=42)	生活習慣病に関する情報 45.2%
70代	(n=48)	体力づくりなど健康増進に関する情報 41.7%	(n=25)	生活習慣病に関する情報、 体力づくりなど健康増進に関する情報 48.0%
80代以上	(n=25)	健康診断や各種検診に関する情報、 ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 36.0%	(n=16)	健康診断や各種検診に関する情報、 栄養バランスなど食事に関する情報 25.0%

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表４　悩みを話す方法（複数回答）

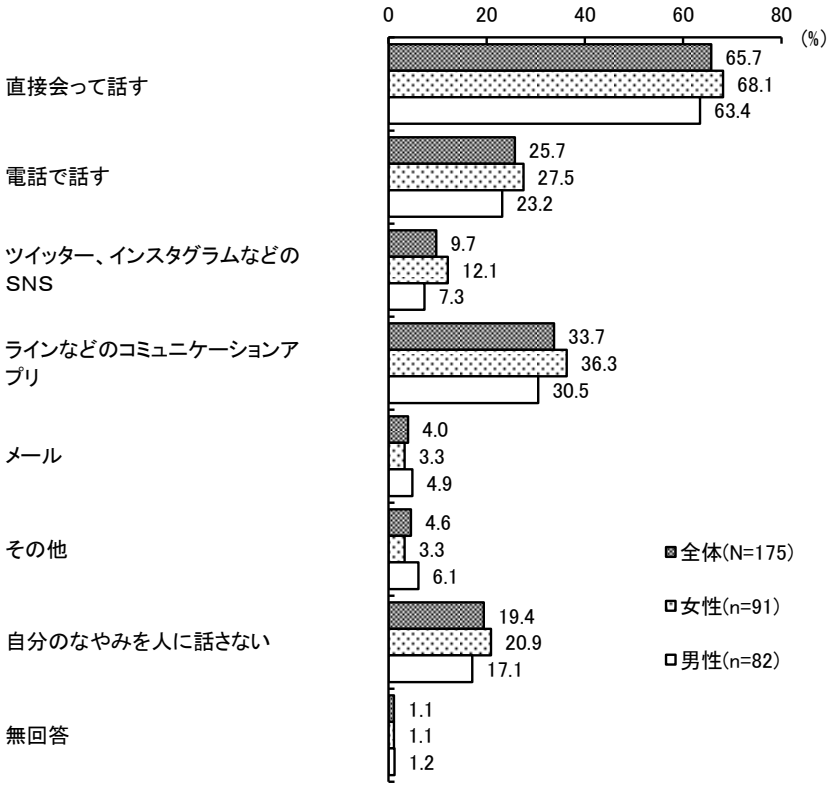

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和３年）

取り組むべき課題１－４　ひとり親家庭や単身世帯などへの支援

ひとり親世帯や配偶者が亡くなった単身世帯などは経済的に困難な状況に置かれることもあり、特に高齢の単身女性や母子世帯などではその割合が高いといわれています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、母子世帯などの経済的困窮の深刻化が懸念されており、支援が必要となっています。

また、子育てや地域での孤立など、生活面でさまざまな困難を抱えている場合もあるため、世帯や子どもの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

■現状

本区のひとり親世帯は、令和２（2020）年10月時点で母子世帯※1が710世帯、父子世帯※2が79世帯となっており、母子世帯・父子世帯数はいずれも増加しています（図表１）。本区のひとり親世帯の年間収入は、250万円未満の人が２人に１人であり、その雇用形態は、常勤（正社員）が４割台で、パート・アルバイトの人は４人に１人となっています（図表２、図表３）。

また、生活保護世帯を見てみると、「高齢者世帯」が約６割で最も多く、「傷病・障害者世帯」、「母子世帯」と続いており、「その他の世帯」においては単身者世帯の割合が91.4％と高くなっています（図表４）。

■取組の方向性

ひとり親世帯においては、安心して子育てができ、子どもが健やかに育まれるようきめ細かい生活支援を行うとともに、ひとり親世帯や単身世帯など、生活や経済上困難な状況を抱えている家庭については、就労し、自立できるように支援する必要があります。

■施策

１－４－(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援

家庭の状況に応じて安心して生活できるよう、相談機能の充実を図るとともに、資金の貸付やホームヘルプサービス、子どもへの学習支援など、きめ細かい支援を行います。

安心して生活できるように、家庭の状況に応じたきめ細かい支援を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ブーケ21女性相談 （No.●再掲）	家庭の状況によりさまざまな不安や悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
	男性電話相談 （No.●再掲）	家庭の状況によりさまざまな不安や悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
	ひとり親家庭・女性・家庭相談 （No.●再掲）	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や恋人からの暴力（DV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
	相談支援包括化推進員の配置 （No.●再掲）	配偶者のいない女性、母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金の貸付けを行う。	子育て支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	義務教育修了前の児童を有するひとり親家庭で、就労活動や急病等により家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する。	子育て支援課
	生活困窮家庭、ひとり親家庭等の子どもの学習・生活支援	生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び就学援助受給世帯の子どもを対象に小・中学生に対しては学習習慣やソーシャルスキルの向上を目的とした個別指導による学習会を実施し、高校生世代に対しては安心して学習指導、進路相談が受けられる居場所型学習支援を実施するなど、小学生から高校生世代まで一貫した切れ目のない支援を行う。	生活支援課 子育て支援課
	母子生活支援施設の入所	生活上の問題を抱えている母子家庭について、児童の健全育成のために必要と認められるときは、母子ともに母子生活支援施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。	子育て支援課
	区立ひとり親世帯住宅	生活の安定に寄与することを目的として、住宅に困窮するひとり親世帯の区民対象の住宅を設置している。あき家が発生した場合に募集。 【住宅概要】 区立ひとり親世帯住宅　晴海ガーデンコート：52.0㎡　２ＤＫ　６戸 区立ひとり親世帯住宅　晴海アーバンプラザ：55.6㎡　２ＤＫ　９戸〃	住宅課

１－４－(2) 経済的自立に向けた就労支援

生活や経済上困難な状況を抱えている人が、経済的に自立できるように、関係機関とも連携し、職業能力の向上や就労活動に関する支援を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
	再就職支援講座の開催	子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職を支援するため、キャリア講座を開催する。	総務課
	就労相談会の実施	仕事と生活の両立など再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施する。	総務課
	母子・父子自立支援プログラムの実施	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況、ニーズ等に対応したプログラムを策定し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	子育て支援課
	自立支援給付金の支給	指定の教育訓練講座を修了した場合に、自立支援教育訓練給付金としてその経費の一部を助成する。また、看護師や調理師等の資格取得のため、１年以上養成機関で修業する場合には、修業に要する全期間について、高等職業訓練促進給付金を支給する。	子育て支援課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談及び就職ミニ面接会を開催するとともに臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図る。	商工観光課

図表１　母子世帯及び父子世帯数（中央区）

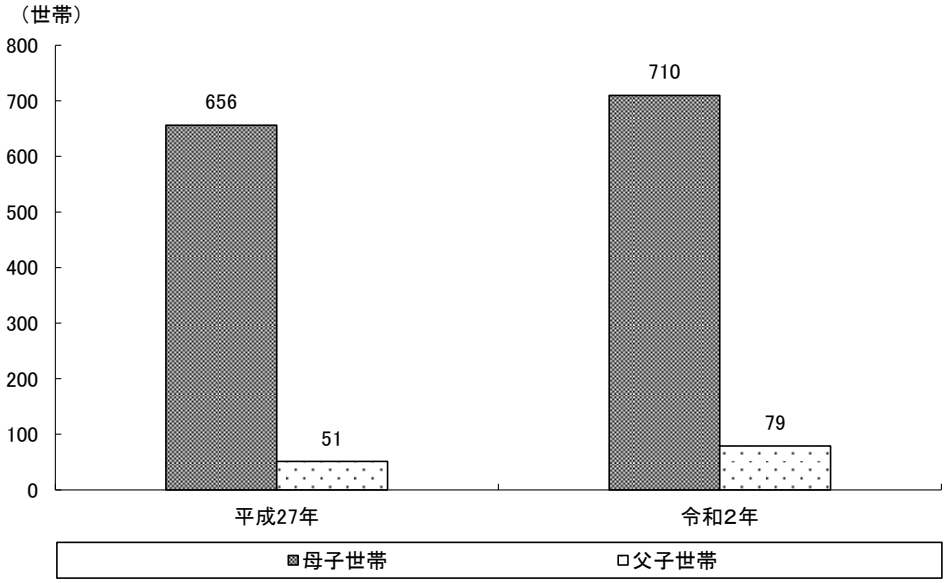

※1　母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯
※2　父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査（各年10月１日時点）

図表２　ひとり親家庭の母または父の年収

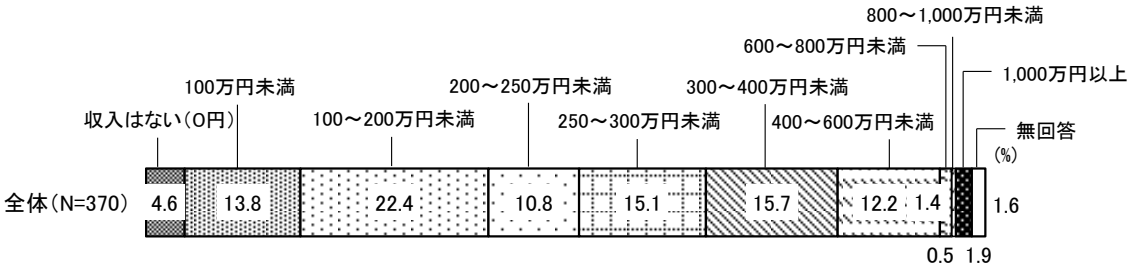

資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成30年）

図表３　ひとり親家庭の母または父の雇用形態（働いている人）

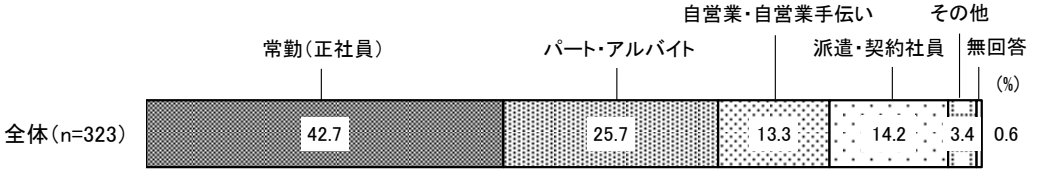

資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成30年）

図表４　世帯類型別に見た保護世帯の割合（中央区）

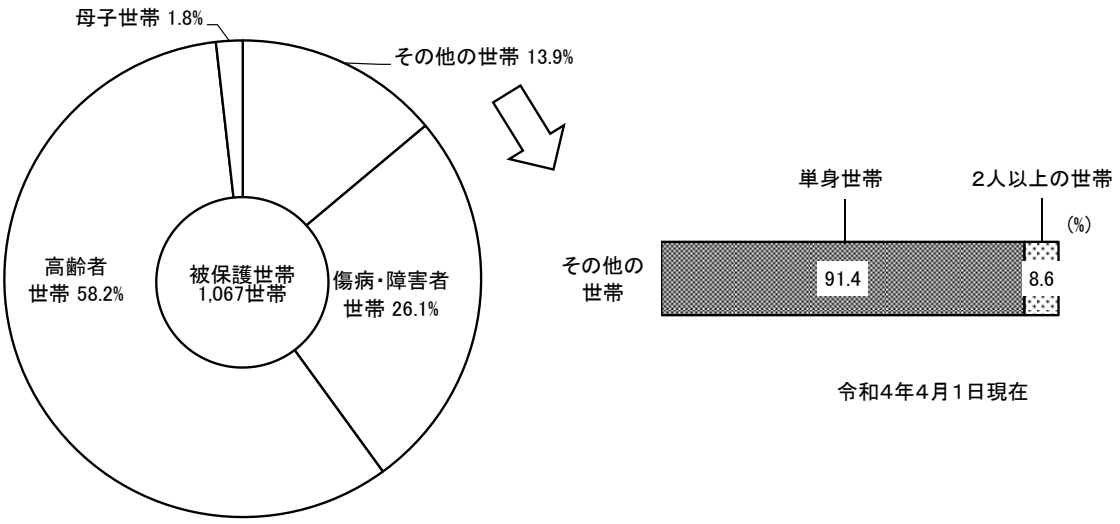

令和4年4月1日現在

取り組むべき課題１－５　多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援

「性」は、出生時に判定された性別（身体の性）、自分の性をどのように認識しているか（性自認：Gender Identity）、どの性に対して恋愛・性愛感情を持つか（性的指向：Sexual Orientation）など、いくつもの要素からなると考えられています。そして、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」ではない人たちは、性的少数者（セクシュアルマイノリティ、LGBT 等）などと呼ばれています。

LGBT 等は、社会の偏見やハラスメント、生活上の困難などに直面しやすいといわれており、多様な性のあり方へ理解を深めるとともに当事者への支援が求められています。

■現状

『LGBT』という言葉について、意味まで知っていた割合は７割と高い一方で、『SOGI』という言葉の意味まで知っていた割合は１割台で認知度が低くなっています（図表１）。

中学生・高校生世代の区民で、性自認や性的指向について悩んだことがある人は10人に１人以上おり、周りに悩んでいる人がいた人は、約４人に１人となっています（図表２）。

また、すべての人の性の多様性が認め合える社会をつくるために区に期待する施策として、「学校現場における性的少数者（セクシュアルマイノリティ、LGBT 等）や性の多様性について理解するための教育」の割合が最も高く、「行政職員や教職員への性的少数者（セクシュアルマイノリティ、LGBT 等）や性の多様性についての意識啓発」、「同性パートナーシップ証明制度の導入」が上位となっています（図表３）。

■取組の方向性

学校や職場、地域社会などのさまざまな場において、一人一人の性自認や性的指向などが尊重されるよう、多様な性のあり方に対する理解促進のための意識啓発や相談体制の充実など、性的少数者の人が安心して暮らせる環境の実現に向けた取組が必要です。

■施策

１－５－(1) 多様な性のあり方に対する理解促進と支援

相談体制の充実や、多様な性のあり方について理解促進を図るための意識啓発など性的少数者の人が安心して暮らせる環境の実現に向けた取組を行っていきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	講座などによる意識啓発	男女共同参画講座・講演会、講演と映画のつどいなどにより、多様な性のあり方に対する意識啓発を行う。 また、学校と連携した講座の開催に向けて検討する。	総務課
	情報誌等を活用した情報発信	男女共同参画ニュース「Bouquet」や区広報紙などを活用し、性の多様性についての情報を広く発信する。また、啓発パンフレットの作成を検討する。	総務課
	SNS 相談実施の検討	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談の実施を検討します。	総務課
	職員研修の実施	講演会等により、多様な性のあり方に対する意識啓発を行う。	職員課
	LGBT 等に対する理解を深める教育の推進 （No.●再掲）	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、指導力アップ講座（人権教育講座）等において、人権課題の一つとして取り上げて、東京都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用して講義を行うとともに、学んだ内容を各学校に広める。	指導室

図表１　言葉の認知度

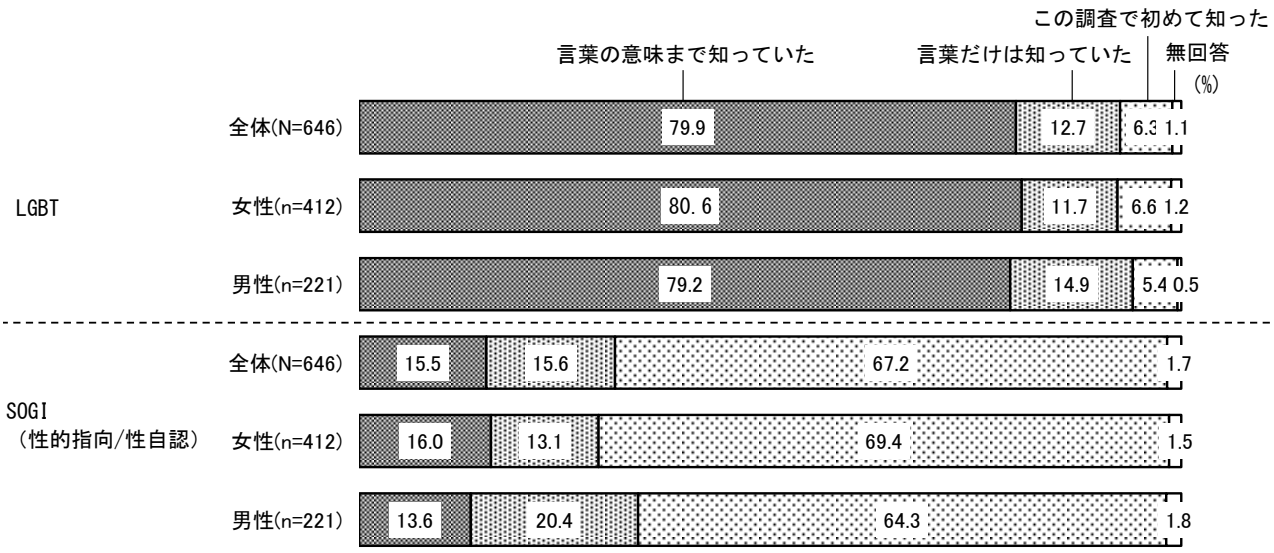

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和３年）

図表２　若年層が性（性的指向）や心の性（性自認）について悩んだことの有無

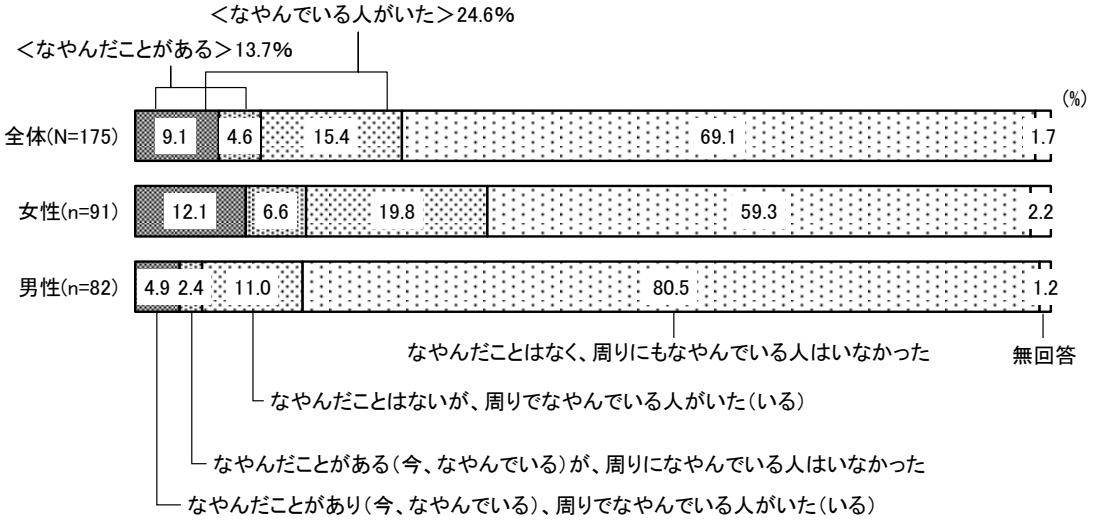

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和３年）

図表３　すべての人の性の多様性が認め合える社会をつくるために区に期待する施策（複数回答）

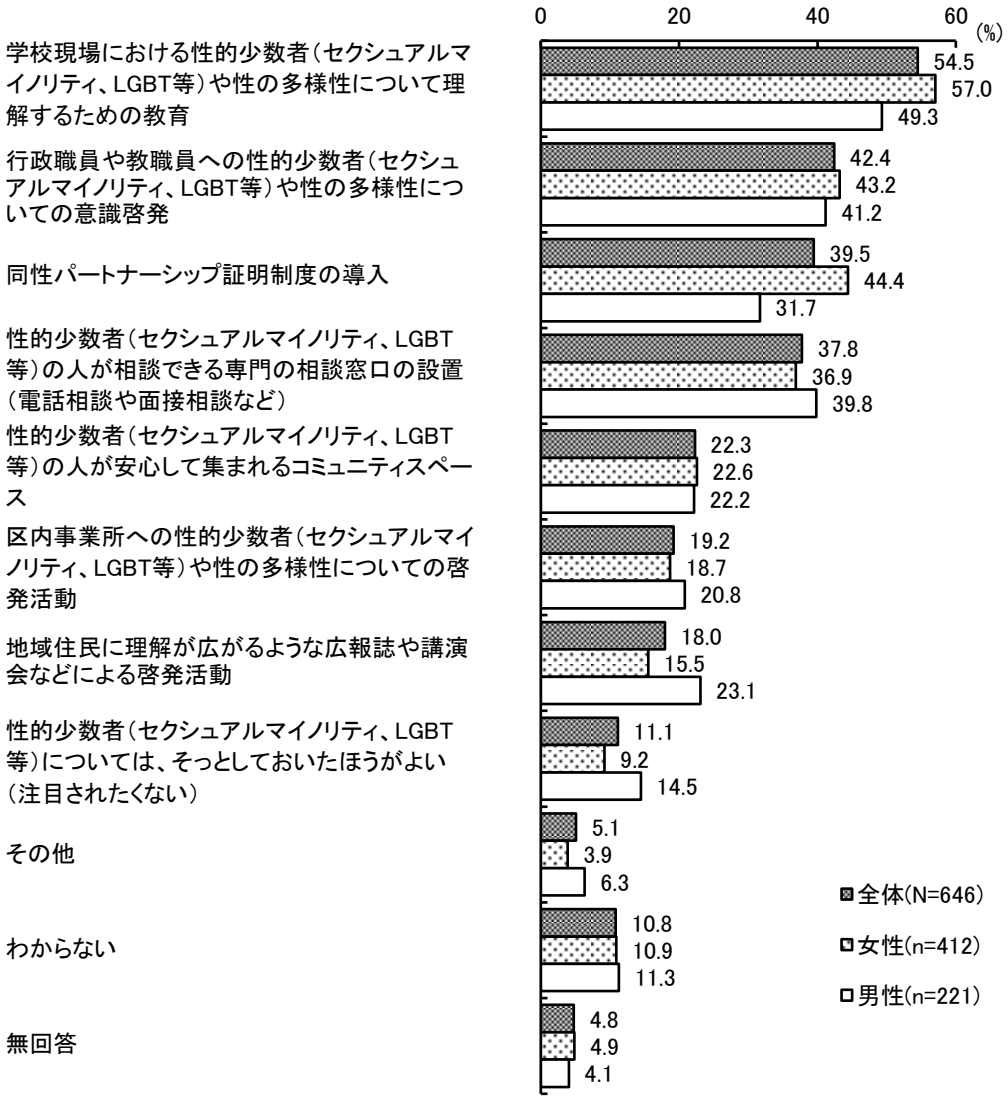

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

基本目標２　女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕

女性活躍推進法では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが重要であるとしています。

しかし、働く場においては、固定的な性別役割分業を背景に、就業を希望しない女性も少なくないと考えられ、仕事と子育て・介護を両立して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、生活の場においても、男性の家事・育児・介護への参画が必ずしも十分ではないなどの理由により、女性の負担が多くなる傾向が見られます。

また、女性の正規雇用労働者比率は25歳から29歳をピークに低下する傾向があり、生涯賃金という観点からは、男性と女性の間には著しい賃金格差があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークの急速な普及など、働き方の見直しに良い影響をもたらし家事・育児時間は男女ともに増加しています。しかし、その負担は依然として女性に大きく偏っている現状があります。また、緊急事態宣言の発出にともなう休業要請などを背景に雇用状況は悪化し、特に女性の就業人口割合が高い小売業や宿泊・飲食サービス業などでは、深刻な影響も見られます。

このような状況の中、女性が仕事と子育て・介護の選択を迫られることなく、自らの意思に基づき、能力を十分に発揮し活躍するためには、誰もが仕事と生活を両立することにより、暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。

そのため、「働く場における女性の活躍推進」、「女性の就労支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」、「子育てや介護に対する支援の充実」、「生活の場への男性の参画促進」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題２－１　働く場における女性の活躍推進

女性の活躍を阻害している要因には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別、「無意識の思い込み」などがあると考えられています。また、男女間の賃金格差も個性と能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景の一つとなっています。能力を十分に有していながら働き続けることに困難を抱えている女性の活躍を推進することが求められています。

■現状

「各分野における男女の地位の平等感」の項目のうち、職場における男女の地位の平等感について、＜男性優遇＞と感じている人が、5年前と比べてやや低くなっているものの、大きな変化は見られません。しかし、女性は男性よりも＜男性優遇＞と感じている人の割合が高く、働く場においては、いまだ男性優位の状況があるといえます（図表１）。

女性の所定内給与額は、男性の所定内給与額の8割以下であり、男女間の賃金格差があります（図表２）。

また、役職別女性管理職の割合は係長職が最も高く、課長職、部長相当職、役員と、職位が上がるほど低くなる傾向があります（図表３）。

■取組の方向性

働く場において女性が活躍しやすい環境づくりを進めるためには、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込みを解消し、女性がチャレンジできる機会を増やしていく必要があります。

また、男女の均等な機会および待遇の確保を実現することは、すべての働く人々にとって重要であることから、職場における男女間格差を是正する必要があります。

■施策

２－１－(1) 女性の活躍推進に向けた意識啓発

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し女性の活躍を推進するため、区民や事業所などに対して女性の活躍推進に向けた意識啓発を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	女性の活躍推進に関する講座などの開催	男女共同参画講座・講演会、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、女性の活躍推進に関する意識啓発を行う。	総務課
	啓発パンフレットなどの配布	内閣府、東京都等の各機関が発行する女性の活躍推進に関するパンフレット等を「ブーケ21」館内に配架するとともに、講座等の受講者に配布する。	総務課

２－１－(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援

関係機関と連携し、職場における男女間格差の是正や働き方の仕組みの見直しなど、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報の提供を行い、女性の活躍推進に向けた取組を支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	事業所向けセミナーなどの開催	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場づくりに関する意識啓発を行う。	総務課
	女性活躍推進協議会の運営	女性活躍推進法に基づき、区内における女性の活躍推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、中央区男女共同参画推進委員会の中で必要な協議を行う。	総務課

図表１　職場における男女の地位の平等感

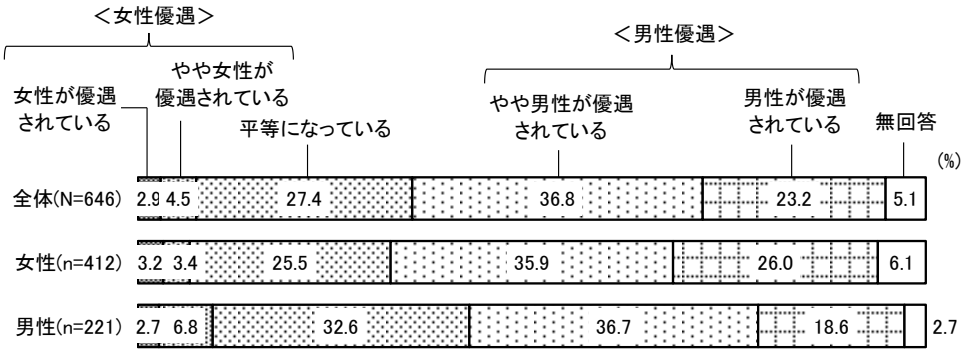

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　所定内給与額男女間格差の推移（東京都）

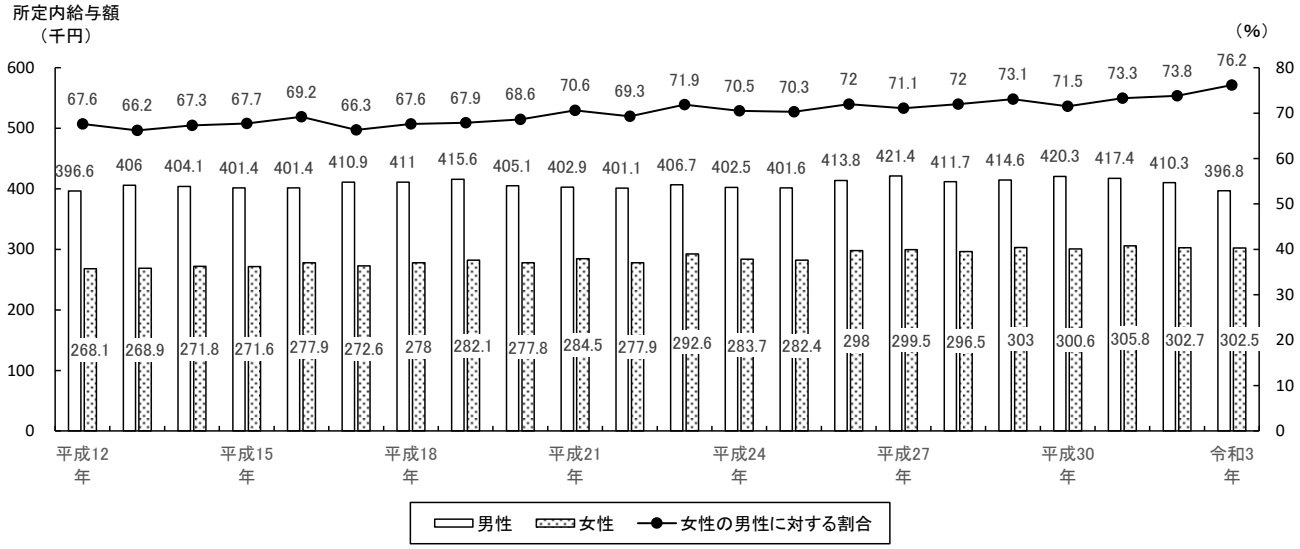

資料：東京都産業労働局　男女雇用平等状況調査（令和３年度）

図表３　役職別女性管理職の割合（東京都）

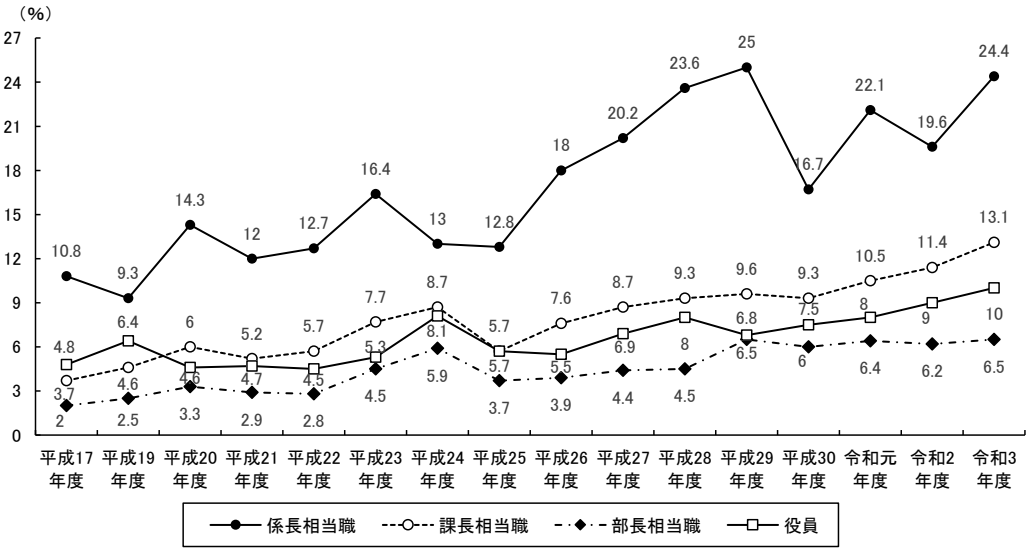

資料：東京都産業労働局　男女雇用平等状況調査（令和３年度）

取り組むべき課題２－２　女性の就労支援

女性の社会参加が進む現在においても結婚や出産などで仕事を中断し、子育てが一段落してから再び働くことが多いことから、女性の年齢階級別労働力率はM字型カーブを描いています。昨今では女性も子育てをしながら働く女性が増え、M字カーブの底は高くなる傾向にあります。

女性の活躍推進は、誰もが活躍できる社会の実現につながります。そのため、働きたい人がその能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要です。

■現状

女性の年齢階級別労働力率は本区においてもＭ字型を描いてきましたが、いずれの年齢階級でも労働力率は微増しており、現状ではほとんどの年齢において国、東京都の割合より高くなっています（図表１）。

女性が働くことに対する考えは、「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」の割合が４割を超え最も高くなっています（図表２）。

女性が再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うことについては、「個別の状況に応じた柔軟な勤務形態（在宅勤務や短時間勤務など）の導入」が最も多く、「再就職や起業を目指す人に対する子育て支援、保育サービス等の充実」、次いで、「再就職希望者への情報提供」が高くなっています（図表３）。

しかし、子育てなどの理由でキャリアを中断し、再就職する場合は、非正規雇用に就くことが多く、15～24歳では男女ともに正規・非正規の割合は半々ですが、25～34歳以上では、女性の年齢が上がるほど非正規の割合も高くなる傾向にあります（図表４）。

■取組の方向性

結婚、出産・育児、介護など、人生のさまざまな出来事や転機において、仕事を辞めざるを得ない女性が少なくありません。こうしたことから、就労の継続を希望する女性が、自らの意思で多様な選択、チャレンジができるよう、キャリア形成を支援することが必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により非正規で働く女性の雇用状況の悪化は深刻であり、引き続き、女性の就労継続を支援していくことが必要です。

また、事業者に対しては、働きやすい職場環境の整備や女性が活躍できる機会の拡充を働きかけていくことが必要です。

■施策

２－２－(1) 女性の就労継続に向けた支援

女性の就労継続に向けて、子育て・介護をしながら働く人への配慮など、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供するとともに、法改正により事業主の義務になったハラスメント行為の防止に向け、意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	女性の就労継続に向けたセミナーなどの開催	男女共同参画講座・講演会、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、両立支援やハラスメント行為防止等に関する意識啓発を行う。	総務課
	保育定員の確保	保育ニーズの増加に対応するため、私立認可保育所等を開設する事業者に対して開設準備経費の一部を補助する。	保育課 学務課
	各種保育サービスの実施	【保育課】 児童の保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施している。 【子ども家庭支援センター】 一時預かり保育や病児病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣、ベビーシッター利用支援により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保する。	保育課 子ども家庭支援センター
	ショートステイなど介護サービスの充実	【高齢者福祉課】 短期入所生活介護事業として、要介護高齢者等に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを提供する入所施設を運営している。 【介護保険課】 おおむね65歳以上の高齢者で介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な場合に、介護保険の短期入所とは別に、短期間の入所サービス（緊急ショートステイ）を行っている。	高齢者福祉課 介護保険課

２－２－(2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援

子育てや介護などで仕事を中断した女性の再就職に向けて、相談、学習機会などの充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	再就職支援講座の開催 （No.●再掲）	子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職を支援するため、キャリア講座を開催する。	総務課
	就労相談会の実施 （No.●再掲）	仕事と生活の両立など再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施する。	総務課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施 （No.●再掲）	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談及び就職ミニ面接会を開催するとともに臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図る。	商工観光課
	若年者・中小企業マッチング支援事業の実施	職業訓練校等を連携して、訓練校等の受講生を対象に、人財派遣会社等において、緻密な面談やキャリアカウンセリングを通して就労支援を行い、セミナーや区内中小企業とのマッチング説明会等を実施し、正規雇用への支援を行うとともに、中小企業の就業支援をしている。	商工観光課

２－２－(3) 女性の能力発揮に向けた支援

女性が能力を発揮し、職業生活で活躍することを支援します。また、事業者に対して女性が活躍できる機会の拡充を働きかけます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	女性の活躍推進に関する講座などの開催 （No.●再掲）	男女共同参画講座・講演会、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、女性の活躍推進に関する意識啓発を行う。	総務課
	起業家塾の開催	区内在住・在勤者で起業（開業）意欲ある方を対象に、起業に必要な基本知識（経営、財務など）を習得するための講習を実施する。	商工観光課
	地域雇用問題連絡会議の開催	中央区内における雇用・労働問題に係る課題や地域ニーズについて、効果的な労働施策の展開を図るため、国及び区・地域経済団体等との共通な取組・連携業務について意見交換会や協議を行う。	商工観光課

図表１　女性の労働力率の経年比較（中央区）

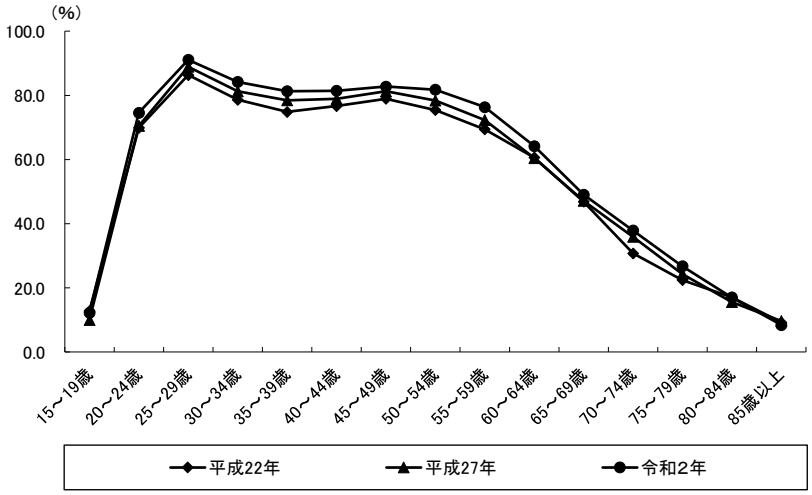

（単位：%）

	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	12.8	10.1	12.3
20～24歳	69.9	70.5	74.6
25～29歳	86.3	88.9	91.1
30～34歳	78.7	81.3	84.2
35～39歳	74.9	78.5	81.3
40～44歳	76.7	78.9	81.4
45～49歳	78.9	81.3	82.8
50～54歳	75.4	78.4	81.8
55～59歳	69.4	72.3	76.4
60～64歳	60.6	60.5	64.2
65～69歳	46.9	47.1	49.1
70～74歳	30.8	35.9	37.9
75～79歳	22.4	24.3	26.7
80～84歳	17.1	15.6	17.0
85歳以上	9.2	9.7	8.4

※労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100

資料：国勢調査（各年10月１日時点）

図表２　女性が働くことに対する考え

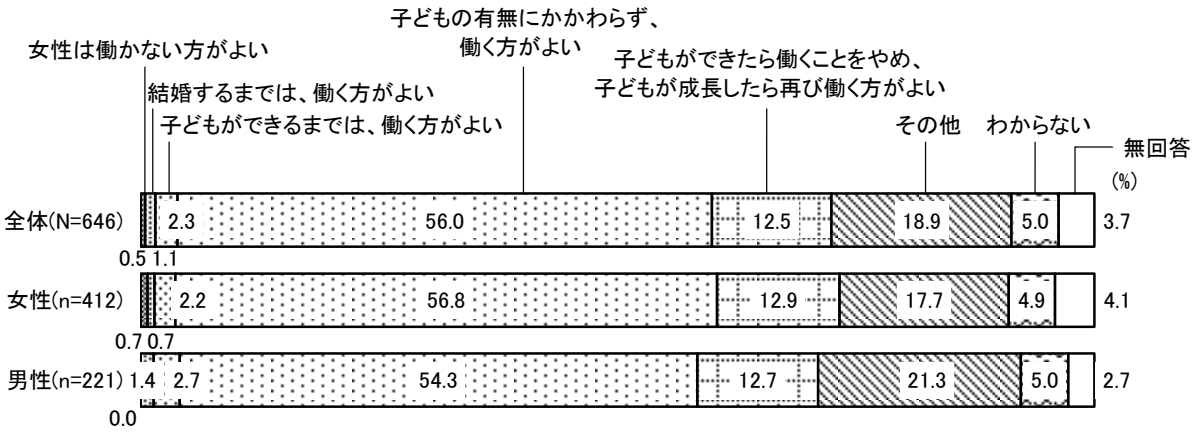

※「女性が働くこと」については、次の5タイプを想定して質問を行っている

「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」（就業継続型）

「結婚するまでは、働く方がよい」（結婚退職型）

「子どもができるまでは、働く方がよい」（出産退職型）

「子どもの有無にかかわらず働く方がよい」（職業継続型）

「子どもができたら働くことをやめ、子どもが成長したら再び働く方がよい」（中断再就職型）

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表３　女性が再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うこと（複数回答）

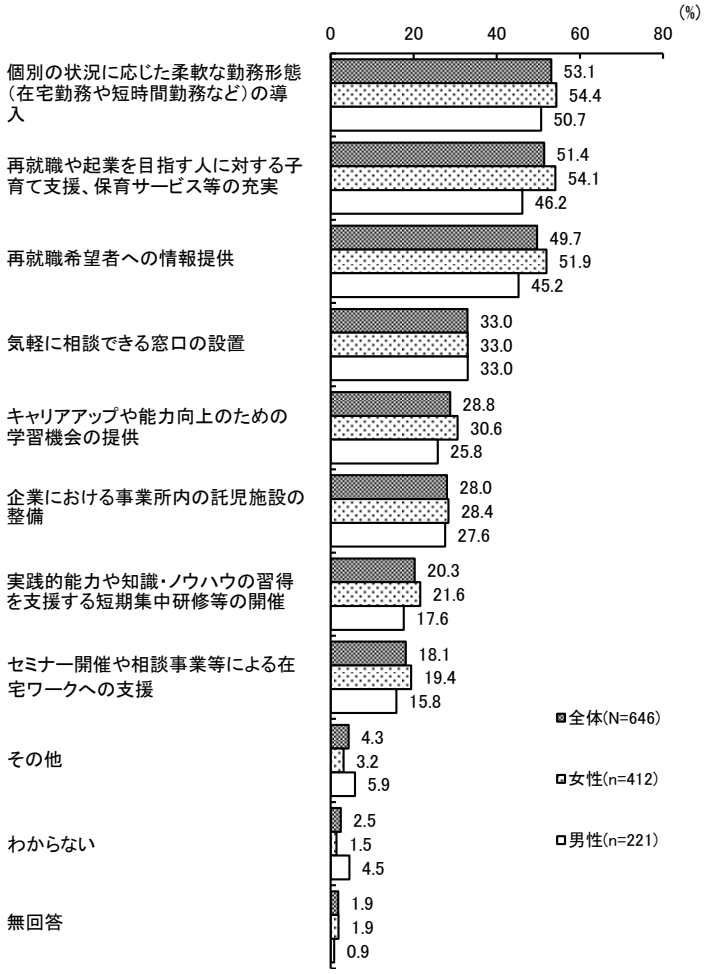

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表４　年齢階級、雇用形態別の役員を除く雇用者数の割合（東京都）

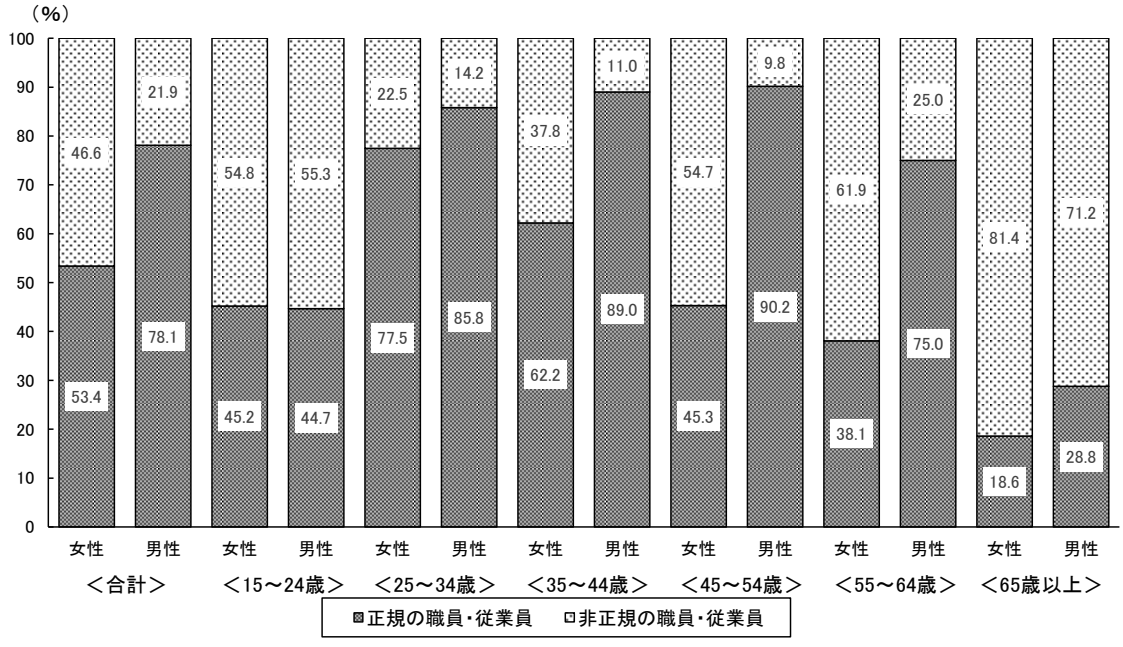

資料：「東京の労働力（労働力調査）　令和３年平均結果」（令和３年）

取り組むべき課題２－３　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、それぞれの人生の段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。人生100年時代の到来に伴い、各年代の状況における仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送ることが求められています。

また、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために働き方改革を総合的に推進するための法改正も行われ、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進が求められています。

■現状

ワーク・ライフ・バランスの望ましい姿として「仕事とそれ以外の生活とを同じように両立させることが望ましい」と回答した人の割合が最も高く全体で６割程度となっていますが、現在の状況は、「どちらかといえば、仕事の方を優先している」が最も高く、「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させている」と回答した人の割合は２割程度となっています（図表１）。さらに、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととして、男女ともに「企業がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場づくりに取り組む」の割合が最も高くなっています（図表２）。

女性の育児休業取得率は9割を超えていますが、男性は2割強となっています。男性の育児休業取得率は上昇傾向にあります（図表３）。

■取組の方向性

ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることは、個人の生活の充実だけではなく、事業所にとっても、生産性の向上や競争力の強化、地震や風水害ならびに感染症の拡大などの緊急事態に遭遇した場合の事業継続にもつながります。

そこで、個人や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、取組に向けた情報提供が重要となります。

また、ワーク・ライフ・バランスがさらに普及するよう、事業所の取組を支援し、誰もが働きやすい職場づくりを推進する必要があります。

■施策

２－３－(1) ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発

商工会議所など関係機関と連携し、区民や事業所などに対してワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を推進するとともに、取組に向けた情報提供を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行う。	総務課

２－３－(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援

ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所を支援します。誰もが働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対して、コンサルタントを派遣するなど支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	事業所に対するアドバイザー派遣	仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減など働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取組を向上させたい事業所に、専門のアドバイザーを派遣する。	総務課
	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業等を認定する。	総務課

図表１　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の望ましい姿と現在の状況

【望ましい姿】

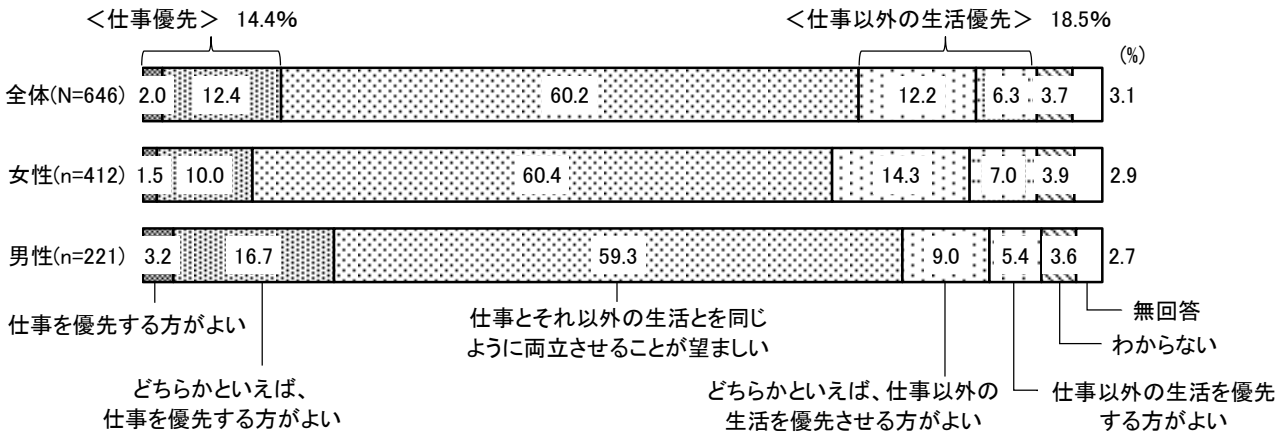

【現在の状況】

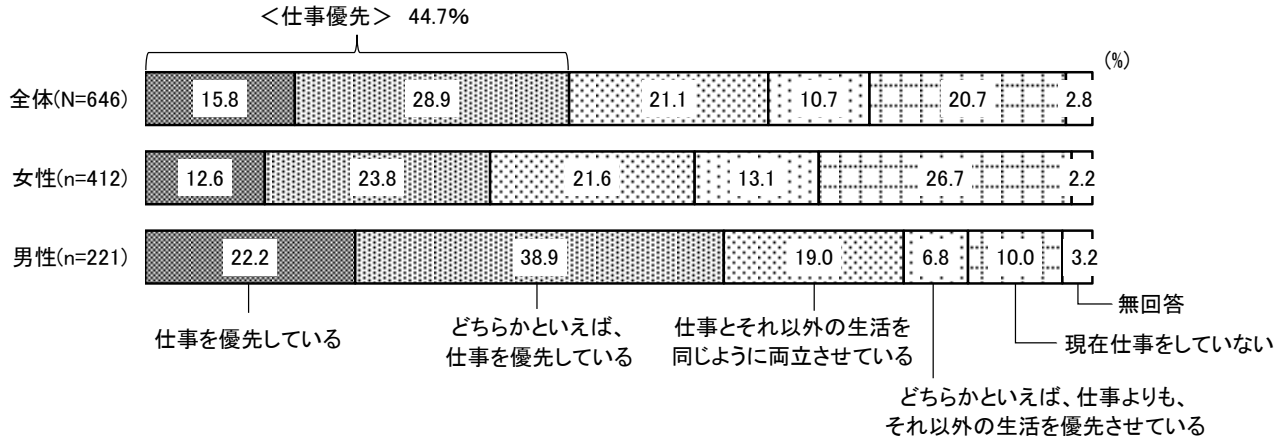

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために必要なこと（複数回答）

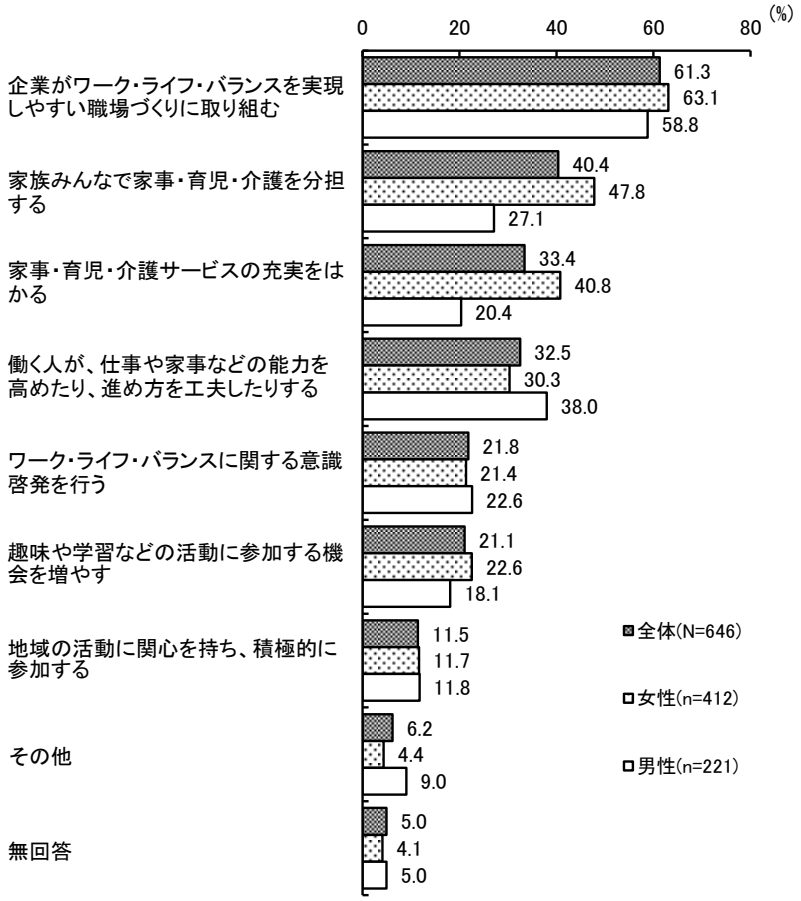

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表３　育児休業取得率の推移（東京都）

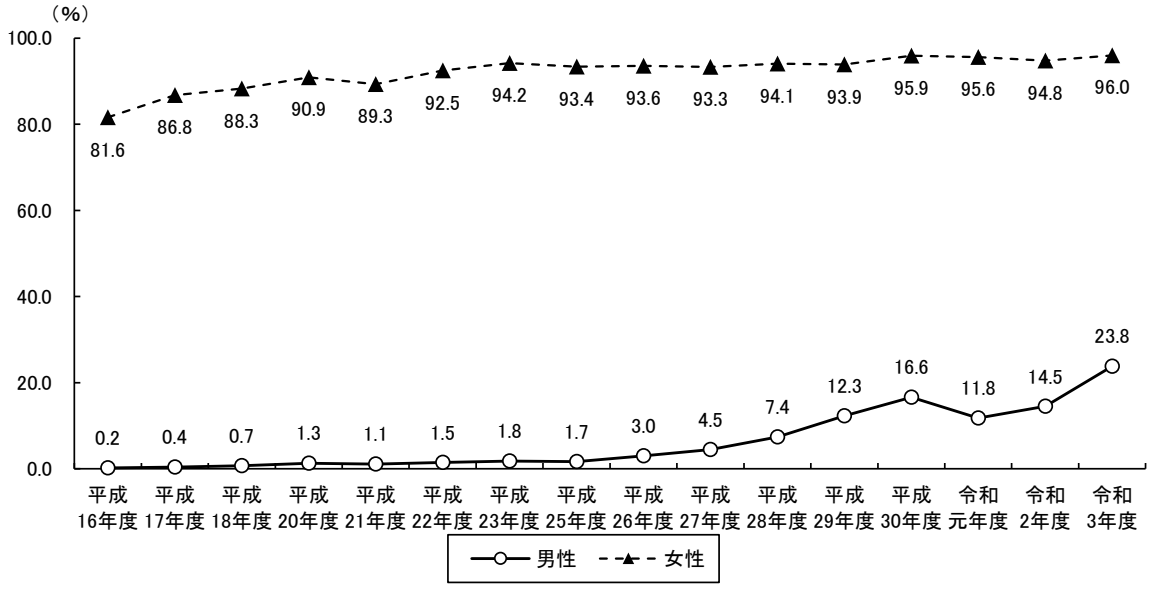

資料：東京都産業労働局　男女雇用平等参画状況調査(令和3年度)

取り組むべき課題２－４　子育てや介護に対する支援の充実

夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、共働き世帯は男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を大幅に上回っています。

男女がともに働く「共働き」へと区民のライフスタイルも変化するなか、仕事と家庭の両立、特に子育てや介護が大きな課題となっています。

■現状

配偶者がいる人のうち、共働き家庭は全体で約7割となっています（図表１）。家事・育児・介護に携わる１日当たりの時間の平均を見ると、共働き家庭でも、女性の方が長くなっており、5年前と比べ、平日では男女ともに時間が伸び、特に共働き家庭の男性では平日・休日とも30分程度長くなっています（図表２）。

また、子育てをしやすくするために区が進めるべき施策については、「延長保育、乳児保育、病児・病後児保育など、状況に応じて利用できる多様なサービスの充実」が全体で最も高くなっています（図表３）。

介護を行っている人のうち、精神的な負担、肉体的な負担を感じている人が６割を超えています（図表４）。

■取組の方向性

男女がともに、子育てや介護をしながら働き続けるために、子育てでは、多様なニーズに対応できるよう、各種保育サービス・子育て支援施策の拡充を図ります。

介護では、介護をしている人の精神面・肉体面を含めた負担軽減やニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が必要となります。

■施策

２－４－(1) 子育てをしている人への支援

子育てと仕事の両立支援や誰もが安心して子育てできる環境の整備を推進します。必要な保育定員を確保するとともに、区民のニーズに応じた保育サービス・子育て支援施策の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	保育定員の確保 （No.●再掲）	保育ニーズの増加に対応するため、私立認可保育所等を開設する事業者に対して開設準備経費の一部を補助する。	保育課 学務課
	各種保育サービスの実施 （No.●再掲）	【保育課】 児童の保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施している。 【子ども家庭支援センター】 一時預かり保育や病児病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保する。	保育課 子ども家庭支援センター
	認証保育所保育料助成	認可保育園の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を軽減するため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助する。	子育て支援課
	放課後における児童の居場所づくり（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、安全な環境のもと適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る。また、「学童クラブ」と「プレディ」のそれぞれの機能、特色をいかしながら連携していくとともに民間学童クラブを誘致して、受入れ態勢の強化を進めていく。	子ども家庭支援センター
	放課後における児童の居場所づくり（プレディ）	子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業日などに子どもが安全・安心に過ごせるよう、小学校の施設を活用した子どもの居場所「プレディ」を開設している。	教育委員会事務局庶務課
	子育て交流サロン「あかちゃん天国」の実施	親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する様々な情報提供や育児に必要な助言ができる子育て支援員の資格を持つ保育士等が常時対応していく。また、子ども家庭支援センター「きらら中央」では、元気高齢者（子育て見守りサポーター）による見守りを行っており、三世代交流の場として位置づけている。	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	所管課
	育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息わたしの時間」	幼稚園や保育園に子どもを預けていない育児中の保護者の社会参加を促進するため、息抜き、学習、交流等の機会を提供する。	総務課
	講座・講演会など行事における託児サービスの拡大	各課において、講座等開催時の託児を実施する。	全庁

２－４－(2) 家族の介護をしている人への支援

高齢者の介護をしている人の負担を軽減するサービスの充実を図ります。地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組み、在宅介護をしている人の負担軽減を図り、安心して介護を続けられるよう支援します。さらに、多様な担い手と協力できるよう環境づくりを推進するとともに、「生活の場への男性の参画促進（●ページ）」に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	おとしより相談センターの管理運営	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を担う中核機関として、区内に5箇所設置している。また、各おとしより相談センターを支援する中央区地域包括支援センターを区役所内に設置している。	介護保険課
	ショートステイなど介護サービスの充実 （No.●再掲）	【高齢者福祉課】 短期入所生活介護事業として、要介護高齢者等に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを提供する入所施設を運営している。 【介護保険課】 おおむね６５歳以上の高齢者で介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な場合に、介護保険の短期入所とは別に、短期間の入所サービス（緊急ショートステイ）を行っている。	高齢者福祉課 介護保険課

No.	事業名	事業内容	所管課
	介護者交流会の支援	【高齢者福祉課】 区立特別養護老人ホームでは、介護者教室を開催し、在宅介護に役立つ知識・技術の普及に努めている。また、教室終了後には、介護に関する悩みの共有や情報交換の場として交流会を開催している。 【介護保険課】 介護をしている家族の負担感や不安感を軽減するため、各おとしより相談センターで介護者向けの交流会を開催している。	高齢者福祉課 介護保険課
	介護に関する男女共同参画講座の開催	介護に対する備え、仕事と介護の両立、介護離職防止などをテーマとした男女共同参画講座を開催する。	総務課
	区民向け在宅療養支援シンポジウムなどの開催	区民や医療機関・介護サービス事業所を対象として、在宅療養に必要な知識の向上を図るため、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携のもと研修を実施している。	介護保険課

図表１　働き手（共働き）の状況（配偶者がいる人）

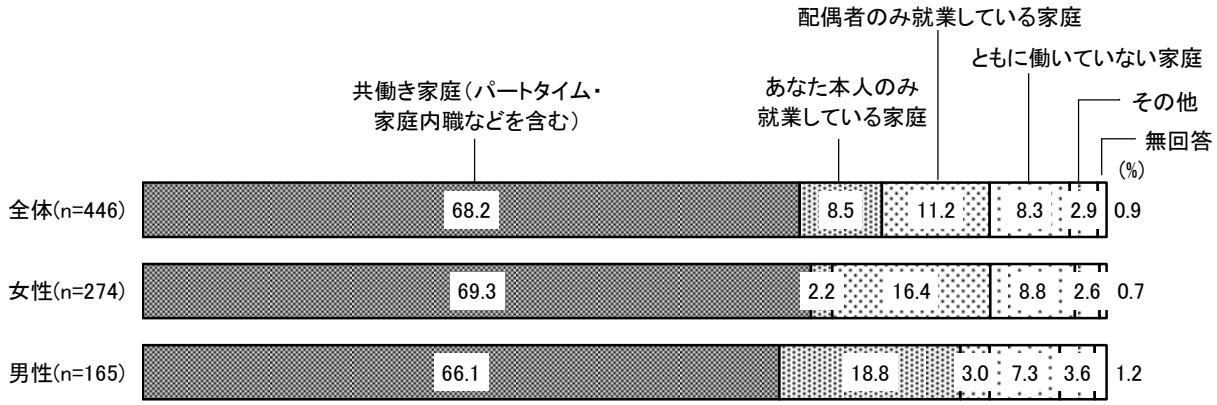

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　家事・育児・介護に携わる１日当たりの時間〔平日・休日〕
(前回調査との比較)

			平日	休日
性・働き手の状況別	女性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	228.2分 （213.6分）	296.6分 （294.5分）
		配偶者のみ就業している家庭	384.4分 （401.9分）	343.8分 （374.1分）
	男性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	101.5分 （69.9分）	194.3分 （165.1分）
		本人のみ就業している家庭	95.1分 （59.7分）	172.5分 （159.6分）

※（）内の数値は平成 28 年の調査結果

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年、平成28年）

図表３　子育てをしやすくするために区が進めるべき施策（複数回答）

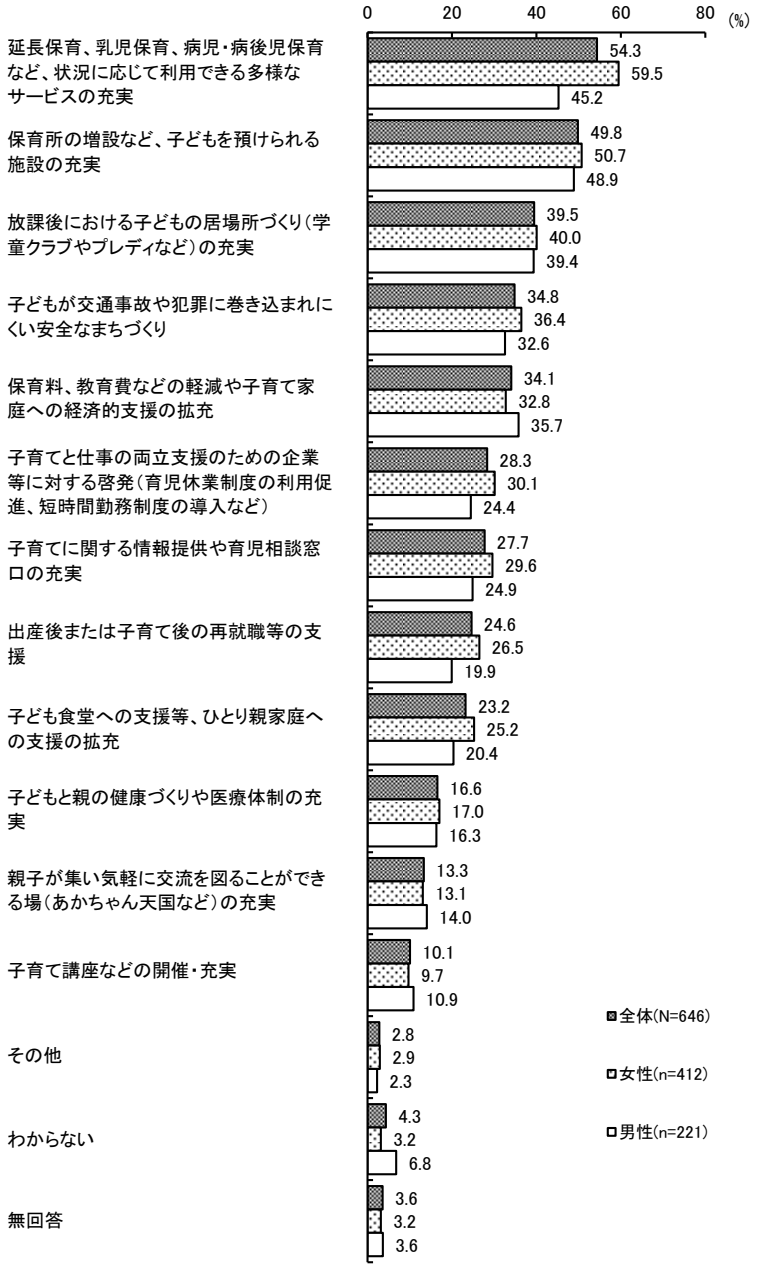

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表４　介護の負担感（介護を行っている人）

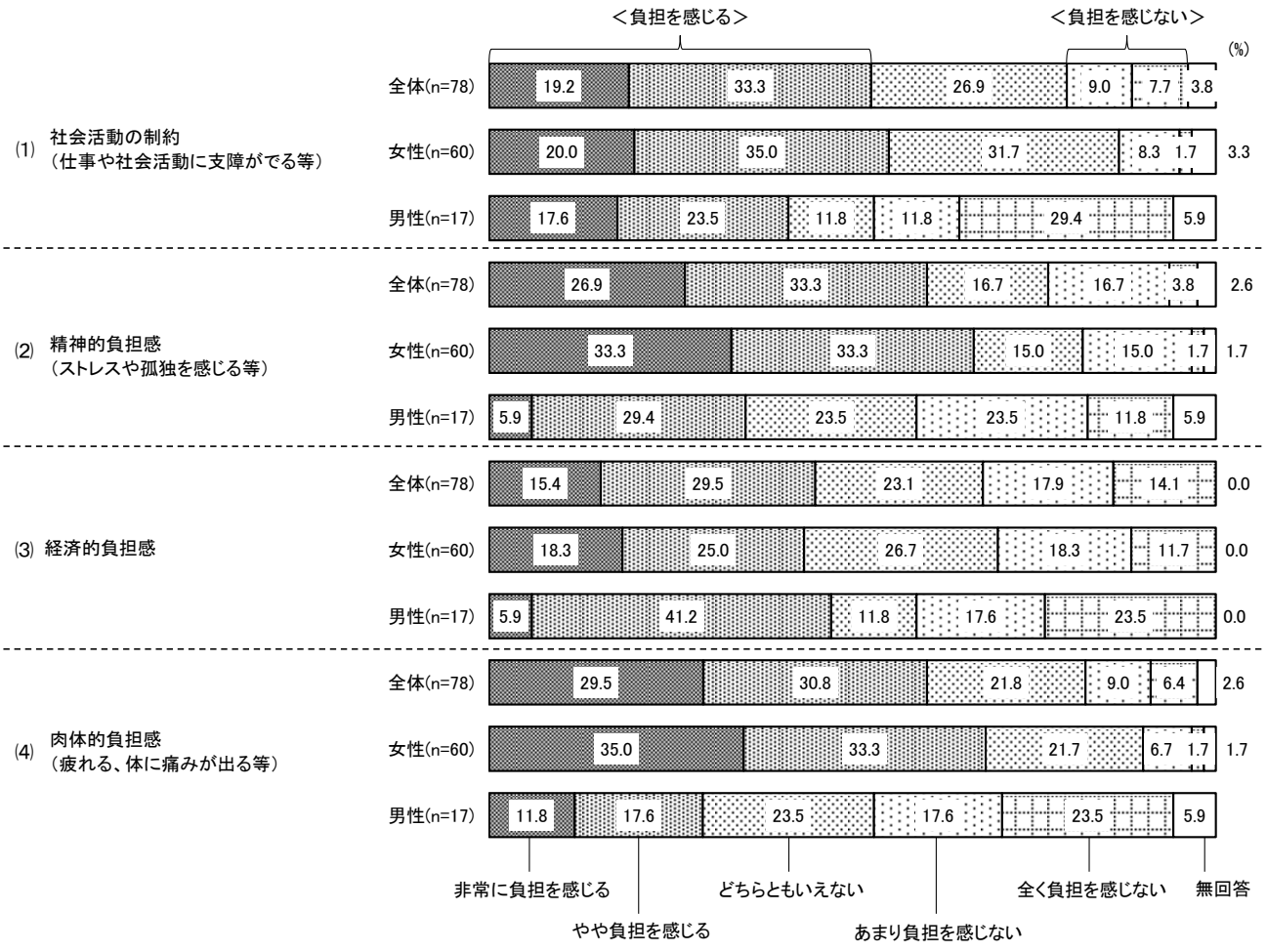

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

取り組むべき課題２－５　生活の場への男性の参画促進

核家族化や共働き世帯が増加する中、男女がともに家事・育児・介護を担えるよう、生活の場への男性の参画が求められています。

育児・介護休業法の改正により、男性が子どもが生まれてから8週間以内に最大4週間の休みを取得できる「出生時育児休業」（男性版産休）が新設されるなど、男性の育児への参画を進める動きも活発になっています。

■現状

家事・育児・介護に携わる１日当たりの時間の平均は、平日・休日ともに男性の方が、女性よりも短くなっています。しかし、5年前と比べ、平日・休日とも男性の時間が30分程度伸びています（図表１）。

男性が家事・育児・介護に参加するために必要なことでは、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も高く、次いで「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」、「働き方の見直し等により、仕事以外の時間を多く持てるようにすること」などが挙げられています（図表２）。

■取組の方向性

男性や企業がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、家事・育児・介護に参画していくことは、女性の活躍を推進するため、積極的に取り組むべき課題の一つといえます。そこで男性が家事・育児・介護などを自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるために、意識啓発を図るとともに、男性の参画を促すための環境づくりを推進する必要があります。

■施策

２－５－(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発

男性が家事・育児・介護の担い手として参画し、力を発揮できるよう意識啓発を図るとともに、知識や技術の習得に向けて支援を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
	男性を対象とした講座などの開催	男女共同参画講座・講演会、イクメン講座により、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた普及・啓発を行う。	総務課
	家庭教育学習会の開催	家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、ＰＴＡ、民生・児童委員、青少年委員など地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を平成16年度に設置した。学校やＰＴＡ、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会など家庭教育を学ぶ機会を提供している。	文化・生涯学習課
	パパママ教室（両親学級）	初めて出産を予定している夫婦が、講義・実習を通して共に学び、協力して子育てをしていく動機づけの場として実施している。	健康推進課 保健センター

２－５－(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家事・育児・介護の担い手として力を発揮できるよう、職場の理解を促進し、働きやすい環境づくりを進めることを支援します。

また、育児・介護などのため離職した男性の再就職を支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	事業所向けセミナーなどの開催 （No.●再掲）	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場づくりに関する意識啓発を行う。	総務課
	事業所に対するアドバイザー派遣 （No.●再掲）	仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減など働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取組を向上させたい事業所に、専門のアドバイザーを派遣する。	総務課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施 （No.●再掲）	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談及び就職ミニ面接会を開催するとともに臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図る。	商工観光課

図表１　家事・育児・介護に携わる１日当たりの時間

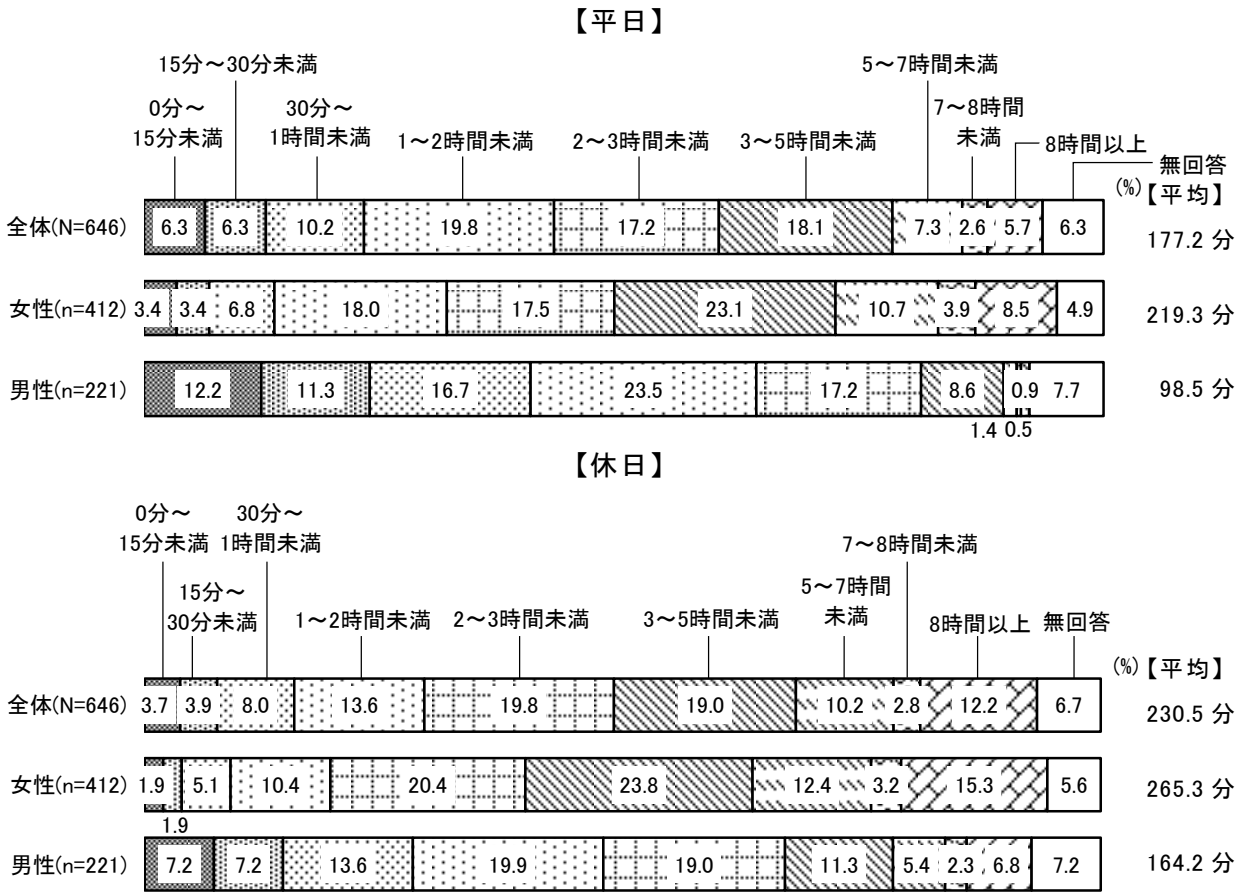

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　男性が家事・育児・介護に参加するために必要なこと（複数回答）

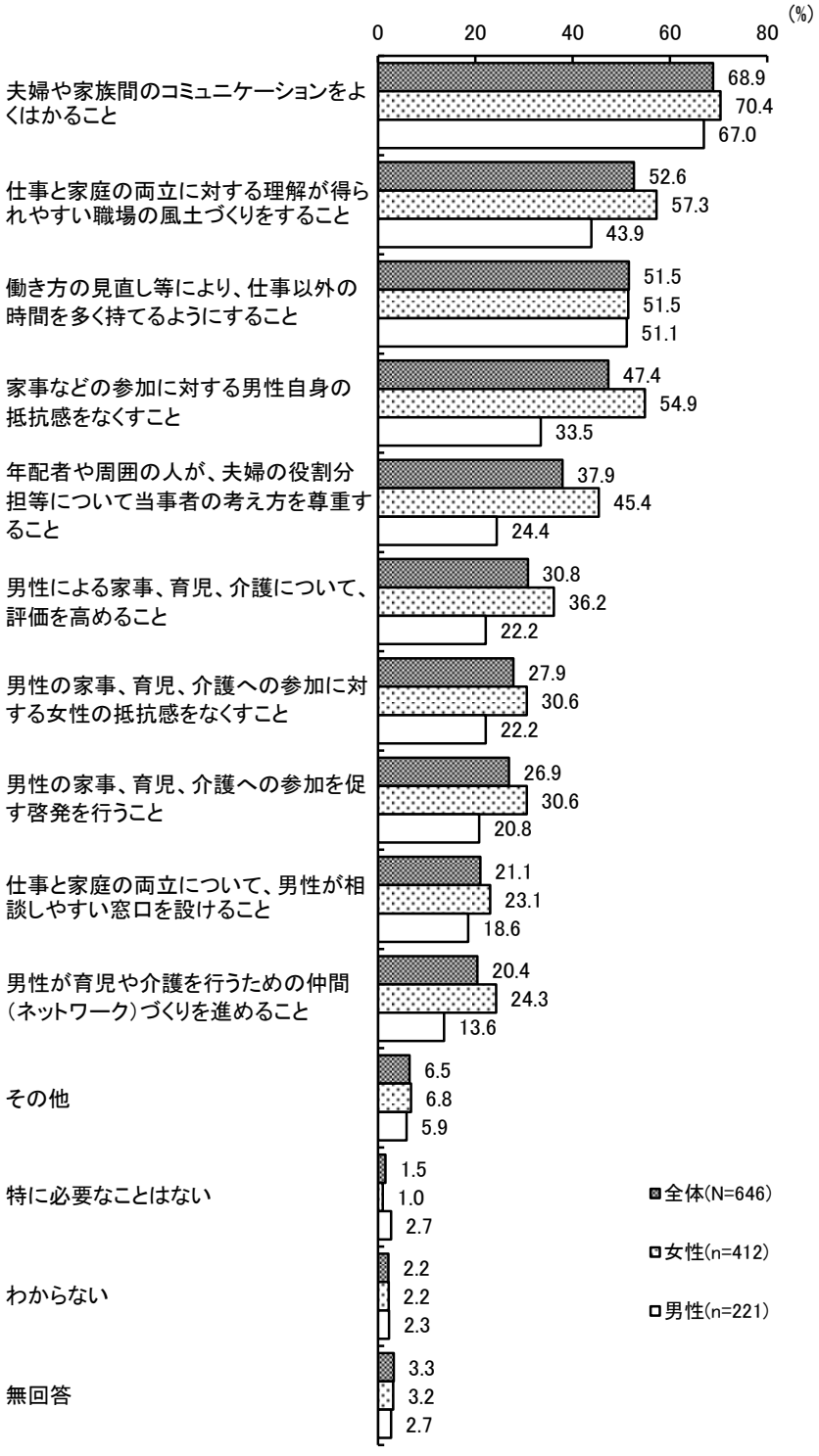

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

基本目標３　男女平等を阻む暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

配偶者等からの暴力をはじめ、ハラスメント行為、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。また、被害者は、身体や心の回復に長い時間がかかる場合も多く見られ、その後の人生に大きな支障を来たし、貧困やさまざまな困難にもつながることもある深刻な問題となっています。

近年では、情報通信技術（ＩＣＴ）の進化やソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）などの広がりに伴い、暴力の形態が一層多様化しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。また、国では、性犯罪・性暴力対策に関する動きがみられ、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った支援が求められています。

そこで、暴力の防止のために、幼児期から暴力を生み出す背景を伝えるなど暴力を許さない社会の形成に向けた啓発を広く行うとともに、被害の早期発見のための取組を進めていくことが必要です。さらに、被害者の視点に立ち、本人の意思を尊重した相談・保護から自立までの切れ目のない支援を行うなど、より一層支援体制の強化・整備を図る必要があります。

そのため、「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」、「セクシュアル・ハラスメントなどの防止」、「性犯罪・性暴力の防止と被害者支援」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題３－１　配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

配偶者等からの暴力は、家庭という人目に触れにくい場所で起きていることから、周囲も気づかないうちに暴力が深刻化し、生命に危険が及ぶことがあります。また、家族に子どもがいる場合は、子どもの面前での配偶者等からの暴力は児童虐待にあたり、こどもの心に悪影響を及ぼすだけでなく、暴力の被害が子どもに及び、心身の成長に深刻な影響を与える恐れがあるため、暴力の防止と被害者支援が必要です。

配偶者等からの暴力と同様に、交際相手からの暴力（デート DV）についても、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がないこともあるため、被害者や周りの人が気づけるようにすることも必要です。

■現状

東京都によると、都内各相談機関における配偶者暴力相談件数は、区市町村において、増加傾向となっています（図表１）。中央区では、これまで「ブーケ21」（総務課）、子育て支援課、子ども家庭支援センター、保健所などが連携して被害者の相談や支援を行うとともに、東京都や警察署などとも連携を図ってきましたが、配偶者等や交際相手からの暴力に関する相談は年間400件程度となっています。

また、区民調査の回答者のうち１割程度が配偶者や交際相手などから何らかの暴力を受けた経験があり、そのうち半数の人が誰にも相談していません（図表２、図表３）。相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」や「相談するほどのことではないと思ったから」などが高くなっています（図表４）。

さらに、中学生・高校生世代の区民で、『デート DV』という言葉の意味を知っている人は２割台にとどまり、言葉を聞いたことがない人は半数以上となっています（図表５）。デート DV にあたる行動について、身体的暴力や性的暴力は「どんな場合でも「デート DV」にあたる」と認識している割合が高いですが、精神的暴力や社会的暴力は低くなっています（図表６）。

■取組の方向性

配偶者等や交際相手からの暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化しないよう、配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する啓発や情報提供を行い、被害者の早期発見、相談、保護につなげる取組を推進していくことが重要です。

また、被害者が暴力から逃れ、安全で安心な生活ができるよう、区関連部署や区内警察署、東京都、民間団体などと連携し、相談から保護、自立までの各段階で、被害者の置かれた状況に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があるだけでなく、より円滑に支援をするために配偶者暴力相談支援センター機能の整備の検討も求められています。

■施策

３－１－(1) 配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発

暴力を容認しない社会の実現を図るため、配偶者等や交際相手からの暴力防止及び児童虐待に関する啓発や情報提供を充実します。また、若年層への啓発を推進するために、教育との連携についても検討していきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する講座などの開催	男女共同参画講座・講演会により、ＤＶ・デートＤＶ防止等に関する意識啓発を行う。また、教育委員会と連携し、若年層向けの講座開催を検討する。	総務課
	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に巡回パネル展を開催する。	総務課

３－１－(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進

被害が潜在化することがないよう、区民をはじめ区職員・教職員や関係者への相談窓口の周知や適切な情報提供などによる被害者の早期発見に向けた取組の推進に努めます。また、複合的な困難を抱えている人を支援する中で、配偶者等からの暴力や児童虐待等の早期発見にも取り組みます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ブーケ21相談事業の周知	子ども家庭支援センターと共同で作成したしおりを配布するとともに、個別チラシ、情報誌、区広報紙、ホームページなど多様な媒体で広く周知する。	総務課
	配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する講座の関係者への周知	ＤＶ等をテーマとした講座等の開催にあたっては、区職員、学校関係者、民生・児童委員などに積極的に周知し参加を促す。	総務課

No.	事業名	事業内容	所管課
	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童などの早期発見、迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため設置している。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに個別ケース検討会議や実務者会議などを開催している。	子ども家庭支援センター

３－１－(3) 相談・保護から自立までの切れ目のない支援

相談をはじめとした支援策の充実をはじめ、被害者の安全を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護や自立支援に取り組みます。また、関係機関や関係各課との連携体制の強化に努め、支援に取り組むとともに、被害者に子どもがいる場合は、子どもへの支援にも取り組みます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ブーケ21女性相談 （No.●再掲）	配偶者や恋人からの暴力（ＤＶ）の悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
	男性電話相談 （No.●再掲）	配偶者や恋人からの暴力（ＤＶ）の悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
	ひとり親家庭・女性・家庭相談 （No.●再掲）	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や恋人からの暴力（DV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
	ブーケ21相談事業の周知 （No.●再掲）	子ども家庭支援センターと共同で作成したしおりを配布するとともに、個別チラシ、情報誌、区広報紙、ホームページなど多様な媒体で広く周知する。	総務課
	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」実務担当者会議を年１回開催し、情報共有と連携体制の確認・強化を図る。	総務課
	要保護児童対策地域協議会の運営 （No.●再掲）	要保護児童などの早期発見、迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため設置している。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに個別ケース検討会議や実務者会議などを開催している。	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	所管課
	一時保護の実施	配偶者からの暴力等で緊急に施設での保護が必要な母子及び女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立に向けた措置を講ずるまでの一時的かつ応急な対応を行う。	子育て支援課
	再就職支援講座の開催（No.●再掲）	子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職を支援するため、キャリア講座を開催する。	総務課
	就労相談会の実施（No.●再掲）	仕事と生活の両立など再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施する。	総務課

３－１－(4) 配偶者暴力相談支援センターの機能整備

関係各課との連携による被害者の相談・支援に加え、相談の事実を証明する書面の発行などの業務も行える体制を整備します。また、関係機関とのネットワークの構築・連携により、配偶者等からの暴力対策及び児童虐待対策に一体的に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営（No.●再掲）	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」実務担当者会議を年１回開催し、情報共有と連携体制の確認・強化を図る。	総務課
	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	令和５～６年度に関係部署と協議・調整し、令和７年度中の配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指す。	総務課 子育て支援課

図表１　配偶者暴力についての相談件数の推移（東京都）

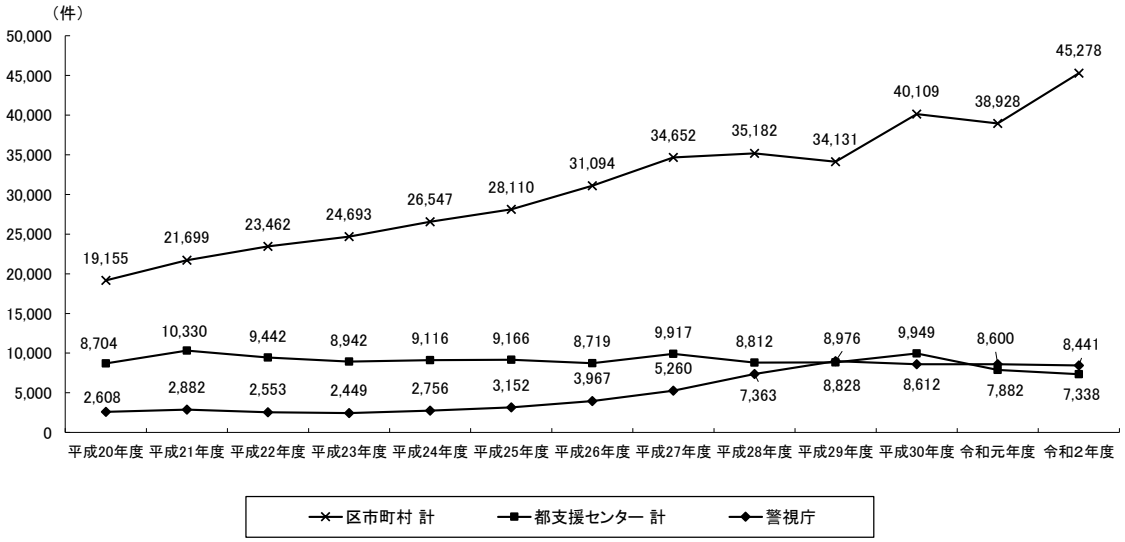

資料：東京都生活文化局

図表２　配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験の有無

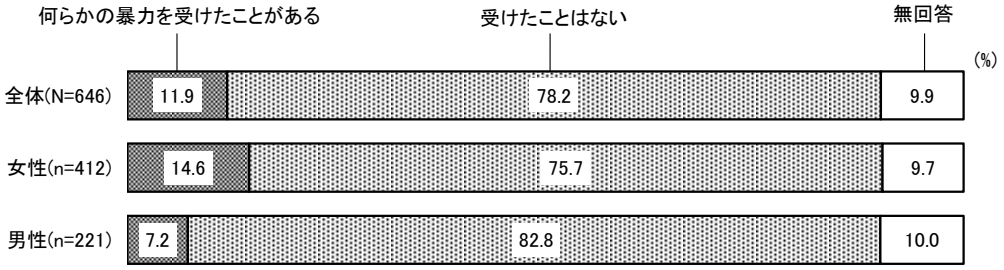

※「何らかの暴力を受けたことがある」の割合は、「人格を否定するような暴言を言われる、大声でどなられる、人前でバカにされる、無視されて口をきいてくれないといった精神的な暴力を受けた」、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的な暴力を受けた」、「家族や友人との付き合いを制限、禁止されたり、電話やメール、SNS を細かくチェックされたりした」、「見たくないアダルトビデオ・雑誌などを見せられたり、いやがっているのに性的な行為を強要したり、避妊をしないなど、性的な暴力を受けた」、「生活費を渡さない、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなどの経済的な暴力を受けた」、「その他」のうち一つでも回答した人の割合。

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表３　相談したことの有無
（配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験がある人）

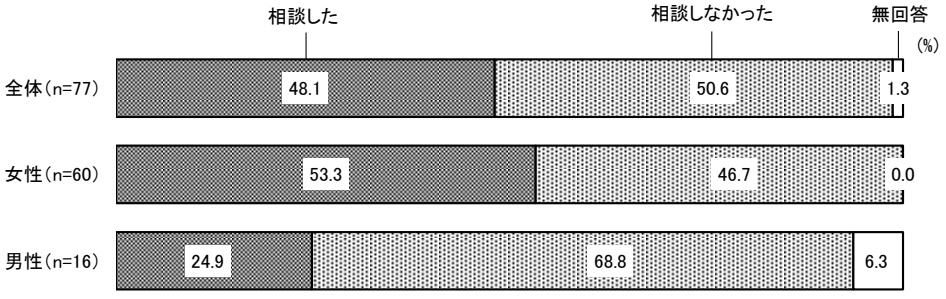

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表４　誰にも相談しなかった理由（誰にも相談しなかった人：複数回答）

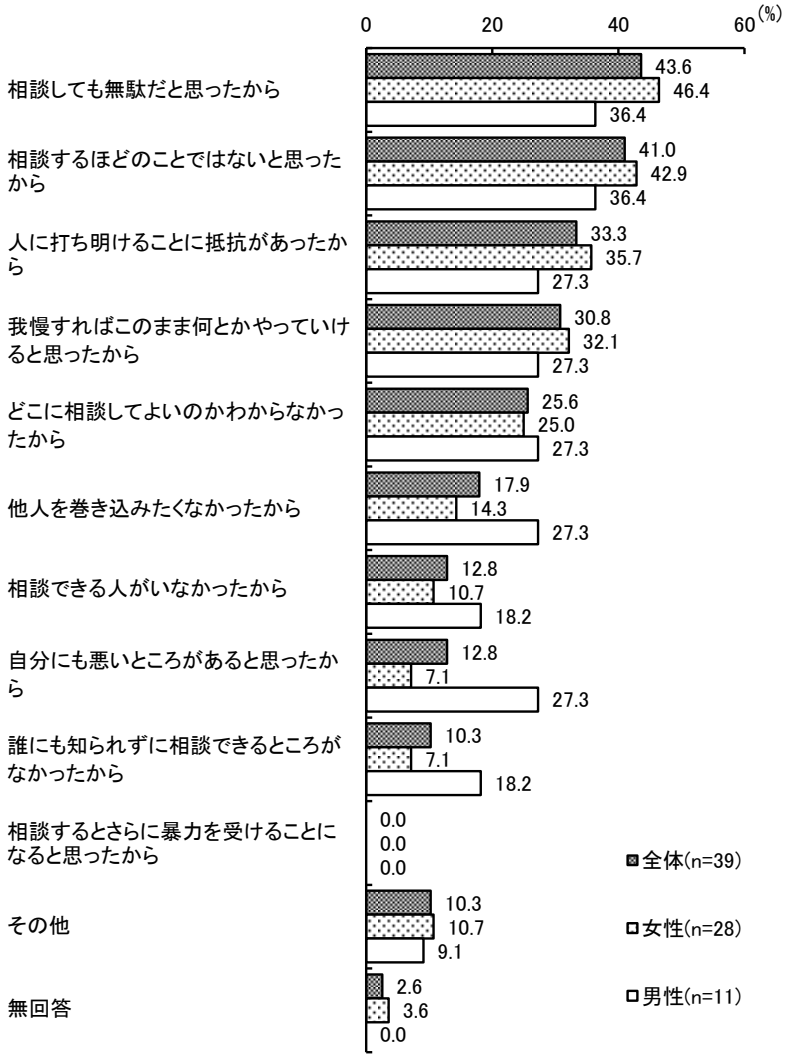

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表５　デート DV の言葉の認知度

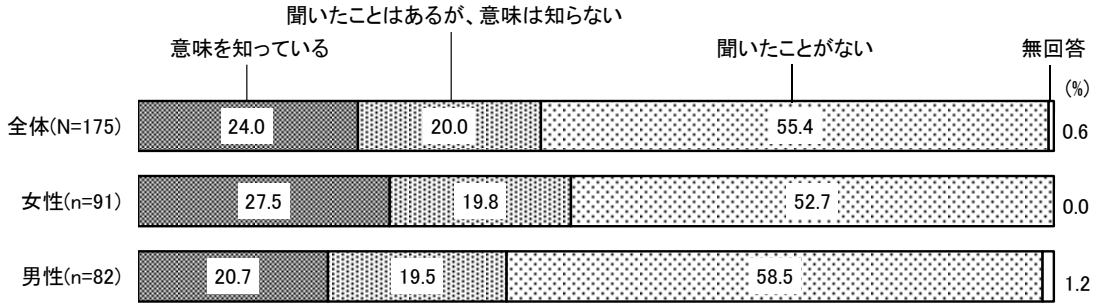

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表６　デート DV に対する認識

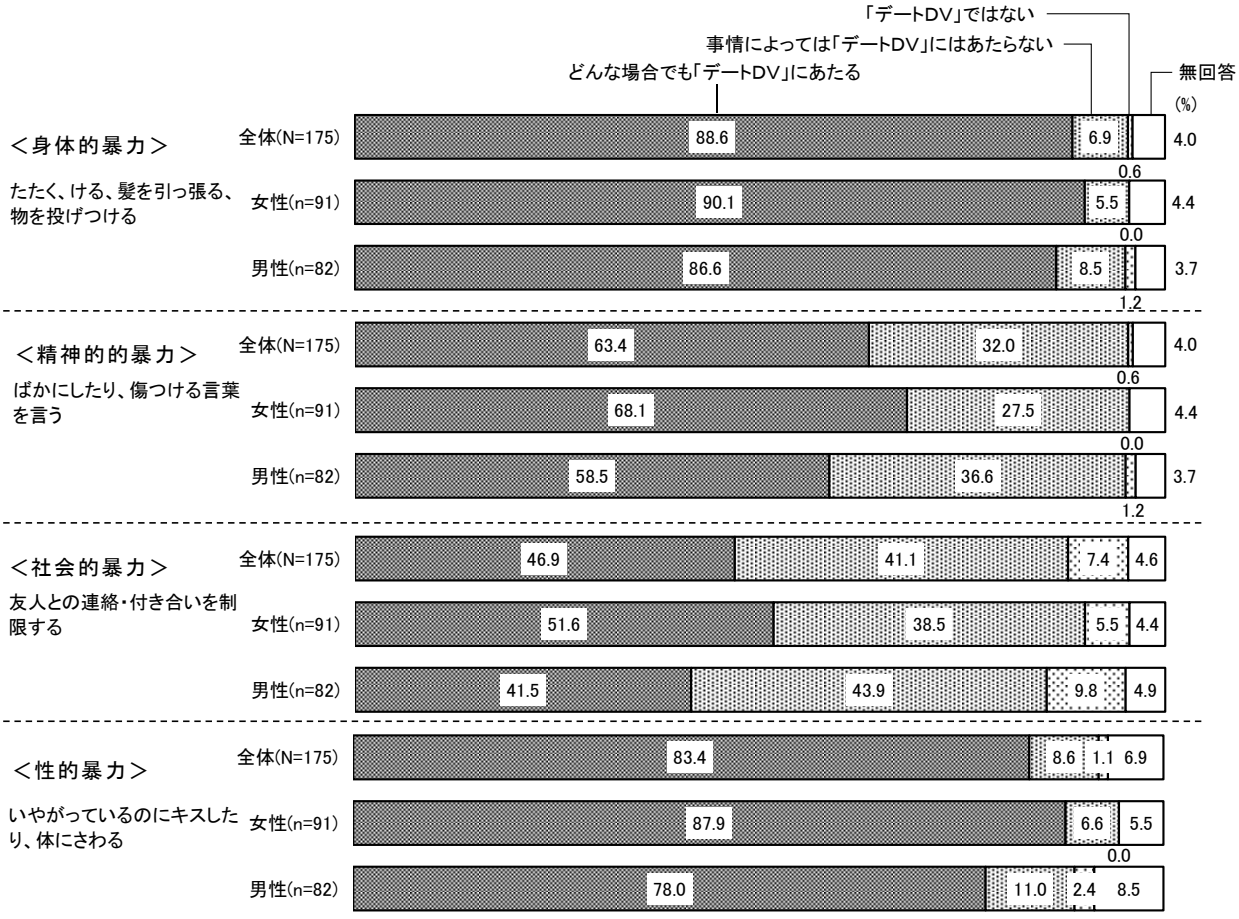

「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

取り組むべき課題３－２　セクシュアル・ハラスメントなどの防止

セクシュアル・ハラスメント（性的な言動による嫌がらせ）やパワー・ハラスメント（上下関係を利用した嫌がらせ）、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、性自認や性的指向に関するハラスメントは、雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会、スポーツの分野においても発生する可能性があります。令和２（2020）年４月からパワー・ハラスメントの防止措置が全企業に義務化されていますが、さまざまな場においてもハラスメント等を防止する取組や被害者の支援が求められています。

ストーカー行為は、被害者の平穏な生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあり、早急な対応が求められています。

また、近年では、リベンジポルノの被害件数が増加していることに加え、スマートフォンの普及により、SNS やアプリ等を通して被害に巻き込まれるケースもみられるため、未然防止への取組が必要です。

■現状

東京都によると、事業所で過去５年間に何らかのハラスメントが「問題になったことがある」と回答した割合が３割を超え、「問題にはなったことがないが実態としてはある」と回答した割合は約１割となっており、４割以上の事業所で何らかのハラスメントが発生しています。（図表１）

また、問題となったハラスメント行為は、「パワー・ハラスメント」が最も多く、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠等に関するハラスメント」が続いています。（図表２）。

■取組の方向性

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、性自認や性的指向に関するハラスメント、ストーカー行為などの防止に向け、啓発活動を推進するとともに、被害に巻き込まれないようにするための情報を提供していくこと及び被害に巻き込まれないよう、一人ひとりが情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて自ら発信する能力であるメディア・リテラシーを身に付けることが重要です。

また、被害者が身近な場所で相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に努め、被害が潜在化することがないよう、被害者支援に取り組む必要があります。

■施策

３－２－(1) セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発

区民や事業所などに対してセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向け、意識啓発に努めるとともに、区民などが被害に巻き込まれないよう情報提供を行います。また、メディア・リテラシー教育を進めていきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーなどの開催	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、各種ハラスメント防止に関する意識啓発を行う。	総務課
	予防教育（メディア・リテラシー教育など）（No.●再掲）	情報社会で、自他の権利を尊重し、行動に責任をもつことや情報を正しく利用できることを目的として、各学校での日常の指導のほか、家庭と連携した「ＳＮＳ家庭ルール」の徹底やセーフティ教室等の取組を行う。	指導室

３－２－(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援

相談窓口の周知に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、若年層が相談しやすいツールも検討していきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	ブーケ21女性相談（No.●再掲）	夫婦関係や職場での人間関係などの悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
	男性電話相談（No.●再掲）	夫婦関係や職場での人間関係などの悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
	ひとり親家庭・女性・家庭相談（No.●再掲）	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や恋人からの暴力（DV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
	研修の実施（区職員）	管理監督者（課長級及び係長級）及び一般職員を対象に、ハラスメント防止を目的として、よりよいコミュニケーションのためのセミナーをそれぞれに実施する。	職員課
	区職員に対するセクシュアル・ハラスメントなど相談窓口の周知・運用	新任研修やハラスメントセミナーで、ハラスメントについて説明するとともに、相談窓口の案内を行う。また、「安全と健康ニュース」に掲載し、職員に周知する。	職員課

図表１　職場のハラスメントの発生状況（東京都）

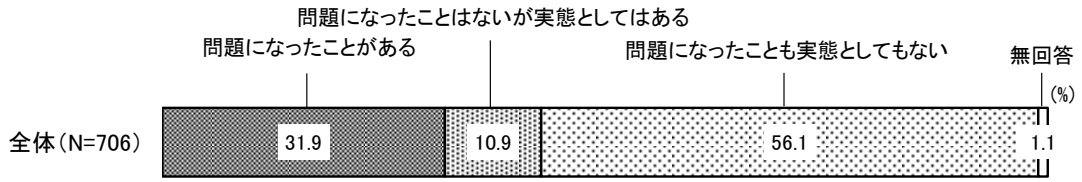

資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」（令和元年度）

図表２　問題となったハラスメントの内容（東京都）
（問題となったことがある事業所：複数回答）

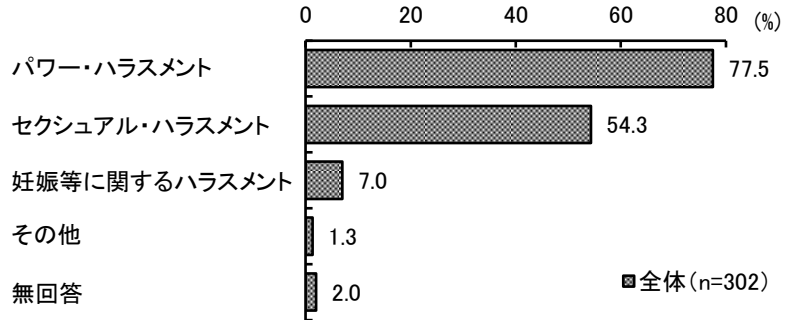

※表記は中央区の表記に合わせている。

資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」（令和元年度）

取り組むべき課題３－３　性犯罪・性暴力の防止と被害者支援

性犯罪・性暴力は、人権に深くかかわる社会的な問題であり、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であるだけでなく、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすもので、男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者の多くは女性ですが、男性や子どもが被害を受ける場合もあり、被害者の中には、外国人やLGBT等も含まれています。また、家族をはじめとする身近な人からの子どもや若年層への被害は特に潜在化・深刻化しやすいとされています。そのため、被害者が誰でも相談しやすい相談体制の整備や適切な支援につなげることが求められています。

また、国の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議では、性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題とし、令和２（2020）年度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しており、対策が求められています。

■現状

各都道府県に設置されている「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の月毎の相談件数は、年々増加傾向にあり、令和３（2021）年度（上半期）は毎月4,500～5,000件の相談があります（図表１）。

また、国の調査によると、無理やり性交等をされた被害の経験がある人は、全体で約24人に１人、女性では約14人に１人とされており、女性は６割、男性は７割の人が被害について相談をしなかったと回答しています（図表２、図表３）。相談をしなかった理由としては、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が最も高くなっています（図表４）。

■取組の方向性

性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組として、性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発や情報提供をしていく必要があります。また、性別や年齢によらず被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係機関が連携して被害者を適切な支援につなげていく必要があります。

■施策

３－３－(1) 性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援

性犯罪・性暴力の防止に向けた意識づくりをするために、講座等の実施やさまざまなツールを活用した情報提供を行います。また、相談を実施するとともに、被害者を適切な支援につなげていきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	性暴力等の防止に関する講座などの開催	男女共同参画講座などにより、性暴力等の防止に関する意識啓発を行う。	総務課
	さまざまなツールを活用した情報発信	男女共同参画ニュース「Bouquet」、区広報紙、ホームページなどのツールを活用し、広く情報を発信する。	総務課
	ブーケ21女性相談（No.●再掲）	性犯罪や配偶者や恋人からの暴力（DV）などの悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
	男性電話相談（No.●再掲）	性犯罪や配偶者や恋人からの暴力（DV）などの悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
	ひとり親家庭・女性・家庭相談（No.●再掲）	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や恋人からの暴力（DV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
	児童・生徒への相談窓口の周知	性犯罪・性被害にあった際に、一人で抱え込まずに相談できる相談先を周知する。	指導室

内閣府
SNS 相談「Cure Time（キュアタイム）」

図表１　性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移（国）

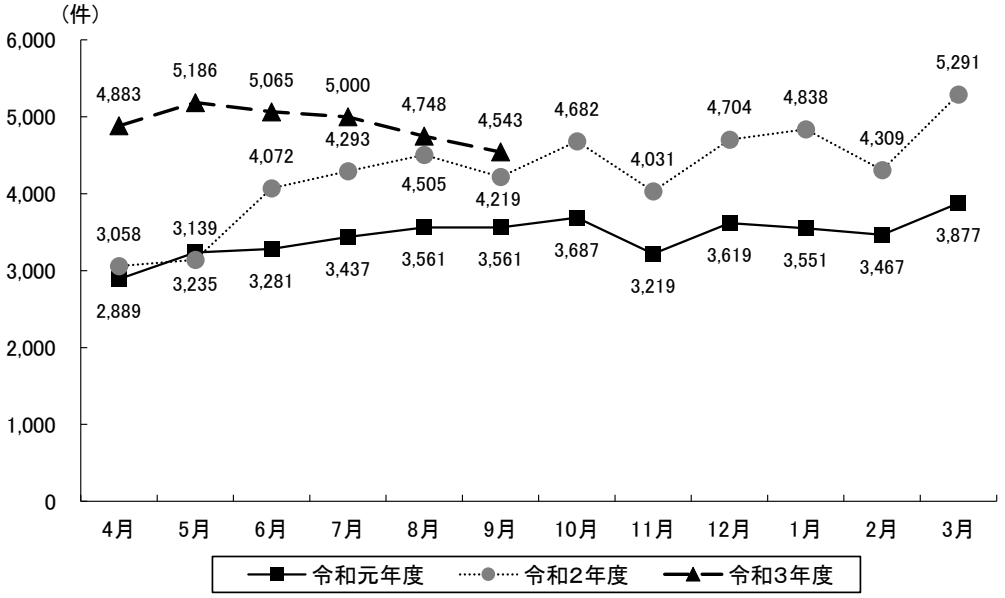

資料：内閣府男女共同参画局

図表２　無理やりに性交等をされた被害経験（国）

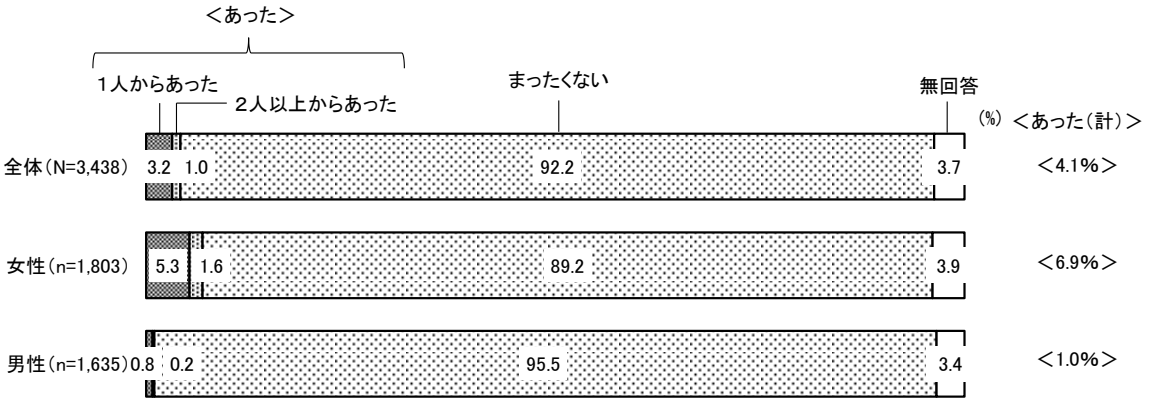

資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和２年度）

図表３　無理やりに性交等をされた被害の相談経験
（無理やりに性交等をされた人）（国）

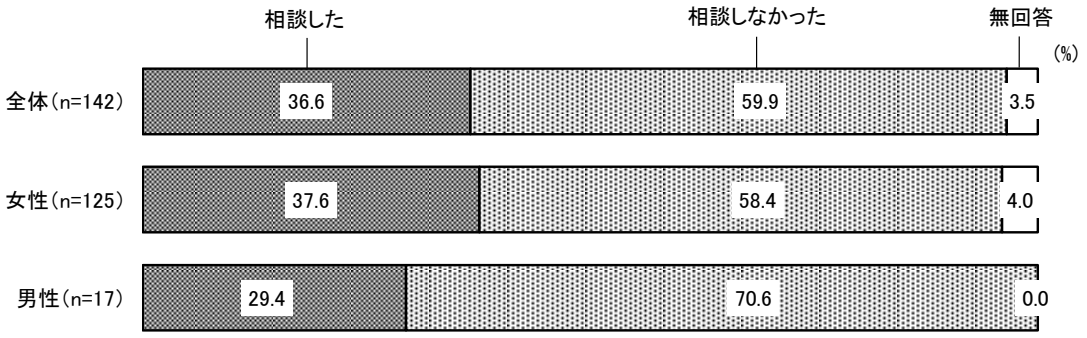

資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和２年度）

図表４　相談をしなかった理由（上位５位）
（無理やりに性交等をされたが相談をしなかった人：複数回答）（国）

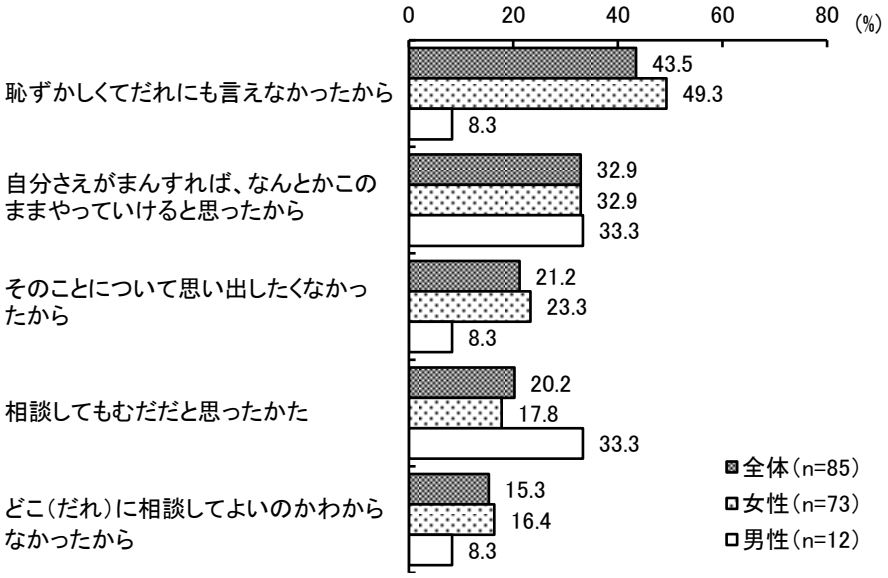

資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和２年度）

基本目標４　さまざまな場への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、役割の偏重を解消し、すべての区民が、家庭はもとより、学校、職場、地域などあらゆる場面に参画し、意思決定の場に女性・男性双方の意見を反映していくことが重要です。

とりわけ区の政策・方針決定過程において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れることができ、区が活力を維持し続け、成長し、持続可能なものとしていくために重要な取組といえます。

また、男女とも豊かで生活しやすい地域社会を構築し、持続可能なものとするためには、地域活動への参画など区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大していくことが大切です。

さらに、地域の防災対策についても、本区には高層マンションが多数立地しているという地域特性や過去の災害の教訓を踏まえ、女性の参画を一層拡大し、女性・男性双方の視点を取り入れていくことが重要です。

そのため、「政策・方針決定過程における女性の参画促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題４－１　政策・方針決定過程における女性の参画促進

国は、「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」と目標を掲げて取組を進めてきましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、必要な改革も進みませんでした。しかし、これは、社会の多様性と活力を高め、わが国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標です。

国は、国際社会でにおいて2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることを踏まえ、国は2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めており、本区においても同様の取組が求められています。

■現状

本区の区議会議員における女性の割合は4割、審議会など委員における女性の割合は2割台半ば、区の管理職に占める女性の割合は2割弱となっています（図表１、図表２）。

重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由としては、「男性優位の組織運営」が全体で最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」となっています（図表３）。

区は、審議会における女性委員の割合を上げるため、各団体に女性の推薦を依頼するなどの働きかけをしていますが、団体の構成員における女性比率が低い場合もあり、簡単にはいかない現状があります。

■取組の方向性

活力ある社会を構築するためには、男女を問わず多様な人材を活用し、多角的な視点からの意見などを取り入れていくことが大切です。また、女性が社会の構成員の半数を占める中、政策・方針決定過程における女性の参画をさらに推進することが求められます。特に、女性の参画が少ない分野では、積極的に女性の参画を促進する必要があります。

また、広報・広聴などの仕組みを活用し、区政に女性・男性双方の意見を反映していくことが大切です。

区においては、女性職員がこれまで以上に能力や持ち味をいかし、一層活躍できる環境を整備することが求められます。

■施策

４－１－(1) 審議会など委員への女性の参画拡大

区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めます。区の審議会などにおける女性の参画の拡大を図り、特に、女性の委員が少ない審議会などにおいては、女性の参画比率の向上に向けた働きかけに努めます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	審議会など委員への女性参画比率の向上	副区長を委員長とする「附属機関等構成員選任委員会」において、男女の構成比や年齢など構成員を適正に選任するように努めている。	全庁・総務課

４－１－(2) 区民の意見反映の機会の充実

男女双方の意見を区の施策や事業に反映する機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	協議会等への区民参画による意見の反映	行政懇談会、まちづくり協議会など区が実施する各種会合等への参画を通じて、区民の意見を政策等に反映する。また、計画等の策定にあたっては、各課において意見公募（パブリックコメント）を行う。	全庁
	事業協力スタッフの参画	男女共同参画社会の実現に向けて､｢ブーケ21｣が実施する事業への参画を通じて、区民の視点・要望を反映させる。	総務課

４－１－(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進

区の女性職員が能力を発揮し、さまざまな分野で活躍することを支援します。女性の管理監督職を育成し、区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めるとともに、管理監督職の職員が家事・育児や介護をしながら活躍できる環境を整備します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	女性職員の管理監督職昇任への勧奨と環境整備	女性職員の昇任意欲を高めるために、様々な機会を利用して働きかけを行い、昇任選考の受験を勧奨するとともに、女性職員が管理監督職として活躍できる職場環境の整備を推進する。	全庁・職員課
	キャリア形成や能力開発のための研修などの充実	キャリアデザイン研修を通じて、自らの適性、経験等を踏まえ、仕事を通じて将来的にどのような自分になりたいかを明確にし、それを実現するための方策について個々の職員が主体的に描く。その際に女性職員の活躍推進に係る施策の情報提供を行い、男女共同参画の理解促進を促す。	全庁・職員課

No.	事業名	事業内容	所管課
	家事・育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備	育児をする職員又は介護を行う職員が、生活事情に応じた多様な働き方を選択でき、意欲をもってその能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を推進する。	全庁・職員課

図表１　区議会、審議会などにおける女性割合の推移（中央区）

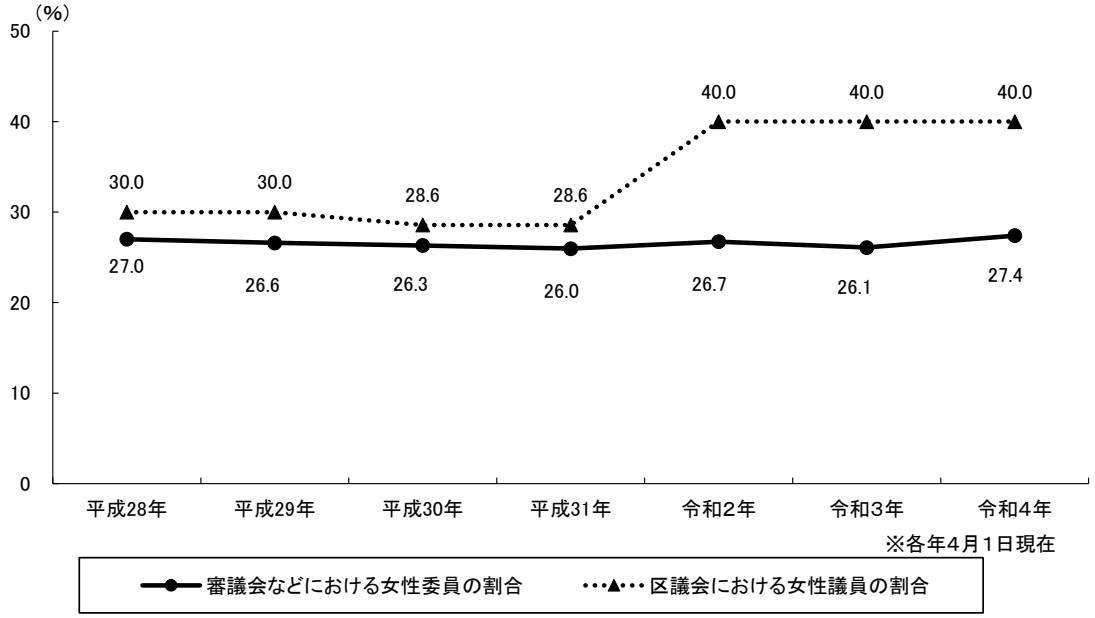

資料：東京都　区市町村の男女平等参画推進状況

図表２　職層別女性職員の割合の推移（中央区）

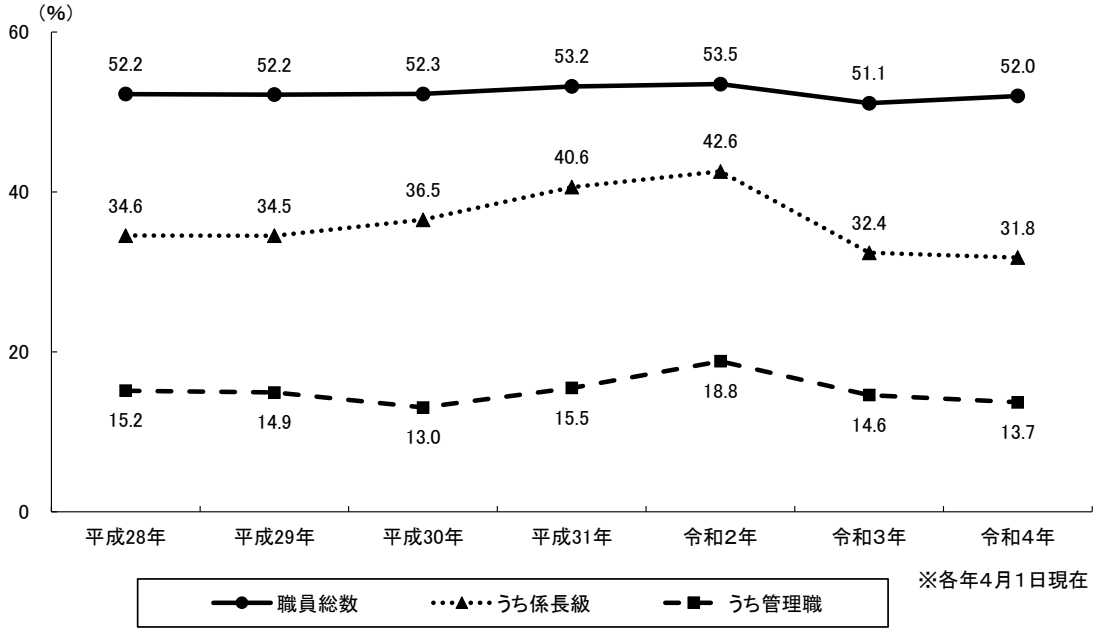

資料：東京都　区市町村の男女平等参画推進状況

図表３　重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由（複数回答）

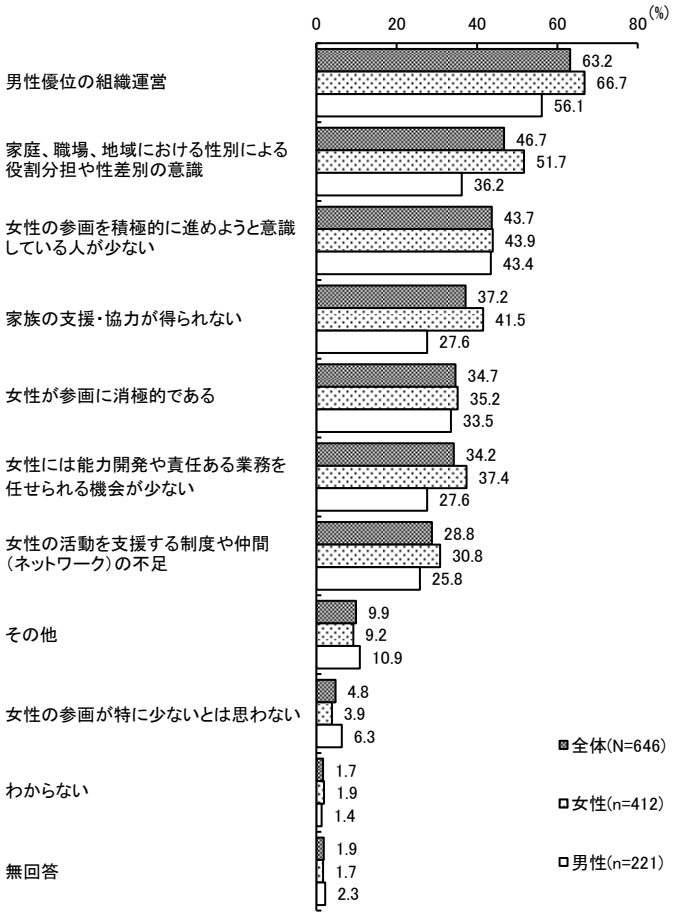

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

取り組むべき課題４－２　地域活動における男女共同参画の促進

本区は、下町ならではの人情や連帯感により温かな地域コミュニティが形成されてきました。しかし、近年では再開発により高層マンションが増加し、区外からの転入者が増えたことにより、昔から住んでいる人と新しく住み始めた人との交流が課題となっています。

また、若い世代における共働き世帯の増加や価値観の多様化などから、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など新たな課題も生じています。誰もが豊かで安心して生活できる地域社会を構築していくためには、働いている、いないにかかわらず、地域に住み働くすべての人が地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが重要です。

■現状

地域活動に参加している人は5割弱、参加していない人は5割強となっています（図表１）。地域活動に参加していない理由は、「時間的余裕がないから」が最も多く、次いで、「どのような活動があるのかわからないから」、「参加方法がわからない、きっかけがないから」となっています。居住歴３年未満の人では、全体と比べ「どのような活動があるのかわからないから」が最も高く、3年以上の人では「時間的余裕がないから」が最も高くなっています（図表２）。

今後の参加意向については、「趣味・生涯学習・スポーツなどのサークル活動」、「NPO、ボランティアなどの市民活動」、「地域交流・国際交流の活動」などで高くなっています（図表３）。

■取組の方向性

区民が知識や経験をいかして地域のさまざまな活動に参画するとともに、育まれてきた文化を大切にしつつ、新しく住まわれた人も本区に愛着を持ち、企業や在勤者、ボランティアなど多様な主体との協働により、暮らしやすいまちづくりへの取組を支援する必要があります。

そのためには、地域活動に取り組む団体などを支援するとともに、それらの活動を広く紹介するなど、男女がともに地域活動に参加するきっかけづくりを行う必要があります。

■施策

４－２－(1) 地域活動の場の提供と活動支援

地域で活動する団体などに対し、活動の場を提供や自主的な学習活動を支援し、学習・交流機会の拡大を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	男女共同参画団体の活動への助成	男女共同参画社会の実現を目的として、「ブーケ21」を拠点として活動する団体等が実施する学習・啓発活動を支援するため、必要な経費の一部を助成する。	総務課
	協働ステーション中央の運営	協働の普及・促進を図るため、区や社会貢献活動団体間のネットワーク形成やコーディネートなどを支援する拠点として、平成22年４月から開設している。 【主な機能】 ・社会貢献活動に関する相談、情報収集・提供、人材育成 ・社会貢献活動に関する多様なネットワークの構築 ・地域課題解決に向けた話し合いの場（プラットホーム）の形成 ・協働事業のプログラム開発や事業提案・報告にあたっての支援	地域振興課
	社会教育関係団体への講師派遣	社会教育活動を側面から支援するため、社会教育関係登録団体に対する指導者の派遣を行っている。	文化・生涯学習課
	地域福祉コーディネーターによる相談支援 （No.●再掲）	地域福祉コーディネーターを配置し、複合的な生活課題を抱える人や世帯の相談支援やアウトリーチによる継続支援を行うほか、勝どきデイルームや多世代交流スペース「はまるーむ」を地域活動の拠点として活用し、住民主体の地域活動への支援を行い、地域課題の解決に取り組んでいる。	福祉保健部管理課 社会福祉協議会
	シニアセンター（生きがい活動支援室）の運営	中高年齢の区民（在勤者を含む。）が主体的かつ積極的に、学習・文化・レクリエーション活動、ボランティア活動等ができる拠点としてシニアセンターを設置し、パソコン教室等各種講座、施設提供を行っている。また、生きがい活動支援室を設置して、中高年齢者の生きがい・社会参加活動を支援するため、活動に関する情報や場所等を提供するとともに、生きがいづくりを支援する「生きがい活動リーダー」の育成を行っている。	高齢者福祉課

４－２－(2) 地域活動のきっかけづくり

地域活動に参加するきっかけづくりのため、区民に地域活動に関する情報提供や研修の充実を図り、地域活動へ参加するきっかけづくりを支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	男女共同参画リーダー研修の実施	中央区女性ネットワークと連携し、男女共同参画社会の実現に向けた地域での諸活動を担うリーダー的役割の人材を育成する研修を実施する。	総務課
	地域活動リーダーの養成	小・中学生が将来、地域活動に参加して活動するためのきっかけづくりとして、青少年委員が中心となり、野外活動、レクリエーション、集団生活などを行う研修会を実施している。	文化・生涯学習課
	場づくり入門講座・ささえあいサポーター養成講座の開催	地域活動のリーダーとなる区民等を養成する「場づくり入門講座」や、身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気付き、必要な支援へとつなぐ担い手を養成する「ささえあいサポーター養成講座」の開催により、地域で多様な区民がささえあう仕組みづくりを行っている。	福祉保健部管理課 社会福祉協議会
	高齢者クラブなどの活性化	高齢者クラブに対し会員数により活動助成金を交付している。また、所定の日時を定めて区民館・産業会館の一部を集会室として開放し、地域の高齢者が明るく生きがいのある生活を送るための育成指導に努めている。	高齢者福祉課
	高齢者の交流サロン（通いの場）の支援	区内に住むひとり暮らしや閉じこもりがちな65歳以上の高齢者などが身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」を立ち上げ、又は既存の団体を拡充して高齢者通いの場を運営する団体に対し、運営費の一部の補助等の支援を行っている。	高齢者福祉課
	ボランティア活動の普及啓発・支援	社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターが各種活動がスムーズに行われるよう、ボランティアや地域福祉活動に関する相談、情報提供、ボランティアの登録およびコーディネートなどを行っている。	社会福祉協議会

図表１　地域活動への参加状況

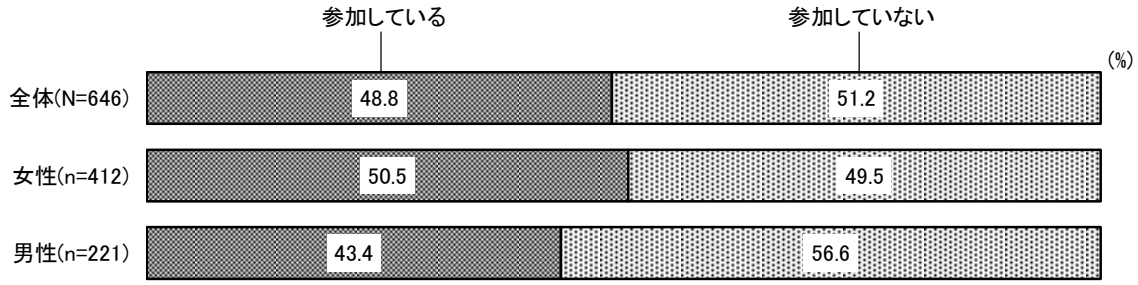

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　地域活動に参加していない理由
（現在参加していない人：複数回答）

（%）

		時間的余裕がないから	どのような活動があるのかわからないから	参加方法が分からない、きっかけがないから	人間関係がわずらわしいから	参加したい活動がないから	関心がないから
全体	(n=331)	54.7	38.7	33.2	27.8	21.5	16.6
性別 女性	(n=204)	58.3	37.7	33.8	29.9	19.6	14.7
性別 男性	(n=125)	48.8	40.0	32.0	23.2	24.0	18.4
居住歴別 ３年未満	(n=58)	41.4	55.2	44.8	36.2	24.1	19.0
居住歴別 ３年以上～６年未満	(n=65)	63.1	50.8	38.5	29.2	24.6	15.4
居住歴別 ６年以上～10年未満	(n=43)	53.5	39.5	32.6	18.6	23.3	14.0
居住歴別 10年以上～15年未満	(n=50)	72.0	32.0	26.0	28.0	18.0	10.0
居住歴別 15年以上～20年未満	(n=30)	56.7	26.7	30.0	36.7	16.7	20.0
居住歴別 20年以上	(n=83)	48.2	25.3	25.3	21.7	20.5	19.3

		子どもや高齢者がいるので出かけにくいから	経済的余裕がないから	健康に不安があるから	家族の協力、理解が得られないから	その他	無回答
全体	(n=331)	10.3	9.4	9.1	1.2	10.3	1.5
性別 女性	(n=204)	13.2	8.3	8.8	1.0	11.8	1.5
性別 男性	(n=125)	5.6	10.4	9.6	1.6	8.0	1.6
居住歴別 ３年未満	(n=58)	10.3	6.9	10.3	0.0	6.9	1.7
居住歴別 ３年以上～６年未満	(n=65)	15.4	9.2	4.6	1.5	6.2	0.0
居住歴別 ６年以上～10年未満	(n=43)	9.3	2.3	4.7	0.0	9.3	2.3
居住歴別 10年以上～15年未満	(n=50)	10.0	14.0	6.0	4.0	12.0	0.0
居住歴別 15年以上～20年未満	(n=30)	6.7	13.3	13.3	0.0	13.3	0.0
居住歴別 20年以上	(n=83)	8.4	9.6	14.5	1.2	13.3	3.6

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表３　地域活動への参加状況・意向
（「参加している」、「参加したい」と回答した割合）

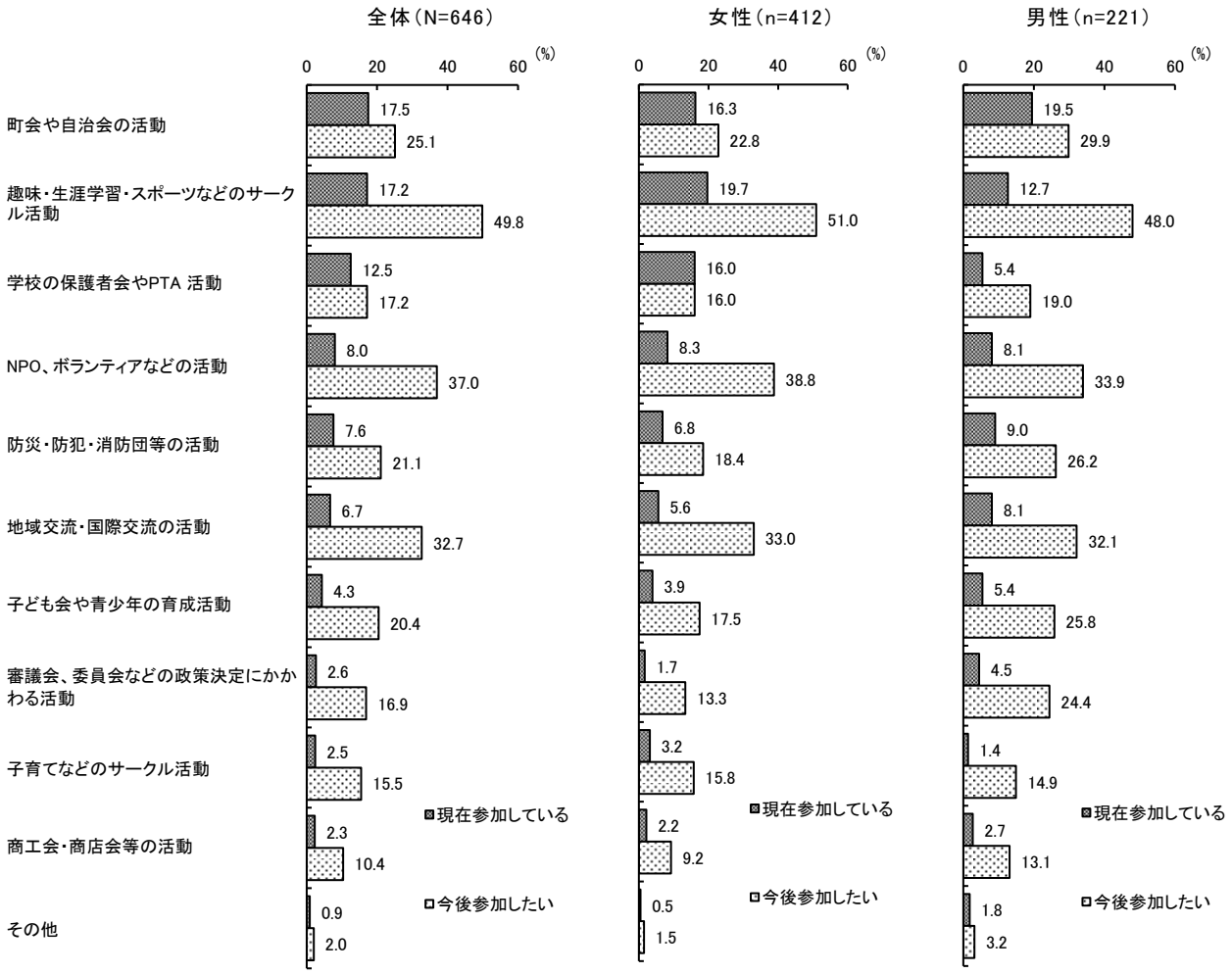

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

取り組むべき課題４－３　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

過去の災害時には、防災や復興の分野において男女共同参画の視点が不十分だったために、男女別のニーズに応じた対応ができないなどの状況も発生しました。

本区では、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大するため、中央区防災会議の委員に女性を登用し、さまざまな意見を反映しています。また、防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーとして、より多くの女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけるとともに、必要な備蓄品や資器材を配備しています。

近年、全国各地で地震や風水害が増加しており、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制のさらなる推進が求められています。

■現状

地域の防災対策において重要なことは、「災害や防災に関する知識の取得を進める」が全体で最も高く、次いで「女性の意見を踏まえて、災害備蓄品を準備する」、「防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる」となっています（図表１）。また、防災拠点（避難所）の運営で男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があることは、「男女別の配慮などによる防災拠点（避難所）のプライバシー確保（トイレ、更衣室、物干し場所等）」、「妊産婦や育児中の女性への配慮（授乳室の設置等）」、「女性用品の配布の際の配慮」が高くなっています（図表２）。

■取組の方向性

地域防災体制の強化を図るためには、高層マンションが多数立地している本区の地域特性、過去の震災、昨今の風水害の教訓などを踏まえつつ、男女共同参画の視点も欠かせないものとなっています。

このため、防災に関する政策・方針決定過程において、さらに女性の参画を拡大していく必要があります。

また、防災拠点（避難所）の開設・運営においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、特に、女性や子育て世帯にとって避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災時の肉体的・精神的負担を緩和することが重要です。

■施策

４－３－(1) 防災対策における女性の参画拡大

防災対策において、政策・方針決定過程からの男女共同参画を継続して推進していくとともに、防災拠点運営委員会など地域防災の取組において女性や子育て世帯の参加を支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	地域防災計画策定における女性の参画	地域防災計画の策定における意思決定機関である中央防災会議の委員に、防火防災女性の会（３団体）の代表を、引き続き任命する。	危機管理課
	防災拠点運営委員会における男女共同参画の支援	女性に配慮した防災拠点運営を推進するため、女性の積極的な参画を支援する。	防災課

４－３－(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

女性の視点に配慮した防災拠点（避難所）の開設・運営を円滑に行うことができるように、防災拠点運営委員会で活動・利用計画などの検証に取り組みます。

平時からの備えとして、男女共同参画の視点を取り入れた防災組織づくり、物資および防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備を進めます。

No.	事業名	事業内容	所管課
	防火防災女性の会の運営支援	防火知識や防災に対する意識、行動力の向上を図るため防火防災女性の会に対し運営費の助成を行う。	防災課
	防災訓練への参加促進	防災拠点運営委員会や区ホームページなどを通じ、多くの方々が防災訓練に参加できる取組を行う。	防災課
	女性に配慮した物資の整備	避難所において生活必需品や防犯用品など女性に配慮した備蓄を行う。	防災課
	女性の視点などに配慮した防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備	避難所運営に関する女性の参画や専用スペースの指定など、女性への配慮事項をマニュアルに盛り込む。	防災課

図表１　地域の防災対策において重要なこと（複数回答）

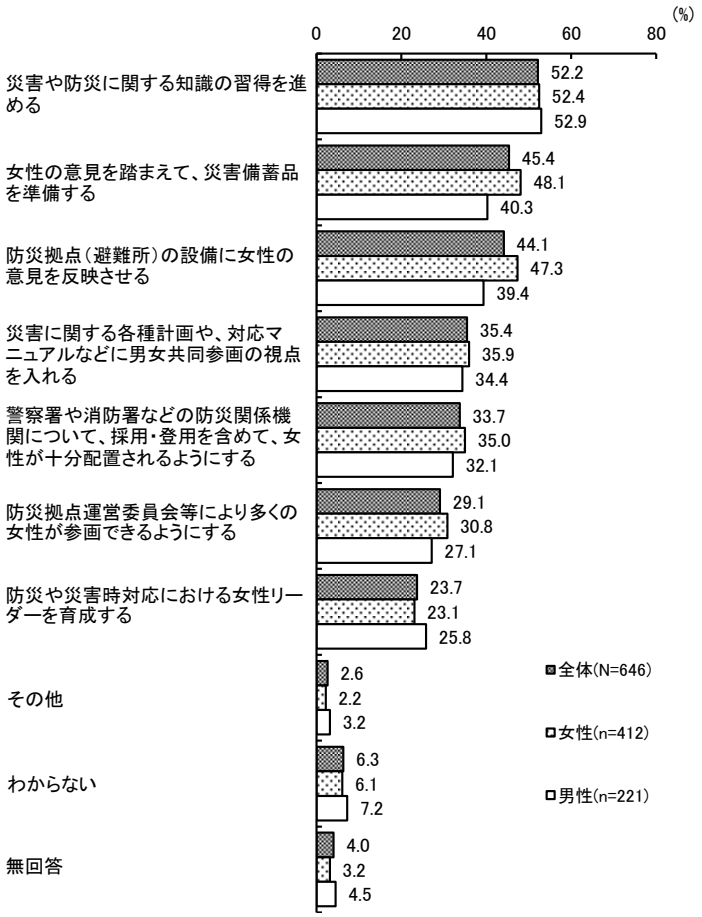

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　防災拠点（避難所）の運営において男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があること（複数回答）

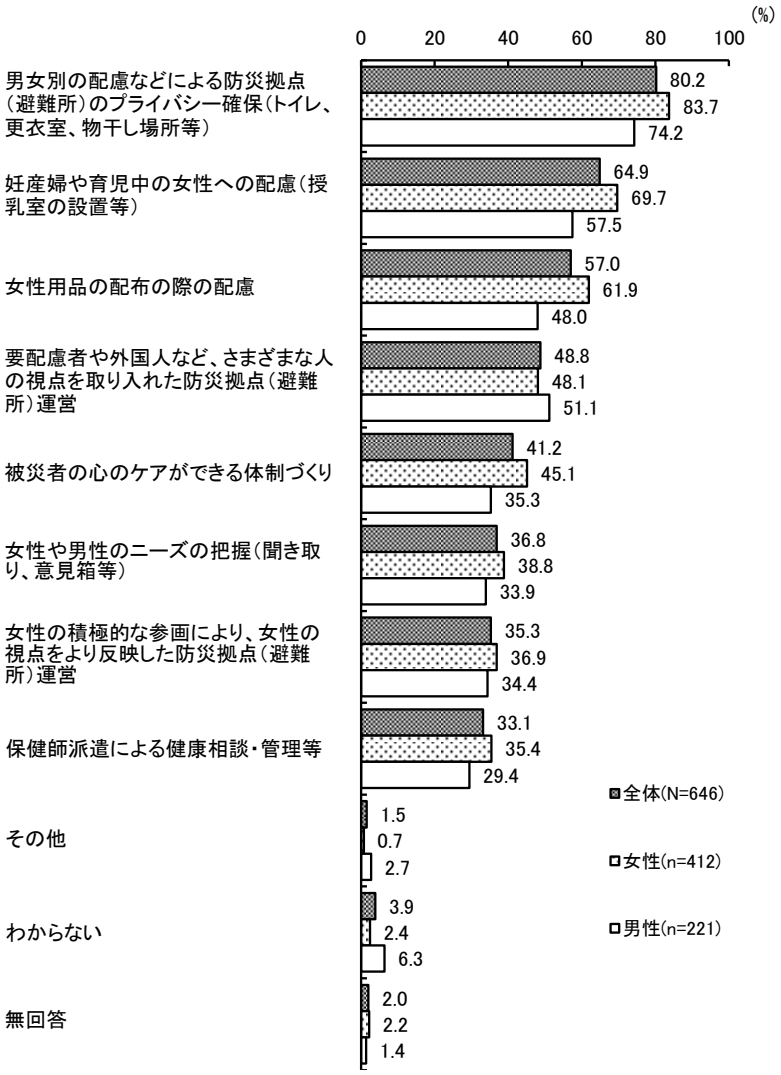

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

基本目標５　男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

男女共同参画社会の実現には、一人一人が仕事や生活などあらゆる場面で男女共同参画を推進していくとともに、地域全体にその理念を広げていくことが重要です。そこで、地域のさまざまな団体の取組への支援や担い手の育成を行い、地域における男女共同参画を推進する必要があります。

このため、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点施設として「ブーケ21」の役割を明確にし、関係機関・団体・区民等と連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて運営する必要があります。

「ブーケ21」は、団体の自主的活動の場であるとともに、男女共同参画に関する啓発や情報提供、女性相談や男性電話相談を行うなど、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たす拠点です。今後も、「ブーケ21」のさらなる活用を図り、区民や事業所などに向けて、男女共同参画に関するさまざまな情報を発信していくとともに、団体間の活動をつなげていく役割を果たすことが求められています。

そのため、「地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成」、「誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用「」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題５－１　地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育

単身世帯の増加などの家族形態の変化や人々のライフスタイルの多様化などに伴い、区民と地域とのつながりが希薄化していく中、地域社会の活力を高めていくためには、より多くの多様な人材が地域活動に参加していくことが必要です。

■現状

「ブーケ21」では男女共同参画の視点を持った地域の人材を育成するため、年1回、男女共同参画リーダー研修を実施し、毎年20人程度が参加しています（図表１）。

「ブーケ21」の登録団体数は、平成28年度までは90団体程度でしたが、平成29年度以降は80団体程度で推移しています（図表２）。

また、地域における方針決定過程への参画は、大半が男性となっており、町会・自治会長に占める女性の割合は、東京都の平均よりも低くなっています（図表３）。活力ある地域社会を実現するため、今後も女性がリーダーとして活躍できるよう支援する必要があります。

■取組の方向性

地域活動への参加意欲のある女性などが積極的に地域活動へ参加し、方針決定過程においても中心的な役割を果たせるように、女性の人材やグループ・団体の育成を図り、リーダーとして活躍できるよう支援する必要があります。

■施策

5－1－(1) 地域活動における女性リーダーの育成

地域のさまざまな活動でリーダーシップを発揮できる女性の人材育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	男女共同参画リーダー研修の実施 （No.●再掲）	中央区女性ネットワークと連携し、男女共同参画社会の実現に向けた地域での諸活動を担うリーダー的役割の人材を育成する研修を実施する。	総務課
	事業協力スタッフ養成講座の開催	「ブーケ21」が実施する事業活動を通じて、講座等の企画・運営や情報誌の作成などの経験を蓄積し、さまざまな分野の地域活動で活躍できる人材を育成する。	総務課

5－1－(2) 「ブーケ21」利用団体に対する支援

女性団体や地域で活動する団体が、「ブーケ21」を活動拠点として利用し、交流できるように支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
	集会施設利用時の託児室利用	使用料を伴う「ブーケ21」利用者に無料で託児室を貸し出し、子育て中の方でも利用しやすいよう配慮している。	総務課
	団体活動紹介ブースの設置	「ブーケ21」１階に登録団体の紹介ブースを設置し、その活動を広く周知する。	総務課
	男女共同参画団体の活動への助成 （No.●再掲）	男女共同参画社会の実現を目的として、「ブーケ21」を拠点として活動する団体等が実施する学習・啓発活動を支援するため、必要な経費の一部を助成する。	総務課
	交流・発表の場の提供	中央区ブーケ祭り、ひな祭りロビーコンサートなど「ブーケ21」１階交流コーナーにおいて、登録団体等の発表の機会を設ける。	総務課

図表１　リーダー研修参加者数

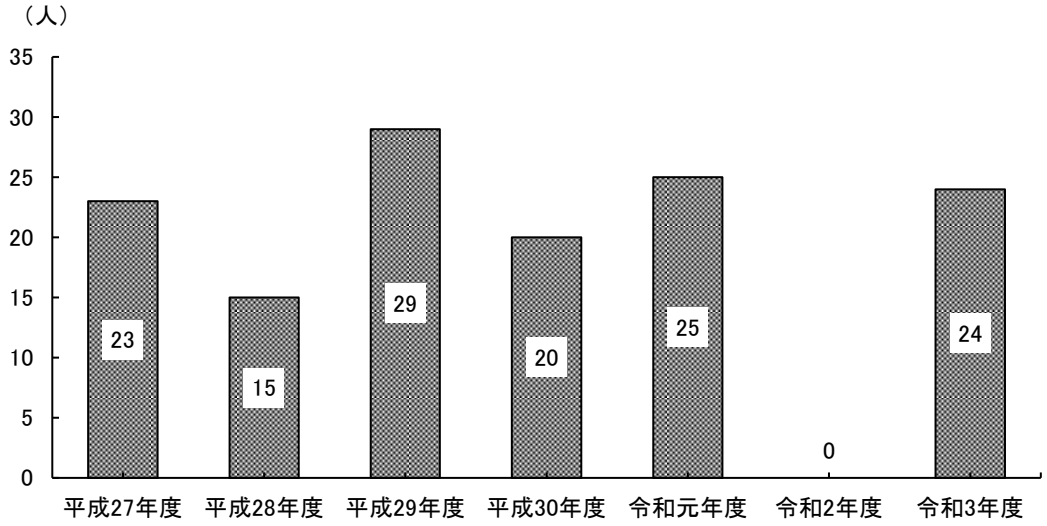

※令和2年度は新型コロナ感染症の拡大により中止

資料：中央区

図表２　「ブーケ21」登録団体数の推移

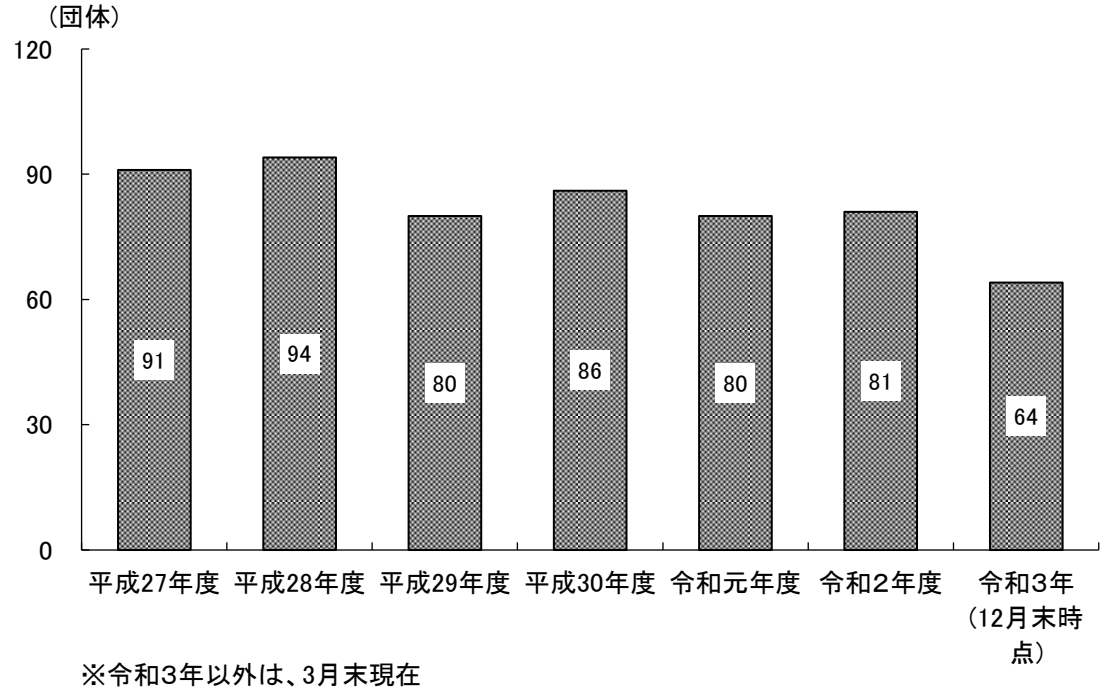

※令和3年以外は、3月末現在

資料：中央区

図表３　町会・自治会の会長に占める女性の割合の推移（中央区）

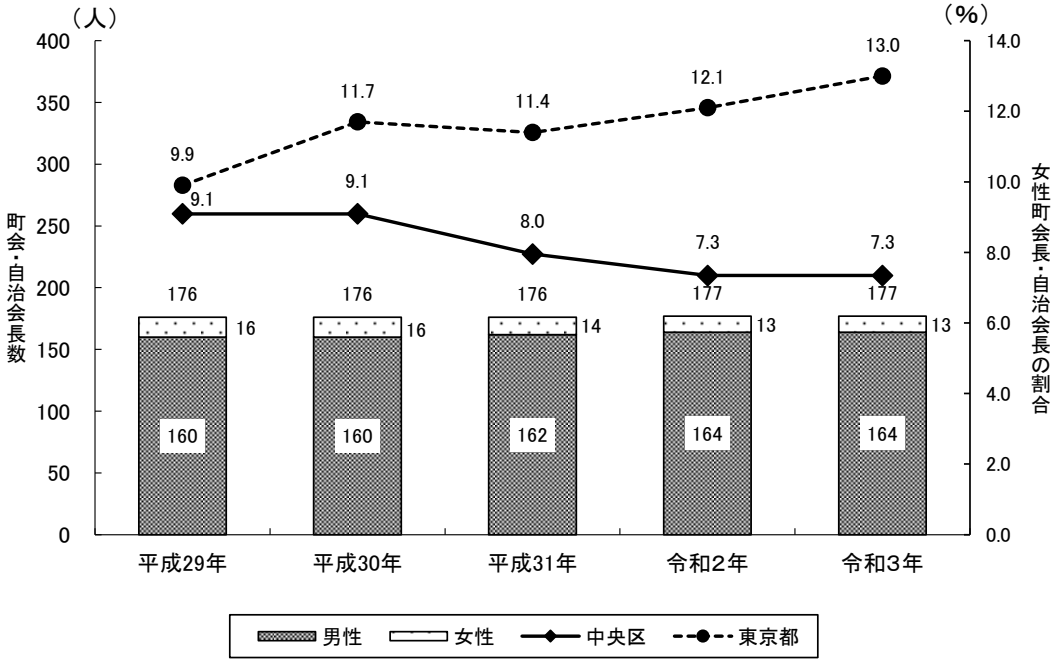

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
（内閣府　男女共同参画局）より（各年４月１日時点）

取り組むべき課題５－２　誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用

「ブーケ21」は、男女共同参画の推進を目指して活動する人を支援するため、団体に対する活動支援をはじめ、女性相談、男女共同参画に関するさまざまな事業を行ってきました。

開設から30年が経過し大規模改修が必要になっていること、時代のニーズに合わせたサービス提供のあり方を検討することが望まれています。

■現状

区アンケートによれば、「ブーケ21」について、施設があることを知っている人（＜利用層＞と＜認知・非利用層＞）は約半数を占めています。施設があることを知らない人（＜非認知層＞）は、男性で６割近く、居住歴３年未満の人で７割台となっています（図表１）。この割合は、5年前とほとんど変化がありません。

また、「ブーケ21」事業の利用意向では、「「ブーケ21」ホームページ」が全体で最も多く、次いで「「ブーケ21」女性相談」、「中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」」となっています（図表２）。

■取組の方向性

男女共同参画社会づくりの拠点として、講座などの事業の他にも区ホームページや中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」等の充実を図り、区民へ男女共同参画に関する情報を積極的に発信し、「ブーケ21」の利用促進を図ることが必要です。

男女共同参画社会の実現には、男性の理解も欠かせないことから、男性に対しても、また地域のさまざまな団体に対しても「ブーケ21」の利用を積極的に働きかけ、意識啓発を図っていく必要があります。

さらに、「本の森ちゅうおう」等を拠点として活動する団体や区民との連携事業の実施について検討していく必要があります。

■施策

5－2－(1) 「ブーケ21」のさらなる活用の推進

男女共同参画社会づくりの拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた男女別のニーズに応え、すべての区民から利用される施設としていくために、「ブーケ21」の事業を充実し、活用を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
	新たな団体区分創設の検討	現在の「ブーケ21」登録団体のほか、男性だけでも設立できる新たな団体区分の創設に向けて検討する。	総務課
	中央区ブーケ祭りの充実	男女共同参画を推進する拠点施設としての「ブーケ21」の活性化を図り、登録団体の相互交流を通じて意識及び主体的力量を高めるため、実行委員会形式でブーケ祭りを実施する。	総務課
	研修室などの利用促進	施設の認知度を向上させるため、区広報紙をはじめ、さまざまな機会を通じて広報を行う。また、キャッシュレス決済やインターネット抽選の導入検討など施設の利便性向上を図る。	総務課

5－2－(2) 近隣施設との連携

「本の森ちゅうおう」を拠点として活動する団体や区民との連携事業の検討を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
	近隣施設との連携による活性化	「本の森ちゅうおう」との事業連携を検討するとともに、「ブーケ21」が事業等を実施する際は近隣保育園等を通じた情報発信を行う。	総務課

図表１　「ブーケ21」の認知・利用状況

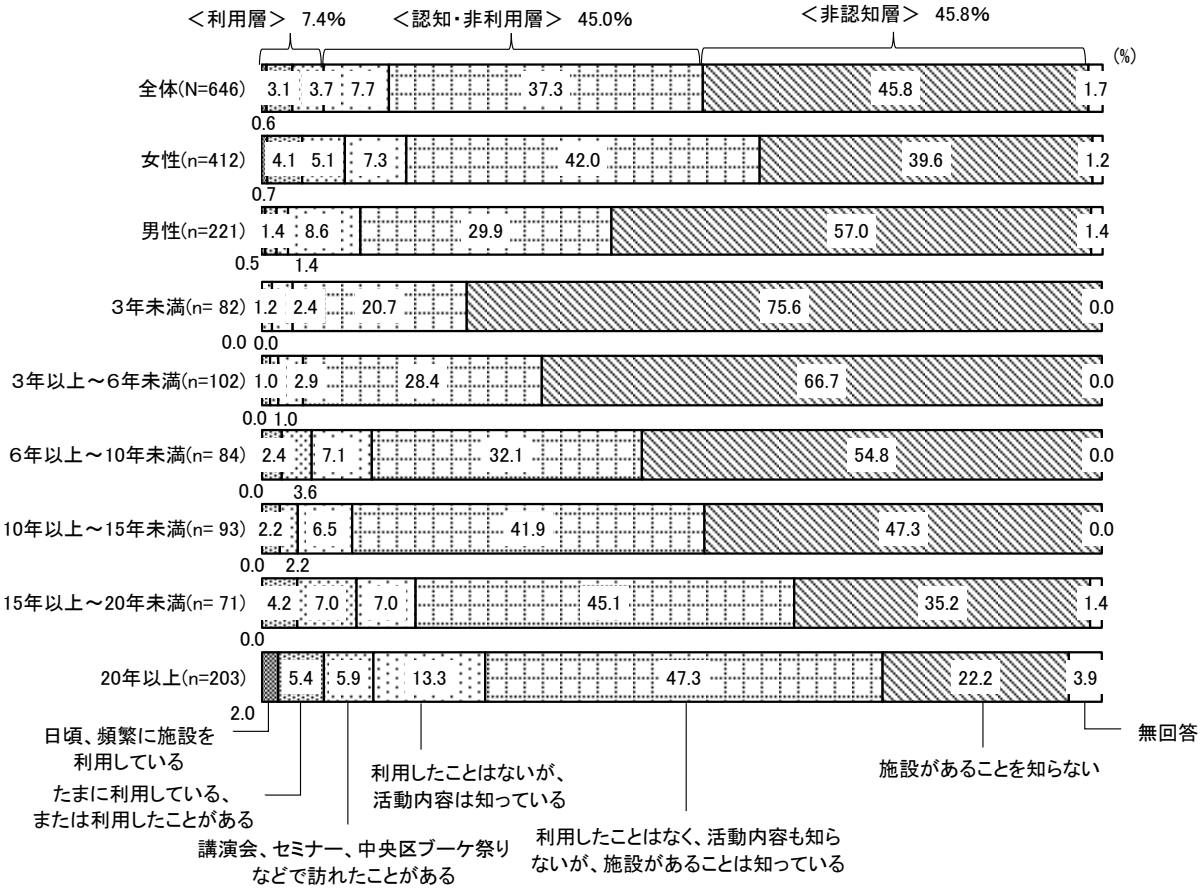

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２　「ブーケ21」事業の利用意向

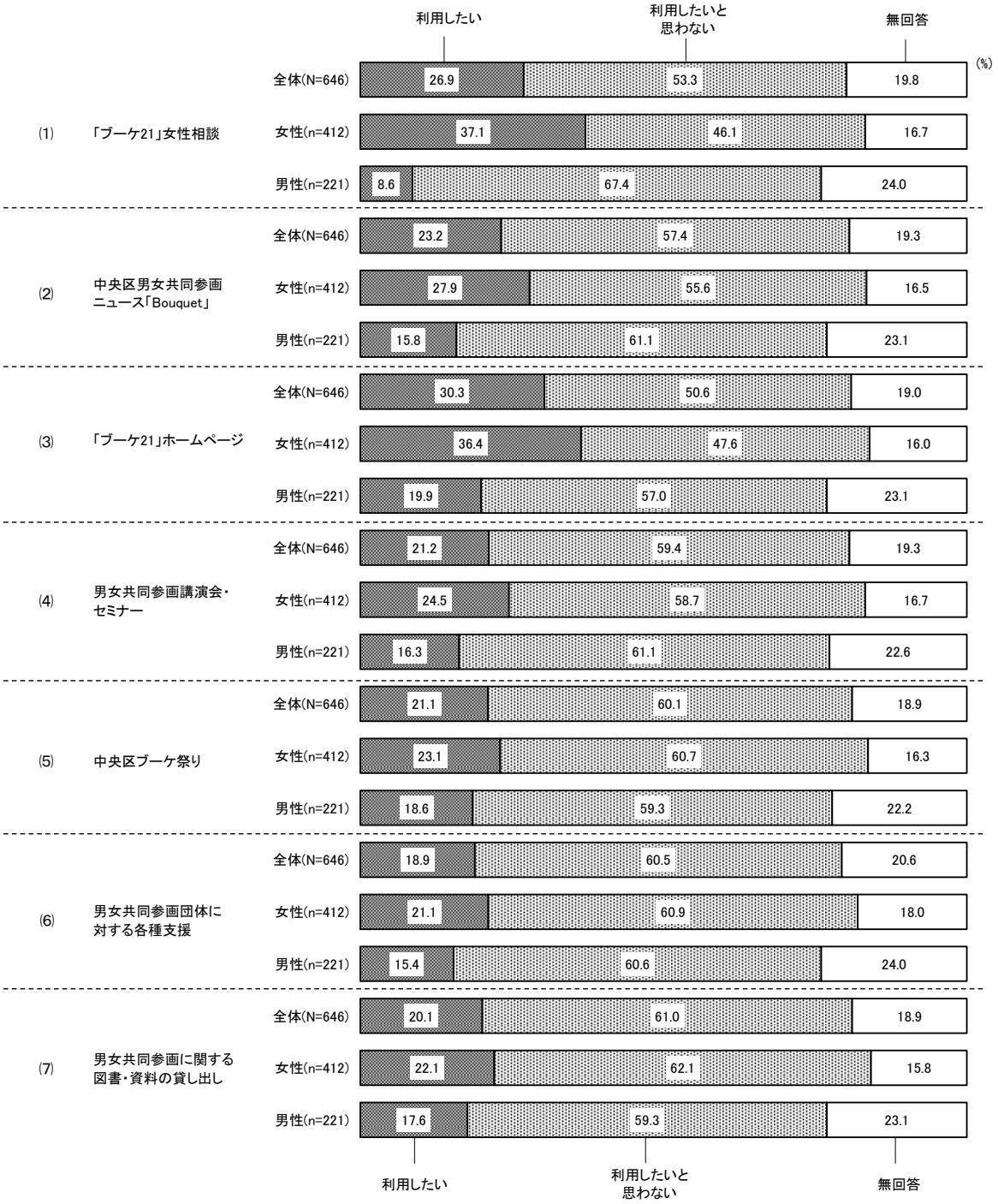

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）